

令和5年2月定例会

総務政策常任委員会会議録

令和5年3月3日・6日～7日・9日

場 所 第2委員会室

令和5年3月3日(金曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 令和5年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第3号 令和5年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第24号 宮崎県退職手当基金条例
- 議案第26号 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 宮崎県収入証紙条例の一部を改正する条例
- 議案第36号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第43号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第9号)
- 議案第44号 令和4年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第45号 令和4年度宮崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)
- 議案第64号 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例
- 議案第72号 工事請負契約の変更について
- 議案第73号 工事請負契約の変更について
- 議案第74号 工事請負契約の変更について
- 議案第81号 知事の給料の減額に関する条例
- 請願第9号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願

○請願第14号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

○その他報告事項

- ・次期総合計画アクションプラン骨子(案)について
 - ・令和2年度宮崎県県民経済計算について
 - ・宮崎県中山間地域振興計画の素案について
 - ・宮崎県離島振興計画の素案について
 - ・みやざきフードビジネス振興構想の骨子(案)について
 - ・宮崎県情報化推進計画(中間見直し)の素案について
 - ・みやざき文化振興計画(仮称)の素案について
 - ・令和4年度「人権に関する県民意識調査」結果の概要について
 - ・国スポ・障スポに向けた県有主要3施設の整備状況について
 - ・県有主要施設(体育館・陸上競技場)の維持管理について
 - ・令和5年度総合政策部組織改正案
 - ・令和5年度組織改正案について
 - ・新たな行財政改革プラン(素案)について
 - ・指定管理者制度について
- 閉会中の継続審査について

出席委員(8人)

委 員 長	日 高 博 之
副 委 員 長	日 高 利 夫
委 員	星 原 透
委 員	中 野 一 則
委 員	外 山 衛
委 員	太 田 清 海
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	有 岡 浩 一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 松浦直康
 政策調整監 吉村達也
 総合政策部次長
 (政策推進担当) 川北正文
 総合政策部次長
 (県民生活・サミット担当) 殿所大明
 総合政策課長 津田君彦
 広域連携推進室長 池田幸優
 G7宮崎農業大臣
 会合推進室長 中村智洋
 秘書広報課長 長友修一
 広報戦略室長 鬼塚保行
 統計調査課長 小園浩孝
 総合交通課長 佐野晃浩
 中山間・地域政策課長 湯地正仁
 産業政策課長 大野正幸
 デジタル推進課長 甲斐慎一郎
 生活・協働・
 男女参画課長 牛ノ濱和秀
 交通・地域安全対策監 川越直海
 みやざき文化振興課長 徳山久明
 人権同和対策課長 壺岐秀彦
 国スポ・障スポ準備課長 塩田康一

総務部

総務部長 渡辺善敬
 危機管理統括監 横山直樹
 総務部次長
 (総務・市町村担当) 小牧直裕
 総務部次長
 (財務担当) 児玉憲明
 危機管理局長
 兼危機管理課長 松野義直
 総務課長 渡邊世津子
 人事課長 川畑敏彦

行政改革推進室長 壺岐さおり
 財政課長 高妻克明
 財産総合管理課長 鹿島寛俊
 税務課長 満留芳文
 市町村課長 児玉洋一
 総務事務センター課長 朝稲晃
 消防保安課長 寺田健一

会計管理局

会計管理者兼
 会計管理局長 矢野慶子
 会計管理局次長 藤井博文
 会計課長 吉元克哉
 物品管理調達課長 堅田浩明

人事委員会事務局

事務局長 日高幹夫
 総務課長 黒岩賢二
 職員課長 森山紀子

監査事務局

事務局長 高山智弘
 監査第一課長 山崎博信
 監査第二課長 後藤正司

議会事務局

事務局長 渡久山武志
 事務次局長 坂元修一
 総務課長 濱崎俊一
 議事課長 鬼川真治
 政策調査課長 伊豆雅広

事務局職員出席者

議事課主査 牛ノ濱晋也
 総務課主事 大島采香

午前10時2分休憩

○日高委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。

お手元に配付している資料、委員会審査の進め方を御覧ください。

まず1、審査方針についてであります。

当初予算の審査に当たっては、重点事項・新規事業を中心に説明を求めることとし、併せて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明を求めることとしております。

次に、2、当初予算関連議案等の審査についてであります。

当初予算については、当初予算全体の説明を聞くため、総務部の審査を最初に行い、その後総合政策部などの審査を行いたいと存じます。

また、総務部及び総合政策部の審査につきましては、長時間にわたることが予想されますので、お手元の資料のとおり班を分けて説明・質疑を行い、最後に総括質疑を行いたいと存じます。

審査の進め方については以上であります。このとおり進めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部の入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託されました補正予算議案等について、部長の概要説明を求めます。

○松浦総合政策部長 総合政策部でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず初めに、お礼を申し上げます。

2月1日に台湾のチャイナエアライン本社におきまして、議会から中野議長にも御参加いただき、宮崎—台北線の国際定期便の早期再開に向けた要望活動を行っていただきました。誠にありがとうございました。一日も早い再開に向けて取り組んでまいりますので、引き続き御支援、御鞭撻のほどよろしくお願いたします。

また、2月21日に開催いたしました第27回若山牧水賞の受賞式に中野議長にも御出席いただきました。誠にありがとうございました。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます当部関係の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

総務政策常任委員会資料の2ページを御覧ください。

目次でございます。まず、I、予算議案であります。令和4年度2月補正予算案の議案第43号が一般会計、第44号が開発事業特別資金特別会計であります。

その下、II、特別議案につきましては、議案第64号「宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例」、それから、議案第72号から第74号が「工事請負契約の変更について」となっております。

ページ右側の、III、その他報告事項といたしまして、次期総合計画アクションプラン骨子

(案)についてを含めて10件の報告をさせていただきたいと思っております。

3ページを御覧ください。

令和4年度2月補正予算案でございます。総合政策部の一般会計の歳出につきましては、一般会計の表の右下、合計を御覧ください。

今回の補正額につきましては、19億5,109万6,000円の減額をお願いしております。これにより、補正後の総合政策部の予算額は253億8,110万1,000円となります。これは、国庫補助決定等に伴うものや執行残による減額補正をお願いするものであります。

その下、開発事業特別資金特別会計の表の左側を御覧いただきますと、今回の補正額は1,355万3,000円の減額でありまして、補正後の額につきましては1,448万9,000円となります。これは、九州電力の株式配当の減及び一般会計への繰越額の確定などによるものであります。

4ページを御覧ください。

繰越明許費の補正(追加)であります。表にありますとおり、県立芸術劇場大規模改修事業、私立学校スクールバス安全装置導入支援事業、県有スポーツ施設整備事業の3つの事業につきまして、合計で7億488万8,000円の繰越しをお願いするものであります。

5ページからにつきましては、特別議案及び報告事項についての資料となっております。それぞれ担当課長から詳細を説明させていただきたいと思っております。

私からは以上であります。どうぞよろしくお願いたします。

○日高委員長 次に、予算議案・特別議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○津田総合政策課長 私のほうから総合政策部の繰越明許費補正について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料4ページを御覧ください。

繰越明許費補正(追加)で、3事業7億488万8,000円の繰越しをお願いするものです。

まず、1つ目の県立芸術劇場大規模改修事業です。

これは、県立芸術劇場の消防設備の改修を行うにあたり、必要な部品調達の遅れなどもありまして、関係機関との調整に日時を要しましたことから、繰越しをお願いするものです。

次の、私立学校スクールバス安全装置導入支援事業でございます。

これは、子供の安全対策強化といたしまして、昨年11月補正予算でお願いしたものでありますが、国の補正予算の関係により事業実施期間が不足することなどから、繰越しをお願いするものであります。

最後に、県有スポーツ施設整備事業でございます。

これは、延岡市に整備を進めております新宮崎県体育館のサブアリーナ建設工事において、地中障害物の撤去や残土の処分方法の変更など、工法の検討等に日時を要したことによるものであります。

続きまして、当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の令和4年度2月補正歳出予算説明資料の11ページをお開きください。

総合政策課の2月補正額は、この表の一番上、左から2列目の補正額の欄であります。総額で1,403万7,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の予算額は、右から3列目の欄、38

億2,932万7,000円となります。

補正額の内訳は、一般会計が48万4,000円の減額、特別会計が1,355万3,000円の減額であります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

13ページをお開きください。

まず、(事項)職員費117万8,000円の増額であります。これは人事異動等により執行見込額との間に差額が生じたことによるものであります。

次に、その3つ下の(事項)県外事務所費230万円の減額は、県外事務所での旅費や借上車使用料の執行残でございます。

次に、(事項)県計画総合推進費258万円の増額でございますが、14ページをお開きください。説明欄3の宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金積立金の308万円の増額であります。

これは、国の地方創生臨時交付金を活用して、コロナによる影響を受けた事業者を支援するために、金融機関からの融資を受けた際に生じる利子及び信用保証料の負担軽減に必要な経費を基金に積み立てるものであります。今回、令和4年度の対象事業費が確定したことに伴い増額するものであります。

次に、(事項)エネルギー対策推進費147万3,000円の減額は、説明欄2の水素エネルギー利活用促進モデル事業において、水素エネルギーの利用拡大に資する研究等への補助金を公募し、交付決定した結果によるものであります。

次に、15ページを御覧ください。

開発事業特別資金特別会計であります。

中ほどの(事項)積立金572万1,000円の減額は、九州電力の株式配当金の減によるものであ

ります。

最後に、その下の(事項)繰出金783万2,000円の減額は、先ほど御説明いたしました当課の水素エネルギー利活用促進モデル事業及び農政水産部所管の未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援事業、環境森林部所管の流木抑制等バイオマス活用促進事業の3つの事業費が減額となったことによりまして、その財源である一般会計の繰出金を減額するものであります。

○長友秘書広報課長 秘書広報課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の17ページを御覧ください。

秘書広報課の2月補正額につきましては、左から2列目の欄のとおり、1,312万3,000円の減額補正をお願いしておりまして、補正後の額は右から3列目の欄のとおり、5億74万8,000円となります。

それでは、補正の主な内容につきまして御説明いたします。

19ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)秘書業務費128万8,000円の減額であります。これは、主に新型コロナの影響により、各種行事が中止となったことに伴い、知事や副知事の旅費、交際費などの活動経費に執行残が生じたものであります。

次に、3段下の(事項)広報活動費714万4,000円の減額であります。主な内容としまして、説明欄1の印刷広報事業143万6,000円の減額であります。これは県広報みやぎの配布等に係る経費の執行残によるものであります。

また、6のオンライン映像配信強化事業375万5,000円の減額であります。これは、知事定例記者会見の環境整備等に係る入札執行残などによるものであります。

○津田総合政策課長 すみません、誠に失礼い

たしました。1つ特別議案の説明を忘れておりました。

常任委員会資料の5ページをお開きください。

議案第64号「宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例」でございます。

1の改正理由でございますが、新型コロナの影響により事業活動に支障が生じている事業者等に対して、引き続き利子補給等支援を行うため、基金の設置期間の終期の延長を行うものであります。

2の改正の内容でございますが、今御説明いたしました事業の終期の延長に伴いまして、附則で定める基金の設置期間を1年延長し、令和10年6月30日までとするものであります。

3の施行期日につきましては、公布の日としております。

○小園統計調査課長 統計調査課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の21ページを開きください。

統計調査課の補正額は、この表の左から2列目、1,367万4,000円の減額であります。これにより、補正後の額は右から3列目、2億6,639万6,000円となります。

補正の主な内容について御説明いたします。

23ページを開きください。

まず、上から5段目の(事項)職員費につきましては、400万9,000円の増額であります。

これは、人事異動等により執行見込額との間に差額が生じたことによるものであります。

次に、一番下の(事項)労働諸統計費389万7,000円の減額であります。

これは、雇用や給与等の労働状況を把握するための調査経費でございますが、国の委託費の交付決定に伴う減額や、統計調査員の報酬等に

不用額が生じたものであります。

24ページをお開きください。

上から2つ目の(事項)委託統計諸費558万7,000円の減額であります。主なものとしまして、説明欄の2の一般事務費、5の統計調査業務共通経費でございますが、国の委託費の交付決定に伴う減額や、調査票の審査を行う職員の報酬等に執行残が生じたものであります。

次に、2つ下の(事項)就業構造基本調査費291万2,000円の減額であります。これは、5年に一度実施される就業構造基本調査に要する経費でございますが、市町村交付金など国の委託費の交付決定に伴う減額や審査等に要する経費に執行残が生じたものであります。

○佐野総合交通課長 総合交通課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の27ページを御覧ください。

総合交通課の補正予算は、左から2列目、総額で2億8,281万円の減額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3列目、36億8,737万8,000円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。

29ページをお開きください。

まず、中ほどにあります(事項)広域交通ネットワーク推進費について794万6,000円の減額であります。主な内容としましては、説明欄の4、交通・物流事業者燃料高騰等対策事業について735万8,000円を減額するものでございます。

これは、当初の見込みより事業者からの申請台数が少なかったことによるものでございます。

次に、その下の(事項)地域交通ネットワーク推進費について2億447万1,000円の減額であります。主な内容としましては、説明欄の1、

地方バス路線等運行維持対策事業について1億8,302万6,000円を減額するものです。

30ページをお開きください。

減額の理由につきまして御説明いたします。

まず、(1)バス路線運行維持対策事業について、コロナ禍により地域間幹線系統の運行回数が減少し、欠損額が圧縮されたことや、(4)宮崎県バスネットワーク最適化支援事業について、当初予定していたバス路線の見直しを、昨年の宮崎交通株式会社の申出を受けまして、関係者間で継続して協議をすることとなったことによるものでございます。

また、3の公共交通事業者等特別利子補給事業について1,192万8,000円の減額であります。

これは、当初の見込みより補助対象となる利息の額が減少したことによるものでございます。

次に、その下の(事項)航空交通ネットワーク推進費について6,082万3,000円の減額であります。主な内容としましては、説明欄の2、公共交通・物流需要回復プロジェクト事業について4,827万4,000円の減額であります。

この事業は、新型コロナの影響を受けている陸海空の交通機関の利用促進を図るものですが、第8波の影響等もございまして、当初の見込みより利用者数が少なかったことなどによるものでございます。

最後に、その下の(事項)運輸事業振興費について442万4,000円の減額であります。主な内容としましては、説明欄の1、運輸事業振興助成交付金について、補助金の算定に用いる基礎数値を国が確定したことに伴い減額するものでございます。

○湯地中山間・地域政策課長 中山間地域政策課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の31ページを御覧ください。

当課の補正予算額は左から2列目にあります1億2,080万8,000円の減額補正で、補正後の額は、右から3列目にあります7億6,508万5,000円となります。

補正の主なものについて御説明いたします。

33ページをお開きください。

まず、ページ中ほどにあります(事項)中山間地域振興対策費で2,321万3,000円の減額であります。主なものとしまして、説明欄の5、「宮崎ひなた生活圏づくり」地域の絆ステップアップ事業722万3,000円の減額であります。

これは、地域住民の合意に基づいて実施する人口減少抑制や日常生活に必要なサービスの確保に資する取組——例えば、高齢者等の交流拠点施設整備などがありますが——それらの初期費用を補助するもので、新型コロナの影響により地域の話合いが中断し、合意形成まで至らなかったことで、補助申請が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、その下の8、地域移動手段確保支援事業700万円の減額であります。

これは、地域住民が主体となって実施する互助輸送などの移動手段確保に向けた取組の検討や実証運行等にかかる経費を補助するものであります。

当初、延岡市や串間市など4地域において実施を見込んでいましたが、これも新型コロナの影響により、地域内での話合いや検討が進まなかったことで、補助申請が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、一番下の(事項)地域活性化促進費で5,006万4,000円の減額であります。

34ページをお開きください。

主なものとしましては、説明欄の3、未来へ駆ける市町村地域づくり総合支援事業4,833

万2,000円の減額であります。

これは、市町村が地域または他の市町村と連携し、地域資源を生かして地域活性化に取り組む事業を支援するものでありますが、市町村との協議の結果、ほかの事業の活用や後年度に向けた事業内容の練り上げなどを理由に、市町村からの交付申請額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、その下にあります(事項)移住・定住促進費で4,480万2,000円の減額であります。主なものとしまして、説明欄の1、宮崎ひなた暮らし移住・定住促進事業915万8,000円の減額であります。

これは、移住相談窓口として、宮崎ひなた暮らしUIJターセンタを県内外4か所で運営するとともに、都市部での移住相談会や移住・定住に取り組む市町村への支援を行うものですが、新型コロナの影響を考慮し、一部の移住関連イベントが対面からオンラインでの開催に変更となったことや、情報発信のみとなったことなどによる事業費の執行残であります。

また、2、移住者受入環境整備・情報発信強化事業3,114万4,000円の減額であります。

これは、空き家等を活用し、移住希望者の受入れ環境を整える市町村を支援するとともに、本県ならではの暮らしの魅力等について情報発信を行うものですが、移住者向けの空き家改修に係る補助のうち、市町村が空き家を借り上げ、改修した上で移住者に貸し出す取組、いわゆるサブリース等に係る申請が、当初見込みを下回ったことなどによるものであります。

○大野産業政策課長 産業政策課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の35ページを御覧ください。

産業政策課の2月補正額は、左から2列目、59

万5,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の予算額につきましては、右から3番目、5億7,056万8,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

37ページを御覧ください。

ページの下のほうにあります(事項)みやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進費が2,421万4,000円の減額補正であります。主な内容としまして、説明欄の1、地域雇用再生事業の(1)地域の産業資源を活用した新たな雇用の場創出事業が1,497万8,000円の減額であります。

これは、地域団体等が地域にある資源を活用して事業展開の多角化を図る事業について支援するものですが、地域団体等からの申請が当初の見込みを下回ったことによるものです。

次に、2、地域雇用活性化事業の(2)フードビジネス推進基盤強化事業が500万円の減額であります。

これは、みやざきフードビジネス相談ステーションを設置して、事業者の商品開発等に関する課題解決を支援するものですが、新型コロナの影響等により、一部事業をオンライン開催にするなどして行ったことによるものであります。

38ページをお願いいたします。

まず、一番上の欄の(事項)みやざき地方創生若者定着促進費であります。1,545万4,000円の増額であります。主な内容としましては、説明欄の1、大学を中心とした産業人財育成拠点構築事業が500万円の減額であります。

これは、産業人財育成プラットフォーム事務局である宮崎大学を核として、産業人財育成・確保の取組を企画・運営する体制を構築する事業であります。これも新型コロナの影響を受け、学生と企業との交流会等が一部予定どおり

実施できなかったことに伴い減額するものです。

次に、説明欄の2、みやざき産業人財確保支援基金事業が2,045万4,000円の増額であります。

これは、県内企業に就職した若者に対して奨学金の返還支援金を交付する事業であります。この事業を応援することを目的として寄附を頂きました企業版ふるさと納税寄附金について、奨学支援金の財源としてみやざき産業人財確保支援基金に積み立てるものであります。

○甲斐デジタル推進課長 デジタル推進課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の39ページを御覧ください。

デジタル推進課の補正予算は8,950万2,000円の減額補正で、補正後の額は右から3列目、12億6,830万円となります。

主な内容について御説明いたします。

41ページをお開きください。

まず、一番上の(事項)行政管理費ですが2,149万1,000円の減額であります。

これは、ICT活用による業務効率化推進事業において、テレワーク環境の整備を予定しておりましたが、地方公共団体情報システム機構が提供する「自治体テレワークシステム」を活用することによりまして、多くの職員が自宅のパソコンを用いてテレワークを行うことが可能となったため、テレワーク用端末の整備費用が抑えられたものであります。

次に、一番下の(事項)行政情報処理基盤整備費ですが、1,411万4,000円の減額であります。

これは、職員が使用するパソコン賃借料の入札による執行残等であります。

次に、42ページをお開きください。

上の(事項)行政情報システム整備運営費ですが、2,923万2,000円の減額であります。主な理由としまして、説明欄の2、県庁LAN運営

費1,048万2,000円の減額であります。

これは、県庁LAN設備更新工事の入札による執行残等であります。

また、説明欄の4、県庁ネットワーク情報セキュリティ緊急強化対策事業1,270万2,000円の減額であります。

これは、庁内外からの情報セキュリティーに対する脅威に対応するため、県庁LANを3つの系統に分離し、管理運用するための経費であります。今年度インターネット閲覧システムを更新したことに伴う入札による執行残等であります。

次の(事項)電子県庁プロジェクト事業費ですが、2,335万5,000円の減額であります。主な理由としまして、説明欄の2、公的個人認証サービス運営事業の657万1,000円の減額であります。

これは、オンラインでの行政手続等を行う際、本人確認を行うための「公的個人認証サービス」について、運営機関に支払う負担金の額が確定したことに伴う執行残であります。

なお、説明欄の13、マイナポイント取得促進事業の200万1,000円の増額についてであります。これは国のマイナポイント第2弾が期間延長されたことに伴い、県の啓発活動を強化するための経費として増額をお願いするものであります。

一番下の(事項)地域情報化対策費ですが、154万5,000円の減額であります。

43ページを御覧ください。

主な理由ですが、説明欄の2、ローカル5G等を活用した地域課題解決実践事業の108万4,000円の減額であります。

これは、県外事業者との打合せをオンラインに切り替えたこと等による旅費の執行残等であ

ります。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の45ページを御覧ください。

当課の補正額は2,780万1,000円の減額で、補正後の額は右から3列目の4億5,180万3,000円となります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

48ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項)職員費が973万2,000円の減額であります。

これは、主に人事異動により執行見込み額との間に差額が生じたことによるものであります。

次に、同じページの一番下(事項)消費者支援対策費489万3,000円の減額であります。

主なものといたしまして、説明欄の3、消費者被害防止・解決支援費368万4,000円の減額であります。これは主に消費生活啓発相談員の報酬や共済費、旅費等の執行残によるものであります。

続きまして、49ページを御覧ください。

一番上の(事項)消費生活センター設置費55万4,000円の減額であります。

これは、主に消費生活センターの空調設備更新に伴う設計委託の入札執行残等によるものであります。

次に、(事項)消費者行政交付金事業費409万1,000円の減額であります。

これは主に新型コロナの影響に伴う事業の中止や縮小により、旅費等の執行残が生じたことや、消費者行政強化に係る市町村への補助金交付額が減となったものであります。

○徳山みやざき文化振興課長 みやざき文化振

興課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の51ページを御覧ください。

当課の補正額は、左から2列目のとおり、7億5,584万1,000円の減額であります。

補正後の額は、右から3列目、85億9,480万7,000円となります。

主な内容につきまして、53ページをお開きください。

下から2つ目の(事項)職員費428万円の増額であります。これは人事異動により執行見込み額との間に差額が生じたことによるものであります。

次に、その下の(事項)県立芸術劇場費1,609万9,000円の減額であります。

内容につきましては、54ページをお開きいただきまして、一番上の欄、説明欄の1、県立芸術劇場大規模改修事業費1,412万4,000円の減額につきましては、照明設備改修工事等に係る入札残等によるものでございます。

次に、(事項)文化活動促進費1億1,399万7,000円の減額であります。主なものとしましては、説明欄の3、文化で紡ぐ地域活力の再興応援事業です。

この事業は、市町村が実施主体となり、国文祭・芸文祭の中止事業の再演や地域の伝統行事等の再開に向けた事業に対する補助として実施したものであります。1億1,154万9,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延や台風第14号の被災により、市町村における催しが中止になったことに伴いまして、対象経費が減額されたことによるものであります。

下から5番目、(事項)記紀の文化資源事業費261万4,000円の減額であります。新型コロナウイルス感染症の蔓延により、事業の一部の実施が困難となったことによる執行残でありま

す。

次に、55ページをお開きください。

(事項) 私学振興費 6億2,689万4,000円の減額であります。主なものでありますが、説明欄1の私立学校振興費補助金は、私立学校に対して経常的経費の一部を補助する事業です。

1億7,181万3,000円の減額につきましては、算定の基礎となる生徒数などが、当初の見込みを下回ったことによるものであります。

説明欄の6、(1) 就学支援金は、私立高等学校等の授業料の負担軽減を図るため、世帯の所得に応じて一定額を支援している事業です。

2億2,090万7,000円の減額につきましては、その対象生徒数が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

また、説明欄の8、私立専門学校授業料等減免事業は、私立専門学校に対し低所得世帯の生徒を対象とする授業料等の減免に要する費用を補助している事業です。

8,856万円の減額につきましても、その対象生徒数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

○吉岐人権同和対策課長 人権同和対策課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の57ページを御覧ください。

当課の補正予算につきましては、補正額の欄にありますとおり、1,041万2,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の予算額は、右から3列目のとおり、1億1,320万2,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

59ページをお開きください。

まず、表の上から5段目の(事項) 職員費ですが、326万1,000円の減額であります。

これは、説明欄のとおり職員の人件費であり、

人事異動により執行見込額との間に差額が生じたことによるものであります。

次に、表の一番下の(事項)「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費327万7,000円の減額であります。

これは、説明欄1の宮崎県人権啓発センター事業における各種人権講座の講師謝金や旅費、会場使用料等の執行残及び2の地域人権啓発活動活性化事業の国庫委託額の決定に伴う減額などによるものです。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 国スポ・障スポ準備課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の61ページを御覧ください。

国スポ・障スポ準備課の補正額は、左から2列目、6億3,604万6,000円の減額であります。

補正後の額は、右から3列目、53億4,797万6,000円であります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

63ページを御覧ください。

まず、表の中ほど上の(事項) 職員費ですが、164万7,000円の増額であります。

これは、人事異動に伴い職員数が増えたことによるものであります。

また、その下の(事項) 国民スポーツ大会事業費で、6億3,769万3,000円の減額であります。

まず、説明欄の1、国民スポーツ大会開催準備費1,205万円の減額であります。これは主に、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会への負担金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、県準備委員会が実施する競技役員等養成補助事業の一部が実施困難となったことなどにより、減額するものであります。

次に、説明欄の2、県有スポーツ施設整備事

業6億2,564万3,000円の減額であります。これは県有主要3施設の整備につきまして、建築工事の入札残が生じたこと等により減額するものであります。

続きまして、特別議案の「工事請負契約の変更」について御説明いたします。

常任委員会資料の7ページを御覧ください。

議案第72号から議案第74号につきましては、昨年11月の定例県議会におきまして御承認いただきました補正予算に基づき、工事の請負契約の変更を行いますことから、議会の議決をお願いするものであります。

まず、議案第72号についてであります。

1の工事請負契約の概要であります。工事名称は新宮崎県体育館建設主体工事、契約金額は変更前の62億9,308万4,906円から変更後の63億2,267万7,720円へと、2,959万2,814円増額するものであります。

契約の相手方及び工期につきましては、記載のとおりであります。

次に、2の変更理由であります。地中障害物の撤去や残土の処分方法の変更等によるものであります。

3の工事概要につきましては、記載のとおりであります。

続きまして、8ページを御覧ください。

議案第73号についてであります。

1の工事請負契約の概要であります。工事名称は、新宮崎県陸上競技場建設主体工事（1工区）、契約金額は、変更前の78億8,700万円から変更後の80億4,080万2,915円へと、1億5,380万2,915円増額するものであります。

契約の相手方及び工期につきましては、記載のとおりであります。

次に、2の変更理由であります。くい工事、

地盤改良工事及び基礎工事における工法変更等によるものであります。

3の工事概要等につきましては、記載のとおりメインスタンド関連の建築工事であります。

続きまして、9ページを御覧ください。

議案第74号についてであります。

1の工事請負契約の概要であります。工事名称は新宮崎県陸上競技場建設主体工事（2工区）、契約金額は、変更前の18億2,330万5,000円から、変更後の18億3,852万9,814円へと、1,522万4,814円増額するものであります。

契約の相手方及び工期につきましては、記載のとおりであります。

2の変更理由であります。先ほどの1工区と同様、くい工事、地盤改良工事及び基礎工事における工法変更等によるものであります。

3の工事概要等につきましては、記載のとおりバックスタンド関連の建築工事であります。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

○太田委員 歳出予算説明資料29ページの総合交通課の、広域交通ネットワーク推進費の説明欄の4、交通・物流事業者燃料高騰等対策事業が700万円程度の減額ということですが、ちょっともったいないかなとも思います。減額の理由についてはどう分析されていますか。

○佐野総合交通課長 この事業につきましては、昨年の6月と11月に燃油高騰対策として、バス・トラック・タクシー事業者等々への支援ということで実施したところでございます。

予算については、昨年の1月時点の宮崎運輸支局の登録台数を基に積算させていただいたのですが、その後、補助対象になる期間中に登録を抹消されたり、継続して運行されていなかったりした台数が相当程度あったというところで

ございます。

また、タクシー関係は休車されているという御事情等もありました。

金額ベースでいくと90%程度の執行見込みということで、一番多かったのはトラック事業者なのですけれども、当初予算計上したときの台数との乖離があったところがございます。

○太田委員 分かりました。

続いて、その次の30ページです。総合交通課も非常に悩ましい仕事をされているから大変だろうなと思います。この説明欄の(4)宮崎県バスネットワーク最適化支援事業は1億4,500万円程度の減額で、何か継続されたということですが、これは合意形成が難しかったという意味で捉えていいのでしょうか。

○佐野総合交通課長 こちらの事業につきましては、宮崎県バスネットワーク最適化支援基金を活用させていただきまして、今年度から令和8年度の5年間にかけて、広域的なバス路線を持続可能なものに最適化していくということで取り組ませていただいているところです。

当初、事業者からは、赤字決算の全額補填がなければ廃止という申出だったわけですが、昨年のバス部会で事業者から、廃止ありきではなく、経費の節減等や効率化にもいろいろと努力しながら、継続して協議を進めたいという申出がございまして、今年度、市町村と一緒に継続的に協議をさせていただいているところです。

当初予算を計上させていただいたときは、既存バス路線の転換等を含めて、毎年4路線から7路線の転換という形で計画させていただいたところがございますが、今年度につきましては、ある程度協議も整って、再編の見直しを一部させていただいたところが2路線となっております。それについては運行区間の短縮や、

別系統との統合で黒字化を目指す路線ということで、基金からの支出は不要でしたので、今年度については、こういう形で減額させていただいているところでございます。

ただ、引き続き継続的にやっておりますので、また来年度以降、路線の見直しを図っていききたいと思っております。

○太田委員 分かりました。悩ましい問題だったなど、苦勞されたんだろうと思います。

次に、歳出予算説明資料34ページの中山間・地域政策課の、移住・定住促進費の説明の2、移住者受入環境整備・情報発信強化事業が減額になっております。県北は特に、移住者側には家を借りたいという思いがあるけれども、仏壇がまだ家にあるからとか、そういう理由でなかなか進まない状況だと聞いたことがあります。

それで、仏壇の問題も自治体のほうでうまく合意形成しながら環境づくりをしてあげると移住者が増えるのかなと思います。

移住全体を考えながら——日向市あたりは進んでいると聞いた気がして——その辺の仏壇の関係をある程度整理するとうまく進むんじゃないかなという思いがしたものですから、県内の状況について何かありましたら教えてください。

○湯地中山間・地域政策課長 先ほど太田委員が言われたのは、今議会の田口議員の代表質問の関係だと思いますが、空き家の所有者には、他人が住むことへの抵抗感とか、老朽化に伴う改修とか、結構ハードルがあるところです。

おっしゃったような、遺影がまだ残っているとか、仏壇が残っているとということも1つのハードルではないかというところがあります。

今回、予算がかなり余ったのは、空き家の所有者が直接移住者に貸し出すというのはなかなかハードルが高いので、市町村が介在すること

で空き家の活用が進むのではないかということで、サブリース契約——市町村が所有者から空き家を借り上げて、改修した上で、移住者に貸し出すという形で事業を組んでやっているところがございます。これは高知県とかが結構進んだ取組をされております。

実際は、なかなかそこが進んでいないところがありますが、個人で改修されるケースでは、県の事業を活用して結構進んでいたりもします。全体的に見ると空き家バンクの登録数も増えてきていますので、そういったものがどんどん増えていくといいなと思っています。

○太田委員 分かりました。

あと2つほどあるんですが、みやざき文化振興課で、歳出予算説明資料の53ページに宗教法人調査費というのがありまして、執行残に伴う補正ということですが、県の宗教法人調査というのはどんな場合に必要なのか。それから、恒常的にきちんとやっておかなければならない調査というのがあるのでしょうか、その辺を説明してください。

○徳山みやざき文化振興課長 宗教法人調査ですが、当課は宗教法人の認証を行っておりまして、いろんな宗教法人からの申請に基づきまして、その宗教法人の管轄する土地であったり、社屋であったり、そういったものが正しいのかどうかを確認する場合がございますので、現地に赴き、調査するということです。

減額につきましては13万6,000円ですけれども、旅費の執行残になっております。

○太田委員 もう1つ、その関係で確認なのですが、新しく宗教法人を立ち上げたところを調査するのではなく、既存の宗教法人の固定資産の関係かなと思うのですけれども、旅費を使つての調査というのはどんな内容なのでしょうか。

○徳山みやざき文化振興課長 既存のものは、時々変更という形で認証の申請が上がってまいります。基本的には継続申請なので、調査に行くということはありません。

新規のものでどうか、内容にちょっと疑問があったりするものについて調査しているものがございます。

○太田委員 分かりました。

それでは最後にします。歳出予算説明資料55ページの私学振興費についてです。一般質問でもありましたけれども、生徒のためを思ったら、生徒寮では朝、昼、晩と3食あるべきだろうなと思いますが、私立学校の生徒寮での食事というのはどうなっているんですか。

○徳山みやざき文化振興課長 生徒寮食の取扱い、各学校において異なっていると思いますが、基本的には朝食と夕食を出すことになっていると聞いております。

校舎に学食がございますので、昼食は学食で取りまして、朝と夜は寮で取られるという形が一般的であると考えております。

○太田委員 基本的には朝、夕が用意されているということは分かりました。

この私立学校振興費補助金が1億7,000万円ほどの減額で、生徒数の減と説明がありましたが、定数もあるものですから、ある程度想定できると思います。こんなに大きな額——生徒数の見込みが食い違うというのはあるものですか。

○徳山みやざき文化振興課長 こちらも対象生徒数が見込みを下回ったという意味なんですけれども、毎年予算を多めに取っているのは事実でございます。それで、生徒が減ったというよりも——毎年多めに取っているのが実情でございます。令和2年度が10億円、令和3年度が9億円、今年度が6億円の減額補正ということ

です。

私学振興費全体で振り幅を減らすよう努力はしているところをごさいます、できるだけ現実的な額に近づきたいとは考えているところをごさいます。

○太田委員 これとやかやく言うことではないんですけど、現実には億単位で見込みが違う場合があるんだろうなとは思いますが、今言われたように努力をするということでありましたので、その辺はひとつ頑張っていたきたいと思ひます。

○井上委員 太田委員と少しかぶるんですけど、歳出予算説明資料34ページ、中山間・地域政策課の地域活性化促進費のうちの、3番目の未来へ駆ける市町村地域づくり総合支援事業の減額は非常にもったいないと思ひます。それから、移住・定住促進費の移住者受入環境整備・情報発信強化事業の減額というの、本当に残すのがもったいない、これも市町村との関係というのが非常に大きい事業だと思うんです。

この両方の関係性も含めてですけど、宮崎市を除いて考えてもらってもいいんですが、市町村づくり、地域づくりというのは、移住・定住も含め、いろんな面に一番大きく関わるので、1番目と2番目の減額理由をもっと丁寧に説明していただきたいです。

○湯地中山間・地域政策課長 減額理由ですけど、未来へ駆ける市町村地域づくり総合支援事業については、まだ具体的に計画的なものが出ていないわけではないのですが、市町村でいろんな構想的なものありまして、例えば西臼杵郡で観光の事業に取り組もうとか、それを進めていこうとは一応考えていらっしやいます。それが実際にルールに乗るかと言われると、期間とかタイミングですぐには乗らないので、そ

ういった面で、なかなかそこまで乗ってこなかったという実態があります。

あと、移住関係ですと、先ほどサブリース契約のお話をさせていただいたんですけど、市町村側からの要望もあって、私たちも市町村がサブリース契約する際のマニュアルを作って、活用してくださいと示しております。

所有者の方にとりましても、直接自分でリース契約するよりも、市町村が仲介してくれたほうがいだろうと考えていたんですけど、意外とこれが伸びないところがありました。

まだ具体的に何でそうなったのかを分析できていないのですが、来年度予算に向けては、個人改修できるケースとサブリース契約のケースの両方を市町村で選択できるようにしたいと思ひていおります。

今回サブリース契約が伸びなかった理由を整理できていないところがありますので、今後、市町村とちゃんと意見交換をして、どうやったら活用できるのかというところも話し合ひていきたいと思ひていおります。

○井上委員 全体的にそうなんですけれども、地域でどう暮らすかという暮らし方のありようをこちらも考えておかないといけないんじゃないかなと思ひていおります。

私も県議会は、県の政策については採択しているわけですから、政策のありように問題があるとは思ひていないんです。それが市町村とどう連携するのか、市町村において政策的な理解が進むかどうか非常に問題であると思ひているわけです。

それで、私の選挙区の宮崎市の場合、宮崎県内を考えると、移住してくるのには宮崎市が条件は確かにいいわけです。そういうことも含めて、全体をどう網羅しながら市町村のことを考

えていくのか——住宅の問題も含めて、どういう暮らし方をしたいのか。例えば、宮崎市に移住して、どういう生活をしたいのかによって、住宅の利用方法がすごく変わってくるわけです。

例えば、外国だとシェアハウスなんかは非常に多くなってきていますので、地域の空き家を幾つか集めてそういうのができないのかとか、いろいろ考えようがあると思うんです。

市町村と宮崎県が持っている政策との整合性です。そこの打合わせや、具体性を持たせるための検証と分析がちょっと足りないのかなと思います。せっかくある予算ですので、ぜひしっかりと使っていただきたいと思います。これは要望です。

次に、産業政策課なのですが、みやざき産業人財確保支援基金事業の増額の理由をもう1回教えてください。

○大野産業政策課長 みやざき産業人財確保支援基金事業は、県内に就職する大学生に対して奨学金の返還を支援しているわけですが、この財源に企業版ふるさと納税を使っています。そのふるさと納税分をこの基金に積み上げ、増額補正しております。

○井上委員 これはすごくいいと思うんです。企業を含めてそうなんですけれども、メッセージ性というか発信力というか、そういうのを付けていただくと、これはすごく生きる事業だと思います。基金で積み上げていくことについても非常に賛成なんですけれども、具体的にその基金をどう生かしていくのが、今後大変重要になってくるのかなと思うんです。

県内への若者定着を促進させるという、この事業自体が、これから宮崎を再生していくときの一番のキーポイントになっていく可能性は高いと思うのですが、この基金の積み上げだけで

は無理なので、具体性です。この基金の今後について、当初予算の中にそれが網羅できているのかどうかを教えてください。

○大野産業政策課長 地元の企業からは、この奨学金が採用の際のインセンティブとか、自分たちの強みになるということで非常に好評をいただいております。実際に企業も増えていきますし、支援学生も増えていきます。

当初予算の話がありましたけれども、当初予算で高校生の拡充というのを計上させていただいております。それと併せて、この事業はまだまだ知らない学生もたくさんいますので、委員がおっしゃいましたように、PRの部分も予算を少し増額して、来年度取り組んでいこうと思っております。

○井上委員 奨学金という借金を抱えて社会に出ていくのか、それとも自分の働きによってその借金をきれいにするのか、これは大きなチャンスだと思うんです。ですから、ここを含めて、自分はどのような職業に就くのかを考えるとときの選択肢の一つに——それと、企業がこれに大きく関わられるかも、企業としての能力というか、ステータスになると思うので、ぜひ、これはもっと丁寧に発信していただきたい。ここにお金をかけて、もう絶対いいと思います。期待しておりますので、ぜひ頑張ってください。

○日高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めますが、時間内での説明をお願いいたします。

○津田総合政策課長 次期総合計画アクションプラン骨子(案)について御説明いたします。

常任委員会資料の10ページをお開きください。まず、アクションプランに係るこれまでの検

討状況でございます。9月に長期ビジョンを策定いたしました。10月以降はアクションプランの策定に向けた課題等の整理を行っております。その後、大学生との意見交換や総合計画審議会第4回専門部会等を開きまして、今回、骨子案を提案させていただくものでございます。

次に、アクションプラン骨子(案)ですが、別冊で、後ほど御説明させていただきます。

3の今後のスケジュールでございますが、3月に総合計画審議会・専門部会等を開催いたしまして、4月以降にパブリックコメントや市町村の意見交換、アクションプラン素案の県議会への報告等をさせていただき、最終的に審議会への答申をいただいて、6月定例議会において議案を提案させていただこうと思っております。

別冊の資料1の次期総合計画アクションプラン骨子(案)を御覧ください。

まず、アクションプラン策定の趣旨でございますが、先般策定いたしました長期ビジョンに掲げる令和22年の目指す将来像の実現に向けて、宮崎県が令和5年度から令和8年度までの4年間に、重点的・優先的に取り組む施策を示す実行計画として策定するものでございます。

このうち、4年間の取組状況や長期ビジョン、知事の政策提案等を踏まえまして、5つの重点プログラムを設定しているところです。

まず、Ⅰ、コロナ禍・物価高騰等からの宮崎再生、そして、Ⅱ、希望ある未来への飛躍に向けた基盤づくり、Ⅲ、「みやざき」の未来を創る人材の育成・活躍、Ⅳ、社会減ゼロへの挑戦、Ⅴ、力強い産業の創出・地域経済の活性化でございます。

2ページを御覧ください。

まず、コロナ禍・物価高騰等からの宮崎再生でございます。

長引くコロナ禍・物価高騰等により大きな影響を受けている県民の暮らしや県内経済を守るため、医療提供体制の確保などの感染症対策にしっかり取り組むとともに、創設しました宮崎再生基金を活用して、生活困窮者等への支援をはじめ、観光や公共交通の需要喚起など、県民生活や経済活動の本格的な回復に向けた機動的かつ効果的な施策を展開し、宮崎県を再び成長軌道に乗せるものでございます。

2番目として、3ページを御覧ください。

希望ある未来への飛躍に向けた基盤づくりでございます。

人口減少をはじめ、デジタル化の進展や世界的な脱炭素化の動きなど、社会情勢が大きく変化する中、安心と希望ある未来に向けて、スマートシティや脱炭素地域、未来技術の導入検討など新たな社会づくりに果敢に挑戦するとともに、交通・物流ネットワークの充実や強靱化対策など、本県が持続的に発展していくための土台をつくるものでございます。

今回、新しい取組として、重点施策の①希望ある未来への挑戦ということで、一番上の様々な分野のデータ連携によるスマートシティの形成や、一番下の次世代モビリティやメタバースなど未来技術の導入検討など、チャレンジ性の高い施策にも取り組んでまいりたいと考えております。

次のページをお開きください。

3番目として、「みやざき」の未来を創る人材の育成・活躍でございます。

本県の大きな課題である少子化対策を再構築して、合計特殊出生率や出生数等の増加に向けた取組を強化いたします。また、併せて、宮崎で生まれた若者たちが地域の一員として郷土への誇りや愛着を持ち、宮崎の未来を切り拓く力

として成長するとともに、女性や高齢者、障がい者、外国人など様々な人々が集い、個性や能力を発揮できる豊かな県づくりを進めてまいりたいと考えております。

5ページでございますが、4番目として、社会減ゼロへの挑戦です。

これからの時代の担い手となる若者・女性の県内就業の促進や、移住・関係人口の拡大など、社会減ゼロの実現に向けた取組を展開するとともに、人口減少下にあっても、生活に必要な機能・サービスを維持し、全ての県民が安心して住み続けられる持続可能な地域づくりを進めてまいります。

最後に6ページでございます。

力強い産業の創出・地域経済の活性化ということで、デジタル人材など本県産業を支える人材の確保をはじめ、スタートアップ企業の育成や先端技術産業の振興、さらには、中小企業等のデジタル化やゼロカーボンへの対応など、経営基盤の強化や生産性向上に向けた取組を展開してまいります。

また、併せて、本県の強みである豊富な農林水産資源や地域特性を生かした産業の一層の高付加価値化・成長産業化を促進してまいります。

○小園統計調査課長 本日公表を予定しております「令和2年度宮崎県県民経済計算」の推計結果について、御説明いたします。

なお、お手元に別冊の資料2をお配りしておりますが、説明は常任委員会資料で行わせていただきます。

委員会資料の11ページをお開きください。

まず、主な指標についてであります。四角囲みにありますように、令和2年度の経済成長率は、名目で3.2%の減、実質で4.0%の減となり、名目は3年連続、実質は2年連続のマイナス成

長となっております。

1つ目の黒丸、県内総生産につきましては、名目が3兆6,025億円、実質が3兆5,206億円となっております。また、2つ目の黒丸、県民所得につきましては、2兆4,483億円となっており、これを県内の総人口で割った1人当たり県民所得は228万8,000円で、前年度比5.9%の減少となっております。

続きまして、12ページをお開きください。

まず、図1の実質経済成長率の推移でございますが、点線が国、実線が宮崎県を示しております。おおむね国と同様の動きとなっておりますが、本県は平成24年度から30年度まではプラス成長、令和元年度と2年度はマイナス成長となっております。

次に図2を御覧ください。棒グラフは、1人当たり国民所得と本県の県民所得の推移を示しております。令和2年度の1人当たり県民所得は228万8,000円で、3年連続で減少しております。また、1人当たり国民所得を100とした場合の県民所得の水準を示す折れ線グラフを見ますと、令和2年度の所得水準は76.9となっており、近年は76前後の水準で推移しております。

続きまして13ページを御覧ください。

県民経済計算は、生産・分配・支出の3つの異なった系列から推計を行っておりますので、それぞれの特徴について御説明いたします。

まず、2の県内総生産の生産についてであります。内訳としましては、製造業などが増加した一方で、宿泊・飲料サービス業や運輸・郵便業などが減少したことにより、名目の県内総生産は全体で前年度比3.2%の減少となっております。

表を御覧ください。上から2行目の第1次産業は農業・林業・水産業の全ての産業で減少し、

全体としては1.4%の減少となっております。その4行下の第2次産業は、民間建築工事等の減少から建設業は減少したものの、製造業が一部の業種で前年度減少からの反動による増加が見られたことに加え、情報通信機器や輸送用機械が増加したことなどから、第2次産業全体としては4.7%の増加となっております。

次の第3次産業につきましては、減少した産業が多く、全体としては5.7%の減少となっております。特に新型コロナウイルス感染症の影響が強かったと考えられる宿泊・飲食サービス業は41.2%の減、運輸・郵便業が17.9%の減となっており、国と同様の傾向となっております。

続きまして14ページをお開きください。

3の県民所得の分配についてであります。県民所得全体としましては、6.5%の減少となっております。内訳としましては、社会保障費の雇主負担分を含んだ県民雇用者報酬が0.3%増と僅かに増加したものの、財産所得が2.6%の減、企業所得が25.3%の減となったことから、全体では3年連続の減少となっております。

最後に15ページを御覧ください。

4の県内総生産の支出についてであります。内訳を見ていただきますと、支出の約6割を占める民間最終消費支出が8.6%の減、地方政府等最終消費支出が0.2%の減、住宅や企業設備等の県内総資本形成が7.8%の減となるなど、全体では3.2%の減少となったところであります。

○湯地中山間・地域政策課長 常任委員会資料の17ページを御覧ください。

宮崎県中山間地域振興計画の素案についてであります。

本計画につきましては、11月の委員会におきまして計画骨子を報告したところでありますが、今回、素案がまとまりましたので、内容につい

て御説明させていただきます。

まず、1、次期計画についてですが、令和5年度から令和8年度までの4年間に、中山間地域において取り組むべき施策を示す新たな計画を策定するものでございます。

2、計画素案の概要につきましては、後ほど別冊資料にて御説明させていただきます。

3、今後のスケジュールであります。今回の説明の後、パブリックコメント等を経て、来年度の6月定例県議会におきまして計画案を上程する予定であります。

資料の18ページを御覧ください。

基本的には、現行計画を踏襲する内容となっております。また、「目指す将来像」を人口減少下においても将来にわたって安心して住み続けられるよう、地域が一体となって、創意工夫により、「ひと」「暮らし」「しごと」の維持・確保に取り組みながら、長年にわたって築いてきた「くらしのゆたかさ」や「固有の文化・歴史」を引き継いでいける中山間地域としております。

重点施策につきましては、「ひと」「暮らし」「しごと」の3つを柱として施策の方向性を定め、それぞれに、4年間に取り組む重点施策を記載しております。また、これまでも継続的に取り組んでいる産業基盤の整備等については、「継続して行う基盤づくり」として引き続き記載しております。

それでは、素案の概要につきまして、別冊資料の3、宮崎県中山間地域振興計画（素案）で御説明させていただきます。

1ページをお開きください。

第1章、はじめに、としまして、計画策定の趣旨や期間、対象地域について整理をしております。

次に、4ページをお開きください。

第2章、中山間地域の現状と課題等でありませす。ここでは、主に人口減少や高齢化等に関するデータを掲載しておりますが、4年前に実施した調査等の比較で、特に厳しい2つの項目について御説明いたします。

6ページをお開きください。

1つ目は、上の表の中山間地域の集落の状況であります。これは、中山間地域を有する市町村に対して、当課が行ったアンケート調査の結果となります。表の一番右側の今回調査と記載のある部分を御覧いただきますと、中山間地域にある1,861集落のうち、1割を超える234集落が「いずれ消滅」する、または「10年以内に消滅」するものと見込まれており、4年前の調査では62集落でしたので、かなり増えている状況です。

7ページを御覧ください。

2つ目が、上の表の中山間地域の日常生活における問題であります。こちらも市町村に対するアンケート調査ですが、買物・交通手段・病院の3つに関して、日常生活において問題が生じているか、との問いに、一番右側の今回調査のとおり、問題が生じている集落の割合がいずれも6割前後となっており、4年前の調査から10ポイント前後増加し、日常生活における問題の固定化が進み、深刻さが増している状況にございます。

11ページをお開きください。

ここでは、中山間地域を取り巻く環境の変化について記載しております。人口減少等により、中山間地域は様々な面で厳しい状況ではあります。一方、田園回帰やテレワーク、田舎暮らしなど、新しい価値観の広がりに伴い、県外からの移住世帯数が増加するなど、新たな人の流れや、12ページに記載しておりますデジタル

化の進展、持続可能な社会に対する関心の高まりなどもあり、これらの動きをうまく取り込んでいく必要があると考えております。

13ページを御覧ください。

第3章、施策の展開の第1節、目指す将来像は、先ほどの委員会資料で御説明したとおりであります。

14ページをお開きください。

第2節、施策の方向性であります。ここでは、さきに御説明しました現状と課題や、中山間地域を取り巻く環境の変化を踏まえて、今後4年間に取り組む施策の方向性を記載しております。

「ひと」「くらし」「しごと」の3つの柱のうち、「ひと」につきましては、急速な人口減少や少子高齢化の影響を少しでも低減するため、地方での子育てを希望する若い世帯を含めた戦略的な移住・定住の促進や、地域を担う次世代の育成、地域おこし協力隊等の外部人材の活力の取り込み、さらなる関係人口の創出・拡大に取り組むこととしております。

15ページを御覧ください。

2つ目の柱の「くらし」につきましては、日常生活に必要なサービスや機能を維持・確保していくため、市町村と連携して、引き続き「宮崎ひなた生活圏づくり」を進めるとともに、住民や自治会、NPOなど多様な主体が連携・協働して、持続的に地域課題の解決に取り組む地域運営組織の形成促進などに取り組むこととしております。

17ページをお開きください。

くらしのゆたかさの継承につきましては、中山間地域の持つ多面的機能の維持・保全や、中山間地域の魅力の発信に取り組むこととしております。

18ページをお開きください。

3つ目の柱の「しごと」につきましては、担い手の確保・育成や、中山間地域の特性に合った産業の振興、地域資源を生かした稼ぐ力の向上などに取り組むこととしております。

19ページ以降は、これまでに御説明した、「ひと」「くらし」「しごと」の柱ごとに、次の4年間に重点的に取り組む施策について記載しております。

内容については多岐にわたりますので、あまり具体的には触れませんが、例えば、特定地域づくり事業協同組合の設立促進やICTを活用したデマンド型交通等の導入支援、スマート農業・林業、漁業へのICT活用などを、新たな取組も含めて、施策を進めていくことといたします。なお、これらの施策に関する目標指標について、22ページ、30ページ、35ページにそれぞれ記載しております。

最後になりますが、44ページを開きください。

参考、これまでの取組とありますが、こちらは、平成23年に中山間地域振興計画を策定して以降、計画に基づいて取り組んできた主な施策について、「ひと」「くらし」「しごと」の分野ごとにまとめたものであります。

個別に説明はいたしませんですが、成果の見えにくい中山間地域対策について、これまでどのような施策に取り組んできたかを参考としてお示ししたところであります。

なお、11月の委員会で重点施策の3つの柱のうち、「くらし」を「生活」に変更してはどうかという御意見をいただいておりますが、現在検討中であり、今回の説明では「くらし」と表現させていただいております。

引き続き、委員会資料の19ページを御覧ください。

宮崎県離島振興計画の素案についてでありま

す。

まず、1の計画策定の理由についてですが、離島振興法の一部を改正する法律が昨年11月に成立し、この4月から施行されることを受け、県内に3つあります離島振興対策実施地域の自立的発展への取組を展開していくため、第八次宮崎県離島振興計画を策定するものであります。

なお、参考1のとおり、改正離島振興法に新たに追加された内容につきましては、記載にあります、都道府県による離島市町村への支援に関する努力義務の新設や、記載事項・配慮規定の充実などであります。

また、参考2のとおり、計画の対象となる本県の離島は、延岡市の島野浦島、日南市の大島、串間市の築島の3地域であり、人口、世帯数、高齢化率、面積、本土との距離につきましては、表に記載のとおりであります。3島ともに、電気・ガス・水道等の生活基盤の整備は完了しておりますが、いずれも人口減少が顕著で、日南市の大島の人口2人は、既に島外に在住しております。

資料の20ページを御覧ください。

2の計画素案の概要についてですが、(1)の対象地域は先ほどの3地域で、(2)の計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間となります。

さらに、(3)の計画の策定方法につきましては、記載にありますとおり、国土交通省の示す離島振興基本指針に基づき、3市において計画案を作成し、県の離島振興計画案にその内容を反映することとなっております。

次に、3のスケジュールについてですが、11月から1月の間に作成された3市の計画案を反映した県の計画案を今回の常任委員会で説明した後、3月中旬以降にパブリックコメントを募

集し、その後、4月下旬に国へ計画を提出する予定でございます。

続いて、計画素案の内容について説明させていただきます。

別冊資料4をお配りしておりますが、引き続き、委員会資料で計画素案を説明させていただきます。

資料の21ページを御覧ください。

4の計画素案の内容についてですが、第1章で離島振興の基本方針を、第2章で交通、産業、生活環境といった分野別の施策を記載し、さらに、第3章で地域別の振興計画ということで、各市で定める3地域の振興計画を掲載しております。

次に、第1章から第3章までの主な内容等について御説明いたします。

資料の22ページを御覧ください。

まず、第1章の離島振興の基本方針についてであります。

離島の現状につきましては、3地域いずれも小規模な外海本土近接型であり、本土との一体的な生活・経済圏を形成しており、水産業を中心とした産業振興を図るなど、定住条件の改善を推進してきたところであります。

離島の課題につきましては、人口構造が大きく変化する中で、生活機能や地域活力に課題が生じており、地域の連携・交流により、機能や活力の維持向上を図っていくことが重要であるとしております。

計画の目標につきましては、基幹産業である水産業の振興を図るとともに、住民が安心して離島での生活を維持できるよう、本土との連携強化等を促進する、また、離島地域の魅力の発信などを通じて、交流人口や関係人口の創出・拡大を図り、活性化を推進するとしております。

資料の23ページを御覧ください。

続いて、第2章の分野別の施策についてであります。

分野別の施策が全部で15項目ありますが、主なものとして、記載の5項目を上げております。

まず、交通通信体系の整備については、海上交通の事業者の経営安定や流通の効率化などを、産業の振興については、水産業の成長産業化や、経営の合理化等による所得の向上、漁業者の育成などを、生活環境の整備については、移住者向けの空き家の利活用等に係る取組を支援することなどを、教育及び文化の振興については、遠隔授業等により、他地域の学校等との交流を促進し、児童生徒の育成を図ることなどを、人材の確保及び育成については、地域おこし協力隊やボランティアによる活動支援や外部の専門家による地域支援などを記載しております。

資料の24ページを御覧ください。

最後に、第3章、地域別の振興計画についてであります。

3地域それぞれの振興の方針等について記載しておりますが、このうち、島野浦島については、上から3つ目のポツにありますとおり、特定地域づくり事業協同組合の設立や活用について検討しており、外部人材の確保等への取組を進めていくこととしております。

○大野産業政策課長 みやざきフードビジネス振興構想骨子(案)について御説明いたします。

25ページを御覧ください。

今年度が構想の最終年ということで、2の改定の経緯にありますように、4月以降、庁内各課との協議・検討、事業者アンケート・ヒアリング調査、有識者や関係団体等との意見交換等の改定作業を行ってきたところです。

現状としましては、資料右下のグラフ——食

品関連産業の生産額の推移を示しておりますが——構想策定以降、増加してきておりましたが、コロナの影響等により、直近の令和元年は大きく減少しているという状況でございます。

26ページを御覧ください。

現行構想における3つの取組の視点である、高付加価値化の推進、みやぎきの食の魅力発信と販路拡大、生産性向上と良質な雇用の確保に沿って、現状と課題を整理しております。

現状分析としましては、食品関連産業の付加価値額や食関連の出荷額は増加してきており、また伸び率も全国平均や周辺県を上回っており、一定の成果は出ていると考えているところでございます。

右上のグラフを御覧ください。これは、農産物産出額と食料・飲料等出荷額の推移を示しております。上の折れ線グラフは、オレンジ色が本県、緑色が鹿児島県を指しております。農産物産出額に対する食料品・飲料等出荷額の割合を割って比率を数値化しているものです。

ここで分かりますように、農産物等を加工して付加価値をつけ、食料品として出荷するところで、まだまだ鹿児島県との差がある状況であります。

下の県際収支を示すグラフにおいても、鹿児島県は、高付加価値化して県外に出荷する仕組みがうまくできていることが見て取れる状況になっております。

27ページを御覧ください。

ここでは、フードビジネスを取り巻く環境について整理しております。

まず、少子高齢化・人口減少はますます進み、本県の生産年齢人口は、2040年には今より24%程度減少する見通しとなっており、非常に厳しい状況にある一方で、世界人口は増加し続けて

おり、食品の海外需要はますます高まる見込みです。

また、新型コロナの影響による消費行動の変化、SDGsなど環境に関する意識の高まり、さらには、デジタルやバイオなどの最新技術を活用するフードテックに注目が集まるなど、フードビジネスを取り巻く環境は世界レベルで大きく変化してきている状況でございます。

28ページをお願いします。

これまでの分析や検討、協議の結果を踏まえ、次期構想の基本目標を、継続と革新による持続可能なフードビジネスの発展とし、これまで積み上げてきました取組を継続するとともに、社会環境の変化等を踏まえて新たな価値の創造や生産性の向上、より革新的な取組を推進し、フードビジネスを持続可能なものとしていきたいと考えております。

目標実現のための具体的な取組については、別添資料の5-①を御覧ください。

これが新構想の骨子案の全体像です。

はじめに、1章、2章は、今、御説明したことを少し膨らませてしっかり書いていきたいと思っています。

真ん中の3章、取組の展開を御覧ください。

3章では目指す姿と取組の展開として、「作る」、「売る」、「繋ぐ、支える」の3つを柱として考えていきたいと思っています。

まず、「作る」には、新たに「ハード」という項目を掲げています。調査・分析の結果、設備投資や更新などがなかなか進んでいないという状況もあることから、基盤整備や生産向上のための取組を進めたいと考えております。

次に、「売る」には、市場を調査・分析し、戦略を立てるといったマーケティングの部分、首都圏やインターネット市場、海外市場といった大

消費市場での拡大、3つ目の「繋ぐ、支える」には、支援機関のさらなる連携強化や、新たにスタートアップを生み出す支援などを掲げております。

以上が骨子案になりますが、今後は、この骨子案を基に構想本編の作成に入りまして、来年度5月の常任委員会で素案を、6月の常任委員会で最終案の報告をさせていただきたいと思っております。

○甲斐デジタル推進課長 宮崎県情報化推進計画（中間見直し）の素案について御説明したいと思います。

別冊の資料6-1から6-3をお配りしておりますが、委員会資料の29ページからで御説明したいと思います。

まず、1の見直しの趣旨についてでございます。人口減少が進行する中で、地域や産業を支える人財の確保、暮らしに必要なサービスの維持、新型コロナウイルス感染症の社会的な影響からの地域経済の再始動などにより、ICT利活用の重要性が高まってきたことを受けまして、令和3年3月末に、本県におけるデジタル化施策の方向性を示した現計画を策定しております。

計画策定から2年が経過する中で、国の動向や本県の状況を踏まえまして、主な推進事項の見直しを行うものでございます。

2の現計画概要でございますが、令和3年度から令和6年度の4か年を計画期間としておりまして、施策の基本方向として、県民本位のデジタルガバメントの推進、安全・安心で心豊かな暮らしの確保と、付加価値の高い産業の振興、デジタル社会を支える情報環境の整備・充実の3つを柱として掲げまして、各分野におけるデジタル化の推進項目を示しております。

次の、30ページを御覧ください。

見直しのポイントでございます。今回のポイントとしては3点ございます。

まず1点目が、社会変化や国の動向の反映であります。

この2年間の間に、国では、住民基本台帳などの基幹的な業務システムを標準化していくための法律の策定や、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた基本方針の改定や、総合戦略の閣議決定などが実施されておりますので、これらの動向を反映させております。

2点目は、本計画の上位計画に当たります、県の総合計画、未来みやざき創造プランの改定を受けて、文言などを調整しております。

3点目は、より具体的な取組に向けたアクションプランの設定でございます。

今年度、庁内関係課で構成する、デジタルガバメント、暮らしと教育・文化、地域産業、情報環境の4つの部会において議論を重ねておりまして、各分野・項目ごとに、10年後にどのような姿を目指すのか、そのために今後2年間で具体的にどのような取組を進めていくのか、その数値目標であるKPIなどを設定したところでございます。

次の、31ページを御覧ください。

別冊資料6-3としてお配りしております、アクションプラン素案から一部を抜粋し、お示ししております。

一例を御説明しますと、行政分野であるデジタルガバメントにおきましては、10年後に目指す姿として、対面不要の手続をオンライン化することや、1回の手続で関連する手続を一括で行えるようにするワンストップ、一度提出した情報は再提出を必要としないワンスオンリーなどの実現を目指します。

また、人材の育成につきましては、様々な専

門性を持ったデジタル人材が各部局に配置され、職員自らがICTツールを活用しながら常に業務改善を進めていける状況を目指していきたいと考えております。

このための今後2年間の取組としましては、受付件数が多い手続を中心にオンライン化を進め、オンライン申請手続を今から30件増やしまして、全申請件数のうち約7割をカバーできるようにしていきたいと考えております。

また、庁内のデジタル人材の育成につきましては、様々な研修の実施や学習支援に取り組み、デジタルに関する国家資格を持つ職員を100名増やすことを目標に掲げております。

このようなアクションプランを各項目ごとに定め、デジタル社会の実現に取り組んでいくこととしております。

30ページにお戻りいただきまして、4の見直しスケジュールの予定でございます。

今後、県と市町村で構成する宮崎縣市町村IT推進連絡協議会や、産学官で構成するデジタル社会推進協議会にも、素案をお示しして御意見をいただき、それらを踏まえて最終案として取りまとめ、来年度6月の公表を目指したいと考えているところでございます。

○徳山みやざき文化振興課長 委員会資料の32ページを御覧ください。

みやざき文化振興計画（仮称）の素案についてであります。

本計画は、昨年11月の常任委員会で骨子案について御報告したところであり、このたび素案をまとめたところであります。

具体的な計画素案は別冊の資料7であります。

まず、1、策定の趣旨ですが、令和4年3月に制定されました、宮崎県文化振興条例第9条に基づき、策定するものであります。

次に、2の基本計画の概要の（1）計画期間は令和5年度から令和8年度までの4年間であり、

続いて、（2）基本目標は、一人ひとりの文化がつながり広がるみやざきを目指してとしております。これは一人一人が持つ、それぞれの文化がつながり、それが広がることで、県民誰もが文化に触れ、親しむことができる地域社会を実現することを目標としているものです。

次に、4つの目指す姿を掲げております。

1つ目の丸の県民誰もが文化に親しみ、身近に感じるができるみやざき、4つ目の丸の県民が文化を通じて連携し、地域に活力が生まれるみやざきなどを目指す姿としております。

33ページを御覧ください。

（4）の基本施策につきましては、3つ定めておりまして、文化を実感できる環境づくり、文化を支え、育む人づくり、文化を活用した地域づくりでございます。

次に、（5）重点を置く視点及び施策の体系につきましては、34ページを御覧ください。

2つの重点視点としまして、文化の裾野の拡大と様々な分野との連携の推進としております。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により文化に触れる機会が非常に減少していることや、国文祭・芸文祭で培われたものを生かすといった現状と課題を踏まえたものでございます。

次の35ページから36ページまでは、施策の体系をお示ししております。

一番左側の3つの基本施策に、13の柱を立て、またその柱ごとに、具体的な取組が枝分かれしていくという体系となっております。

一番右側、施策の数は全体で36となっております。

基本施策ごとに具体例を幾つか御説明させていただきます。

まず、環境づくりでは、県民誰もが文化に親しむことを目指しており、アウトリーチ活動の充実などにより、鑑賞機会の充実を図ることとしております。

また、人づくりとしましては、子供たちの豊かな感性や創造力を育てていくため、子供が文化に触れる機会の充実を図ることとしております。

また、地域づくりとしましては、文化を生かした産業の活性化のため、文化資源を活用した観光及び産業の振興を図ることとしております。

ページを戻りまして、33ページの今後のスケジュールを御覧ください。

3の今後のスケジュールについてでございますが、3月から約1か月間、パブリックコメントにおきまして、県民の皆様のお意見を伺っていく予定です。その意見を基に計画の再検討を行い、6月定例会で御報告させていただき、公表することとしております。

○吉崎人権同和対策課長 令和4年度人権に関する県民意識調査結果の概要について御説明いたします。

調査につきましては、別冊の資料8としてお配りしておりますが、常任委員会資料で、結果の概要として、その中の主なものについて御説明いたします。

委員会資料の37ページをお開きください。

1の調査目的ですが、人権に関する県民意識の実態を把握し、今後の人権施策に活用するため、平成15年から5年ごとに実施し、前回は平成30年度に実施しております。

なお、昨年度制定した宮崎県人権尊重の社会づくり条例に基づき、令和5年度に策定予定の

宮崎県人権施策基本方針の基礎資料等とするため、今回の調査は1年前倒しで実施しております。

次に、2の調査の概要です。調査項目は、人権全般、各人権問題、取組の項目に関する全20問の調査であります。

調査方法ですが、県内在住の18歳以上の方から3,000名を無作為に抽出し、昨年9月に調査票を郵送し、郵送とインターネットにより、1,281名の方から回答を頂き、回答率は42.7%でした。

38ページを御覧ください。

結果の概要であります。まず、人権全般の「宮崎県は人権が尊重される県になっているか」という設問では、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」を合わせた肯定的な回答が、48.0%となっております。

「そうは思わない」または「どちらかといえばそうは思わない」を合わせた否定的な回答の合計は、16.1%となっております。

次に、「あなたは他の人の人権を尊重しているか」という設問は、宮崎県人権尊重の社会づくり条例において、相互の人権尊重を規定することを踏まえ、今回新たに追加した設問です。「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」という肯定的な回答が、合わせて81.1%、それ以外の否定的あるいは「わからない」という回答が17.7%となっており、今後、この割合の変化を注視してまいりたいと考えております。

次に、「人権侵害の経験の有無」についての設問では、「人権侵害を受けたことがある」と答えた人は、28.5%となっており、前回調査よりも若干ですが増加しております。

なお、人権侵害を受けた理由としては、多い順に、「容姿」に関する事、「女性であること、男性であること」、受けた人権侵害の内容は、多

い順に、「あらぬうわさ、他人からの悪口、かけ口」、「いじめ、仲間はずれ、無視、嫌がらせ」となっております。

39ページを御覧ください。

「人権問題への関心」を尋ねる設問では、関心を持っている人権問題として、最も高かったのは、「子どもに関する人権問題」、次いで「障がいのある人」、「インターネット」の順となっております。メディア等での報道を含め、日常で接することが多い人権問題への関心が高い傾向にあると考えております。

次に、個別の人権問題です。

「新型コロナウイルス感染症に関する人権問題」の設問は、新型コロナの感染拡大を受けて、今回新たに追加した設問であります。

人権上問題があると思うことを選ぶ設問に対して、「感染者やその家族が、誹謗中傷や差別的な扱いを受ける」、「医療従事者、流通業等への誹謗中傷や差別的取扱い」という回答が多くなっております。

40ページを御覧ください。

「同和問題」につきましては、同和地区（被差別部落）ができた理由を尋ねる設問では、「歴史的過程で形づくられた」と回答している割合が高いものの、「わからない」も含めて、「歴史的過程で形づくられた」以外の選択肢を回答しているケースも見られます。

また、その次の「子どもが同和地区出身者と結婚したいと相談してきた場合にどうするか」という設問に対しては、結婚に肯定的な回答が6割以上あるものの、否定的な回答が1割、また、「わからない」との回答も2割を超えるなど、身近な問題として考えると、心理面における偏見や差別意識が残っていることが伺えます。

引き続き、同和問題の正しい理解に向けた啓

発に取り組んでいく必要があると考えております。

○日高委員長 間もなく正午となりますので、午後1時再開としたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時0分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 常任委員会資料の41ページをお開きください。

国スポ・障スポに向けた県有主要3施設の整備状況についてであります。

まず、1の陸上競技場であります。

①の整備スケジュールにありますとおり、令和3年12月に主競技場の建設に着工しまして、現在の進捗率は、1月末時点で16%となっております。

次に、2のプールであります。

①の整備スケジュールにありますとおり、昨年11月に建設に着工しまして、現在の進捗率は、1月末時点で8.1%となっております。

いずれも順調に整備が進んでおります。

次に、42ページを御覧ください。

3の体育館であります。

①の整備スケジュールにありますとおり、令和3年9月に着工しまして、当初の計画では、今年の5月にサブアリーナが完成予定でしたが、②に記載のとおり、現在、当初計画より約3か月の遅れが生じております。

工事の遅延理由としましては、記載のとおり工法の検討対応や地中障害物の撤去、また労働力不足や大雨、台風の影響によるものであります。この遅れにつきましては、米印に記載のとおり、昨年8月以降、業者におきまして、労働

者の確保に努めていただきましたが、遅れを取り戻すことができなかつたところでもあります。

このため、③にありますとおり、サブアリーナの完成時期は今年7月下旬に遅れる見込みであり、併せてメインアリーナの完成時期も、現在のところ3か月程度延びる見込みとなっております。

なお、④にありますとおり、現在の市民体育館利用者への影響につきましては、サブアリーナ完成後に、現在の延岡市民体育館を解体することとしているため、利用者への影響は少ないと考えております。

次に、43ページを御覧ください。

県有主要施設（体育館・陸上競技場）の維持管理について御説明いたします。

まず、1の体育館であります。

県と延岡市が共同で整備を進めております新体育館の管理運営や費用負担等につきましては、協定書及び覚書の中で、県と市が協議の上、定めることとしております。

まず、(1)の管理運営であります。アの管理運営の方針としましては、県は指定管理者制度により全体の管理運営を行い、市は、イの市の負担にありますとおり、廃止する市民体育館の管理運営に要していた費用相当額を負担することとしております。

市が負担する理由としましては、新体育館が県と市が共同で整備等に取り組む施設であり、また、従来の県体育館としての機能に加え、廃止する延岡市民体育館の機能を、引き続き担える施設として計画しているためであります。

次に、(2)の施設改修であります。大規模改修等が生じた場合の県と市の費用負担としましては、各施設の整備における役割分担をベースに、新体育館及び敷地内の駐車場は県、敷地

外の駐車場は市が負担することとしております。

44ページを御覧ください。

上の表の太線枠内が、今、説明しました管理運営及び施設改修の、県と市の費用負担を示したものであります。

また、下の図は、県と市それぞれの整備箇所を参考として示したものであります。

次に、45ページを御覧ください。

2の陸上競技場であります。

県と都城市が共同で整備を進めております陸上競技場の管理運営や費用負担等につきましては、協定書及び覚書の中で、県と市が協議の上、定めることとしております。

まず、(1)の管理運営であります。管理運営の方針としましては、下の表①の主競技場・投てき練習場は、施設を所有する県が、それ以外の②、③、④の施設は、施設を所有する市が、指定管理者制度により管理運営を行います。

次に、イの県・市の分担であります。各施設ごとの県と市の費用負担につきましては、表の太線枠内の管理運営費にありますとおり、①の主競技場・投てき練習場は、県の陸上競技場でありますので、県が負担、④の多目的広場、芝生広場等は、市の公園施設でありますので、市が負担することとしております。

また、②の補助競技場と③の駐車場・調整池等につきましては、施設の性質上、県と市の共通施設となるため、県と市が分担して負担することとしておりまして、その負担割合は、①と④の県・市がそれぞれ単独で管理運営する施設の面積割合であります。県7割、市3割を適用することとしております。

次に、46ページを御覧ください。

(2)の施設改修であります。管理運営と同様に、①の施設は県、④の施設は市が負担し

ます。

また、②と③の施設は、県と市の共通施設であるため、原則、県と市が分担して負担することとし、その負担割合は県7割、市3割を適用することとしております。

なお、②の補助競技場につきましては、①主競技場が第1種陸上競技場に公認されるために不可欠な施設であるため、第1種公認に付随して施設改修が必要な場合は県、それ以外は市が負担することとしております。

なお、下の図は、今、説明しました管理運営等における県と市の役割分担を色分けしたものであります。

今後、体育館と陸上競技場の両施設につきましては、御説明しました管理運営の方針や、県と市の役割分担に基づき、適切な維持管理に努めてまいります。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について、質疑はございませんか。

○太田委員 常任委員会資料19ページの離島振興計画についてですが、日南市大島の2名は、島外に在住ということですが、この場合も離島振興計画の対象となるんですか。

○湯地中山間・地域政策課長 大島につきましては、2名の方は島外に出ているんですけども、大島自体には、市が所有しているリゾート施設や研修施設があり、釣り客などに観光で利用されている部分があります。

また、島外に出ている2名のうち1名については、最終的には戻ってきたいという意向もございまして、そのまま指定地域とさせていただいているところです。

○太田委員 分かりました。

それと、常任委員会資料27ページのみやざきフードビジネス振興構想についてです。

計画自体については問題ないと思いますが、27ページには、SDGsとか環境の問題や、テクノロジーを活用した食の課題解決——フードテックという言葉等が使っています。「世界のフードテック市場規模の予測」という表には、ゲノム編集育種という言葉とかが使われていて、将来は、農業もこういったテクノロジーを活用しながら、環境への配慮とか、新たにいろいろなテーマが出てきているんだろうなと思います。

食糧難という将来のテーマからすると、ゲノム編集育種、遺伝子組換えとか、例えば人工肉とかいうのも、だんだん出てきているようですが、将来を考えたときに、果たして、人間に健康だけをもたらすものなのか。投資会社がそういったところに参入してくるようなイメージもありますので、私たちは将来の人類の立場から、少し考えておかなければならないところもあるのかなと思ひまして。

特別、これにどうこうということではありませんけれども、公的な立場である県から見た場合、危惧するところとか、その辺の将来のこと等について一言いただきたいなと思います。

○大野産業振興課長 フードテックというと、最近では、やっぱり代替肉とかゲノムとか、最先端の部分がフォーカスされているんですけども、私たちが考えるフードテックというのは、もっと広い概念があって、例えば、デジタルも含めた加工技術の高度化であったり、冷凍技術もどんどん進んでいますので、そういう食品にまつわる技術をしっかり追いかけていながら、食品産業を振興していきたいというところであります。

委員御指摘のとおり、やっぱり食料危機という時代であっても、食の安心・安全というのは当然大事なことですし、逆にそういう世の中に

なっていこうとしてるからこそ、食の安心・安全が本県が選ばれる強みにもなり得るものだと思います。ゲノムとかに関しては、国もいろんな規制をかけながら、国内でやっておりますので、そういうところもしっかり注視しながら、取り組んでいけたらと思っております。

○太田委員 分かりました。食の安全ということで、いろんな配慮をお願いしたいと思っております。

もう本当に初歩的なことかもしれないけれども、土づくりとか、微生物の問題とか、何かそういうテーマを問いかける人たちも、だんだん出てきているものですから、ひとつ今後の御配慮をお願いしておきたいと思っております。

続けて、委員会資料41ページのプールの整備状況についてであります。ここも前回の常任委員会で報告がありましたので、いいと思っておりますけれども、余った土地については活用するというところで、前回報告がありましたよね。

その現在の入札にかけての進捗状況は、どうなっておりますか。

○津田総合政策課長 11月の常任委員会で御報告させていただきました、プールの余剰地の売却の話でございますが、今、鑑定評価を入れております。その鑑定評価結果が出て、値段がおおむね確定しましたら、来年度に入札をかけまして、売却の手続に入りたいと思っております。

○太田委員 分かりました。老婆心ながら、オリンピック関係でも、かなり汚職とかいろんなものもありましたので、県民から見た場合に、そういったところを疑われないように、きちっと今後の対応はやっていただきたいと思っております。

○日高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 最後に、その他で何かございま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 ないようですので、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆様は、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時14分休憩

午後1時21分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託されました補正予算議案について、部長の概要説明を求めます。

○渡辺総務部長 総務部としまして、本日、御審議いただきます議案等につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料で御説明させていただきます。

3ページを御覧ください。

令和4年度2月補正予算案の概要についてです。

今回の補正予算案は、新型コロナ対策に係るもの、国の令和4年度補正予算(第2号)に係るもの、その他必要とする経費について措置するものです。

1の一般会計歳入一覧をお願いいたします。

表の左から3列目、今回の補正額の一番下にありますとおり、補正額は、一般会計で190億8,845万円の減額となります。この結果、隣の欄のとおり、一般会計の予算規模は、7,384億5,562万4,000円となります。

なお、今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、表に記載のとおりですが、特に上から3行目、県税において、法人事業税が見込みを上回ったことなどに伴い、45億円余の増、下から5行目の地方交付税が国で再算定が行われたことなどに伴い、116億円余の増となる一方で、

下から3行目、国庫支出金が災害復旧費国庫負担金の減などに伴い、173億円余の減、上から9行目、繰入金で財政調整積立金からの繰入金の減などに伴い、143億円余の減となっております。

次の、4ページを御覧ください。

2、一般会計歳出一覧になります。

今回の補正額を款別にまとめております。

主なものを申し上げますと、上から3行目の総務費が136億円余の増額となっており、これは県債管理基金への積立金の増などによるものです。下から2行目の諸支出金が36億円余の増額となっており、これは地方消費税交付金や地方消費税清算金の増などによるものです。その他の品目につきましては、いずれも減額となっております。

次に飛びまして、15ページを御覧ください。

総務部の2月補正予算案の課別集計表です。

今回お願いしております総務部の一般会計と特別会計を合わせた補正額は、表の補正額欄の一番下にありまして、176億3,645万円の増額補正でございます。この結果、補正後の予算額は2,532億5,983万2,000円となります。

予算案の概要については、以上であります。

なお、歳入予算や議案等の詳細につきましては、危機管理局長及び担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしく御願いたします。

○日高委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○高妻財政課長 常任委員会資料の5ページを御覧ください。

歳入科目別概要によりまして、歳入予算の補正について御説明いたします。

私からは、県税と地方消費税清算金以外の主なものについて御説明いたします。

3つ目の分担金及び負担金については、左から3列目のとおり5,400万円余の減額です。内訳につきましては、一番右の列の1つ目の二重丸、分担金が3,700万円余の増となる一方、2つ目の二重丸、負担金は9,200万円余の減となったもので、主に水産基盤整備事業費等の減によるものであります。

6ページを御覧ください。

使用料及び手数料は、5億5,200万円余の減額です。内訳は、主に1つ目の二重丸の使用料が2億3,100万円余の減、一番下の二重丸、証紙収入が3億2,200万円余の減であります。

使用料につきましては、主に高等学校授業料等の減によるものであります。

証紙収入につきましては、主に一番下の手数料の減でありまして、運転免許更新時の高齢者講習の委託の一部を、年度途中から直営に戻したことなどによるものであります。

7ページを御覧ください。

一番上の財産収入は、2億円余の増額でございます。これは、2つ目の二重丸の財産売払収入が、元県営住宅の売払い等によりまして、増となったことなどによるものであります。

次の寄附金は、7,600万円余の減額です。これは、2つ目の丸の商工費寄附金のふるさと納税の実績見込みが、減となったことなどによるものであります。

一番下の繰入金は、143億9,200万円余の減額です。主なものとしては、下から2つ目の財政調整積立金につきましては、事業の執行残に伴い繰入金の減額を行ったものであります。

8ページを御覧ください。

諸収入でございますが、3億900万円余の減額

であります。これは、上から3つ目の二重丸、貸付金元利収入が18億5,100万円余の減、下から2つ目の二重丸の雑入が14億1,100万円余の増となったためであります。

貸付金元利収入につきましては、中小企業融資の貸付け実績の減、雑入につきましては、主に介護給付費等の前年度分の額の確定に伴う増などによるものであります。

9ページを御覧ください。

地方譲与税、地方交付税などの決定に伴う増額であります。

まず、地方譲与税については、23億8,300万円余の増額です。これは、法人事業税の一部を国税として徴収し再配分する、特別法人事業譲与税の増などによるものです。

また、地方交付税については、116億3,000万円余の増額です。これは、7月の交付税決定時に交付税が増額され、臨時財政対策債が減額されたこと、また、11月に国が経済対策や税収の状況等を踏まえ、交付税の再算定を行いまして、追加交付を受けたことなどによるものであります。

10ページを御覧ください。

国庫支出金につきましては、173億8,900万円余の減額です。これは、災害査定などによる国庫負担金の減、また、国の交付決定等に伴う農林水産業費や土木費など国庫補助金の減などによるものであります。

11ページを御覧ください。

県債につきましては、85億3,200万円余の減額です。これは、災害復旧債や臨時財政対策債の減などによるものであります。

全体といたしましては、今回補正額の一番下、190億8,845万円の減額でありまして、補正後の歳入予算は、その右隣、7,384億5,562万4,000

円であります。

○満留税務課長 税務課から、県税収入及び地方消費税清算金の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の5ページを御覧ください。

まず、表の1段目、県税については、後ほど御説明させていただきますので、まず、その下の地方消費税清算金について御説明いたします。

これは、本県を含めた全都道府県に国から払い込まれた地方消費税総額を、消費に関連した基準によって、都道府県間で清算、配分するものであります。今回補正額の欄に記載しておりますとおおり35億4,095万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

これは、令和4年度において清算の対象となる、令和4年2月から令和5年1月までの本県を含めた全国の地方消費税額が、当初見込み額より増加したことによるものであります。

次に、県税収入予算についてであります。

資料の12ページを御覧ください。

県税全体につきましては、表の一番上の段、県税計の①予算額の欄のとおり、当初予算として1,048億4,000万円を計上しておりましたが、個人県民税、法人二税、地方消費税等の税目で増収が見込まれますことから、決算見込額としましては、表の中ほどの列、②収入見込額の欄のとおり、1,093億6,000万円、当初比104.3%と見込んでおります。

その結果、その右の補正額の欄にありますように、45億2,000万円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、増減の大きい税目について御説明いたします。

補正額及び備考の欄を御覧ください。

まず、上から2段目の個人県民税は、個人所

得が堅調に推移したこと等により、5億2,420万円余の増、次に、その1つ下の法人県民税は、法人所得が堅調に推移したこと等により、2億1,228万円余の増、次に、その3つ下の法人事業税は、同じく法人所得が堅調に推移したこと等により、25億7,083万円の増と見込んでおります。

次のページを御覧ください。

上から2段目、地方消費税のうち譲渡割は、消費が想定ほど減少しなかったこと等により、15億886万円余の増、次に、その1つ下の貨物割は、輸入額が堅調に推移したこと等により、2億1,433万円余の増と見込んでおります。

次のページを御覧ください。

上から2段目、自動車税のうち、環境性能割は自動車生産台数減の影響に伴い、新車新規登録台数が少なかったこと等により2億8,972万円余の減、最後に、その3つ下の軽油引取税は、物流の効率化等に伴う軽油消費量の減により、3億4,147万円余の減と見込んでおります。

○渡邊総務課長 総務課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の67ページを御覧ください。

総務課の2月補正額は、2,063万4,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目、2億9,894万9,000円となります。

それでは、主な補正内容について御説明いたします。

69ページを御覧ください。

まず、ページ中ほど、(事項)連絡調整費274万8,000円の減額補正です。これは、県税事務嘱託職員の人件費などの執行残です。

続きまして、同じページが一番下の段になりますが、(事項)文書管理費272万8,000円の減額

補正です。これは、文書管理システムの改修費などの事務費の執行残です。

続きまして、70ページを御覧ください。

1段目の(事項)印刷等管理費266万円の減額補正です。これは、印刷業務嘱託員の人件費と印刷機リース料などの事務費の執行残です。

続きまして、1つ下の(事項)情報公開推進費、153万円の減額補正です。これは、公文書開示審査会や個人情報保護審議会の開催等に係る事務費の執行残です。

最後に、1つ下の段になりますが、(事項)文書センター運営費239万3,000円の減額補正です。これは、文書センター運営嘱託員の人件費などの執行残です。

○川畑人事課長 続きまして、人事課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の73ページを御覧ください。

人事課の2月補正予算案は、2億7,620万2,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますように、57億9,635万6,000円となります。

主なものについて御説明いたしますので、75ページをお開きください。

上から4段目、(目)一般管理費1億6,546万8,000円の減額補正であります。主なものは、ページ中ほどの(事項)人事調整費1億735万2,000円の減額でありまして、説明欄1の会計年度任用職員の雇用に要する経費などの執行残であります。

次に、下から2番目、(目)人事管理費1億482万8,000円の減額補正であります。主なものは、その下の(事項)人事給与費8,787万9,000円の減額であります。

その主な内容につきましては、76ページをお開きください。

一番上の欄の説明欄、3、次期人事給与庶務システム構築事業の入札に伴う執行残となっております。

次の(事項)県職員研修費から、(事項)被災地職員派遣事業費までの3つの事項につきましては、いずれも執行残に伴う減額補正を行うものであります。

補正予算の説明は以上であります。

続きまして、特別議案について御説明いたします。

常任委員会資料の16ページを御覧ください。

議案第81号「知事の給料の減額に関する条例」についてであります。

まず、1の制定の理由についてであります。

今般の知事の新型コロナウイルス感染に係る一連の対応に鑑み、知事の給料の減額を行うものであります。

次に、2の制定の内容についてであります。

減額の具体的な内容につきましては、表にありますとおり、令和5年4月及び5月の給料月額を対象に、その100分の100を減額することといたします。

最後に、3の施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行し、令和5年5月31日限り、効力を失うことといたします。

○高妻財政課長 歳出予算説明資料の77ページをお開きください。

財政課の2月補正予算は、一般会計と特別会計を合わせて149億9,070万6,000円の増額です。

その内訳は、一般会計が161億5,092万3,000円の増額、公債管理特別会計が11億6,021万7,000円の減額であります。この結果、当課の補正後の予算額は、一番上の行の右から3列目の補正後の額のとおり1,834億9,170万5,000円です。

79ページをお開きください。

補正予算の主なものについてであります。

まず、中ほどの(目)財産管理費でございますが、161億9,332万8,000円の増額であります。これは、基金運用利子などを基金へ積み立てるものです。

その主なものは、2つ下の(事項)県債管理基金積立金であります。説明欄にありますとおり、運用利子と執行残に伴う一般財源の追加積立てを合わせまして161億7,747万円の増額となっております。

80ページをお開きください。

表の中ほどの(事項)宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金積立金については、1,542万5,000円を積み立てております。これは、諸収入といたしまして、基金の設置期限が到来してございました県営電気事業みやざき創生基金の残金等を積み立てることなどによるものであります。

その2つ下の(款)公債費を御覧ください。3,580万6,000円の減額です。

内訳は、2つ下の(目)元金、一番下の(目)利子、81ページの3つ目の(目)公債諸費——こちらは手数料でございますけれども——令和4年度当初予算の範囲内で増減を行いまして、公債管理特別会計において県債管理基金への積立てや借換債の発行抑制を行っております。

借換債と申しますのは、既に発行している県債の最終回の償還を、新たな借入れで賄うために発行する県債であります。本県では、30年を上限として県債を発行しておりますけれども、償還期間が短いほうが金利は低くなりますので、公債費を抑制する観点から、借換えを前提とした県債を発行しております。

詳細については、82ページを御覧ください。

公債管理特別会計であります。

まず、(款)総務費の(目)積立金が2億2,300万円の増額であります。これは、昨年度発行しました満期一括償還型の県債——これは満期に一括して元金を支払う県債でありますけれども——この単年度分の償還に相当する額を、県債管理基金に積み立てるものであります。

次に、(款)公債費の3つ目の(事項)元金償還金の財源内訳に、県債11億6,000万円減とあります。これが、借換債の抑制額になります。元金償還金としましては、一般会計からの繰入金5億3,000万円余を使いまして、借換分の11億6,000万円を減額しましたので、その差額の6億2,000万円余を減額するものとなります。

次に、一番下の(事項)利子償還金です。こちらは、7億5,000万円余を減額しております。

83ページを御覧ください。

借換債の抑制を行った関係で、発行手数料が不要となりましたので、(事項)事務費を減額しております。

○鹿島財産総合管理課長 歳出予算説明資料の85ページをお開きください。

当課の補正額は、1億3,829万7,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目のとおり19億3,472万8,000円となります。

主な補正内容について御説明いたします。

87ページをお開きください。

まず、ページ中ほどの(事項)庁舎公舎等管理費2,413万4,000円の減額であります。これは、庁舎の清掃や警備業務委託等の執行残によるものであります。

続きまして、一番下の(事項)庁舎公舎等保全費2,272万1,000円の減額であります。これは、庁舎の修繕工事や単身用宿舎八村荘再整備など、営繕工事等の執行残であります。

続きまして、88ページをお開きください。

ページ上段の(事項)電気機械管理費5,140万6,000円の減額であります。これは、庁舎の機械、電気設備の保守委託等の執行残であります。

次に、ページ中ほどの(事項)公有財産管理費1,331万5,000円の減額であります。これは、未利用財産の管理・処分に要する経費の執行残であります。

続きまして、繰越明許費補正について御説明いたします。

資料が変わりまして、常任委員会資料の15ページを御覧ください。

まず、一番下の表であります。1段目の庁舎公舎等保全事業、3,564万9,000円及び、2段目の電気機械管理事業、7,635万1,000円の繰越しですが、これは、延岡総合庁舎及び西臼杵市庁舎の改修工事に関するものであります。

このうち、延岡総合庁舎につきましては、庁舎の外壁改修工事において、仮設足場を設置して行った事前調査で、外壁のクラックやモルタルの浮きなどが想定を超えて確認されたため、改修数量が増加し、工期延長が必要となったこと、また、西臼杵支庁舎につきましては、空調設備改修工事において、当初、3月下旬の暖房終了後に予定していました空調設備機器等の設置が、世界的な部品の供給不足の影響による納品の遅れで実施ができなくなったことから、繰越しをお願いするものであります。

次に、3段目の県有施設災害復旧事業であります。これは、昨年9月に本県に接近し、大きな被害をもたらしました台風第14号で被災した施設のうち、県総合運動公園及び水産試験場における建物の屋根や機器類等の復旧工事に関するものであります。

このうち、総合運動公園につきましては、施

設内で行われるプロスポーツキャンプ等との利用調整により、工事着手時期が遅れ、年度内の復旧が困難であること、また、水産試験場につきましても、世界的な半導体の供給不足等により、冷凍機等の機械類の納期が大幅に遅れたため、年度内の復旧が困難であることによるものでありまして、合わせて3,198万3,000円の繰越しをお願いするものであります。

○満留税務課長 税務課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料に戻りまして、91ページをお開きください。

税務課の2月補正予算は、31億7,051万1,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目になりますが、566億6,016万8,000円となります。

それでは、補正予算の主なものについて御説明いたします。

93ページをお開きください。

中ほどに記載しております(事項)諸費ですが、これは税の過年度収入分に係る還付等に要する経費でありまして、その所要額が当初見込みを下回るため、4億4,295万円の減額となるものであります。

次に、その下の(事項)賦課徴収費ですが、3,551万3,000円の減額をお願いしております。その主なものとしたしましては、まず、その下の説明欄の1の(1)徴税活動経費ですが、県税の徴税活動に必要な納税通知書等の印刷費、郵送料等の執行残に伴いまして、2,339万6,000円の減額となるものであります。

次に、一番下、2の(2)各種団体との協力体制推進費のうち、イの軽油引取税徴収取扱費報奨金ですが、交付対象となる令和3年度の軽油引取税の収入が見込みを下回ったことによ

り、510万6,000円の減額となるものであります。

次に、94ページをお開きください。

3の(3)税務電算トータルシステム運営費ですが、税制改正に伴うシステム改修費が当初見込みを下回ったことにより、1,683万2,000円の減額となるものであります。

次に、その下の(款)諸支出金につきましても、全体で36億6,971万2,000円の増額をお願いしております。

まず、その下の(事項)地方消費税清算金ですが、これは各都道府県に納付された地方消費税について、都道府県間で清算を行うために支出するものであります。本県の地方消費税収入が当初見込額より増加したことから、16億9,130万4,000円の増額としております。

次の(事項)利子割交付金から、96ページの法人事業税交付金までの交付金につきましても、いずれも税収の一定割合を市町村に交付する法定交付金であり、それぞれ交付金の算定対象期間の税収の増減等に伴いまして、補正をお願いするものであります。

94ページに戻りまして、利子割交付金が3,015万1,000円の減額、次の配当割交付金が、6,000万2,000円の増額、95ページになりますが、株式等譲渡所得割交付金が1,214万2,000円の増額、次の地方消費税交付金が17億7,789万9,000円の増額、次のゴルフ場利用税交付金が1,459万9,000円の増額、ページをめくっていただきまして96ページ、一番上の環境性能割交付金が1億2,906万1,000円の減額、次の、法人事業税交付金が2億7,298万8,000円の増額となっております。

最後に、95ページに戻りますが、下から3段目にあります(事項)利子割精算金が、1万円の減額となります。

利子割精算金につきましても、本県で徴収し

た利子割県民税のうち、他県の都道府県に帰属すべき額について、関係する都道府県間で精算するために要するものであり、本年度は清算金が発生しなかったことから、全額を減額としております。

○**児玉市町村課長** 歳出予算説明資料の97ページをお開きください。

市町村課の補正額は、1億2,505万5,000円の減額であります。その結果、表の右から3列目になります。補正後の額は27億512万円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

99ページをお開きください。

まず、上から5段目の(事項)地方分権促進費が330万5,000円の減額であります。これは、権限委譲した事務の執行に要する経費として、市町村に交付する権限委譲交付金の額が確定したこと等に伴うものであります。

次に、一番下、(事項)自治調整費が896万9,000円の減額であります。これは、説明欄にありますが、各事業の減によるものであります。具体的には、4の住民基本台帳ネットワークシステム事業費が603万8,000円の減額となっておりますが、これは全都道府県で負担しておりますシステムの運用経費について、各県の負担金の額が確定したこと等に伴うものであります。

次に、100ページをお開きください。

表の中ほど、(事項)市町村振興宝くじ事業費が6,130万8,000円の減額であります。これは、市町村振興宝くじとして発売されたサマージャンボ宝くじなどの収益金等の配分額が確定したことに伴い、宮崎県市町村振興協会に交付する交付金が減額となったものであります。

次に、一番下の(事項)運営費が223万2,000

円の減額であります。これは、説明欄にあります各事業費の減によるものであります。具体的には、1の委員会事務費が111万9,000円の減額となっておりますが、これは選挙管理委員報酬経費の減額によるものであります。

次に、101ページを御覧ください。

上から2段目にあります、(事項)選挙常時啓発費が122万3,000円の減額であります。これは、説明欄にある各事業費の減によるものであります。具体的には、2の若者に届く！届ける！選挙啓発事業が101万4,000円の減額となっておりますが、これは、動画コンテスト等、委託料等の入札残によるものであります。

次に、一番下の(事項)参議院議員選挙執行費が4,645万3,000円の減額であります。これは、昨年7月に執行いたしました参議院議員選挙におきます実際の候補者数等に基づく公費負担の減額等によるものであります。

○**朝稲総務事務センター課長** 総務事務センターの補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の103ページをお開きください。

総務事務センターの2月補正予算額は、6,202万6,000円の減額をお願いしております。この結果、右から3列目、補正後の予算額は6億5,651万4,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

105ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)総務事務センター運営費でございますが、179万4,000円の減額であります。これは、本庁・総務事務センター及び各地区の総務事務(商工)センターの運営に要する事務費等の執行残でございます。

次に、一番下の(事項)健康管理費ござい

ますが、245万2,000円の減額でございます。

106ページを御覧ください。

説明欄の1、職員の安全・安心に関する事業については、職員の健康障害を未然に防ぐための作業環境測定委託料等の入札残でございます。

次の2、職員のからだの健康に関する事業については、定期健康診断業務に係る経費等の執行残でございます。

次の3、メンタルヘルス対策総合推進事業につきましても、ストレスチェックシステムの賃借料等の執行残でございます。

次に、(事項)職員厚生費でございますが、484万5,000円の減額です。これは、職員の健康保持推進事業のうち、職員健康プラザの空調設備改修工事の入札残が主な理由でございます。

次に、ページの最後にあります警察費の(事項)恩給及び退職年金費でございますが、591万円の減額です。これは、元警察職員分の恩給等の支給につきまして、その対象者に減が生じたことによるものでございます。

○松野危機管理局长 危機管理課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の107ページを御覧ください。

危機管理課の補正額は、1億2,264万7,000円の増額で、補正後の額は、右から3列目の10億9,337万9,000円であります。

主な補正の内容について御説明いたします。

109ページをお開きください。

中ほどより下の(事項)防災対策費は、1,540万円の減額であります。主な内容であります。説明の欄の2、自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業につきましては、外部講師による各種研修会を計画し、謝金や旅費を見込んでおりましたが、国や他県の職員等に講師をお願い

いたしましたことなどにより、謝金等が不要となったことや、防災・減災に係る広報費用や啓発グッズの購入費等に執行残が生じたものであります。

次に、3の大規模災害に備えた燃料備蓄・供給体制整備事業では、防災救急ヘリコプターの備蓄燃料庫の整備工事におきまして入札残が生じたこと、また、4の大規模災害に備えた減災・応急体制強化支援事業では、市町村が行う津波避難施設の整備や、災害時の受援体制の構築に必要な資機材の購入等に対する補助金などにつきまして、市町村の所要見込額に合わせ減額するものであります。

次の、5の災害対応車両整備事業と、次の110ページ、6の防災情報システムのデジタル強靱化事業につきましては、車両の購入やシステム改修の業務委託料において入札残が生じたため減額するものであります。

最後に、一番下の(事項)災害救助事業費であります。

大規模災害が発生した場合は、多額の救助費用が必要となりますことから、県では、法令で定める一定の額を災害救助基金として積み立てているところであります。

昨年発生した台風第14号では、多くの住家被害が発生したことから、災害救助法を適用したところでありますが、災害救助法を適用した場合、救助の主体は原則、県となりますことから、市町村が支弁した救助費用につきましては、県が負担することとなります。

現時点で、市町村が救助に要した費用は2億2,210万2,000円でありまして、このうち一部は国が負担しますので、国の負担額を除いた県の負担額は、1億5,774万7,000円となります。

これにつきましては、災害救助基金を取り崩して市町村に支払うこととなりますが、県は法

令で定める一定の額を、災害救助基金として確保しておく必要がありますので、取崩し額と同額の1億5,774万7,000円を基金に積み立てるため、今回、増額をお願いするものであります。

○寺田消防保安課長 消防保安課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の111ページを御覧ください。

消防保安課の補正額は、2,520万円の減額で、補正後の額は、右から3列目の欄、6億2,291万3,000円であります。

補正の主な内容について御説明いたします。

113ページを御覧ください。

事項の一番上、防災行政無線管理費は1,945万円の減額であります。その下の説明の欄の1、無線設備の保守委託は、各種無線設備の保守委託において、入札残が生じたため減額するものであります。

次に、3の災害時情報通信体制強化事業であります。県は、気象予報や警報などの情報を気象台から受け取るため、専用の回線を設けておりますが、万が一、接続できなくなった場合に備えまして、本事業により無線によるバックアップ回線の整備とアンテナを設置する鉄塔の整備を計上しておりましたが、その後の詳細な調査の結果、鉄塔の整備は不要になったため減額するものであります。

次の(事項)航空消防防災推進事業費は110万円の減額であります。これは説明欄の1、防災救急ヘリコプター機体更新調査事業におきまして、更新する機体の仕様を検討するメンバーとして外部委員を構成しておりましたが、委員の謝金及び他県視察に要する経費に不用額が生じたため減額するものでございます。

次に、一番下の(事項)消防学校費は、285万

円の減額であります。

次のページ、114ページを御覧ください。

これは、消防学校の教育訓練を行う経費や会計年度任用職員の人件費に執行残が生じたことによるものであります。

その下の(事項)火薬取締費及び、次の(事項)高圧ガス保安対策費、その下の(事項)電気保安対策費につきましては、業務に伴う旅費や会計年度任用職員の人件費に執行残が生じたことにより、それぞれ減額するものであります。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について、質疑はございませんか。

○太田委員 歳出予算説明資料75ページの人事調整費として、会計年度任用職員の雇用が8,900万円の減額となっています。額が大きいものですから、雇用職員全体の額なのか、確認です。

○川畑人事課長 おっしゃるとおり、産休代替職員などの知事部局全体分を、人事課で一括して予算計上しているものでございます。

○太田委員 分かりました。

それと、歳出予算説明資料93ページ、税務課の諸費の説明欄に、税の還付等に要する経費というのがあります。県税還付金を4億4,000万円ほど減額するということではありますが、これは、例えば税務署とか市町村で申告をし直して、それが影響して、県税分の還付もありますよというようなことかなと思います。4億円程度分が還付されなかったということは、修正の申告をする人が見込みより少なくなったということでしょうか。

○満留税務課長 今、太田委員のおっしゃったとおりでございます。当年度分だと、修正し直して、戻出——歳入から還付するんですけれども、過年度分であれば、この諸費から還付する形になります。今年度は当初見込みほど、そう

いう事例が出なかったということで、この減額になっております。

○太田委員 見込みですから、なかなか確定は難しいことだろうとは思いますが、分かりました。

あと2つほどありまして、常任委員会資料の12ページです。

法人県民税とかは増えておりますが、利子割県民税は5,000万円の減額です。景気の変動がありますので、これもやっぱり見込みを予測するというのは難しいですか。

○満留税務課長 いわゆる預金に係る利子について分離課税される分の見込みでして、例年なかなか難しいところがございます。

また、今回、特に10年ものの満期になるものが結果として少なかったということでして、それが、いつ、幾らあるというのは、なかなか我々も把握できていないものですから、こういう減額補正となっております。

○太田委員 分かりました。

最後にしますが、常任委員会資料16ページの知事の給料の減額に関する条例であります。

一般質問等でも質疑されましたので、もう私はいいと思うんですけども——結局、伝えたかったのは、基本的には事実が一番強いんだよと。私たちも時々失敗することがありますが、事実をもって、ぴしっと自分の身を律していくということは、みんなが気をつけないといけないことだなと思います。ひとつ、その辺の教訓をお互いに確認し合いながら。

この減額に関しては、働いたことに対する報酬はきちっとあるべきだという立場からすれば、例えば、月額100分の80とか、ある程度は保証してあげないといけないところもあるのではないかという心の痛みもあるんですけども、知事が政治家としての決断として言われているか

ら、私たちも、もう知事の決断を了としておかないといけないのかなと思っております。

今回は、もう知事の判断ということで、今後の問題としては、職員も含めみんなが一生懸命働いて、よかれと思ってやって、ちょっと失敗が生じたことに対して、こういったことがあまり前例とならないように。きちっと処分するときにはするけれども、守るべきところは守ってあげるといっても必要ではないかなと思います。そのバランスをうまく取ってあげていただきたいという思いであります。これはもう知事のことですから、要望として伝えておきます。

○日高委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 最後に、その他で何かありませんか。

一個だけ、いいですか。

消防学校に調査に行ったら、寮がもう相当老朽化していて、女性は特に、アコーディオンカーテンを閉めてトイレに行くだとか、消防学校で精神を養わないといけないからっていうことかもしれないですけども、やっぱりもう時代に合っていないんです。その辺はちょっと考えてもらえればということで、要望としてよろしくお願いします。

ほかに、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは以上をもって、総務部を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時23分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

○矢野会計管理者 会計管理局でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

座って説明いたします。

会計管理局の補正予算につきまして御説明をいたします。

歳出予算説明資料の399ページをお開きください。

補正額は、一番上の段、左から2列目にありますとおり、会計課と物品管理調達課を合わせまして、総額418万3,000円の減額であります。この結果、補正後の額は、右から3列目、9億6,975万9,000円となります。

次に、401ページをお開きください。

まず、会計課であります。補正額は左から2番目、349万4,000円の減額であります。この結果、補正後の額は、右から3列目、8億5,892万8,000円となります。

補正の主な内容につきまして、403ページで御説明いたします。

まず、上から5段目の(事項)職員費81万6,000円の増額につきましては、人事異動による職員構成の変化等に伴い、増額となるものでございます。

次に、ページ中ほどの(事項)出納事務費431万円の減額であります。これは主に、説明欄の1、出納事務執行に要する経費のうち、指定金融機関等に支払う窓口収納事務手数料などの執行残であります。

会計課については、以上でございます。

続きまして、405ページをお開きください。

物品管理調達課であります。

補正額は、左から2列目、68万9,000円の減額であります。この結果、補正後の額は、右から

3列目、1億1,083万1,000円となります。

補正の主な内容につきましては、407ページをお開きください。

上から5段目の(事項)職員費、664万6,000円の増額でございます。これは人事異動による職員構成の変化等に伴って増額となるものでございます。

ページ中ほどの(事項)物品管理及び調達事務費202万2,000円の減額につきましては、会計年度任用職員の報酬などの執行残であります。

最後になりますが、下の段の(事項)車両管理事務費531万3,000円の減額であります。

これは主に説明欄の2、県有車両の管理に要する経費のうち、県有車両の任意保険料の執行残でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 以上をもって、会計管理局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時28分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

○日高人事委員会事務局長 人事委員会事務局の令和4年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の481ページをお開きください。

表の左から2列目、補正額の欄ですが、総額で1,344万7,000円の減額をお願いしております。

この結果、補正後の予算総額は1億3,497万7,000円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。

485ページをお開きください。

まず、このページの一番下の(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費の437万3,000円の減額補正であります。これは、新型コロナウイルスの影響により、当初、対面集合方式で予定していた会議や就職説明会が、中止やウェブ上での開催に変更になったことに伴う旅費等の事務費の執行残であります。

次の486ページをお開きください。

(事項)給与その他の勤務条件の調査研究費119万5,000円の減額補正であります。これは、新型コロナウイルスの影響により、当初予定していた九州各県の会議が書面審議へと変更になったことなどに伴う旅費等の事務費の執行残であります。

なお、その他参考として、お手元には来年度の県職員採用案内パンフレット及び大学卒業程度の県職員採用試験案内をお配りしておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

人事委員会事務局としては、今後とも関係部局との情報共有や連携を一層強化しながら、県の将来を担う優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって、人事委員会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時32分休憩

午後2時33分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

○高山監査事務局長 監査事務局の令和4年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の委員会資料の3ページをお開きください。

表の左から2番目補正額の欄でございますが、82万9,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は1億8,410万5,000円となります。

次に補正の主な内容について御説明いたします。

4ページをお開きください。

上から4段目の(目)委員費につきましては、139万2,000円の減額でございます。

その内訳は、その下、(事項)委員報酬が77万9,000円の減額、(事項)運営費が61万3,000円の減額で、いずれも執行残等に伴うものでございます。

次に、その下の(目)事務局費につきましては、222万1,000円の増額でございます。

その内訳は、その下、(事項)職員費が524万9,000円の増額で、職員の人件費の所用見込額の増に伴うものでございます。

続いて、(事項)運営費が302万8,000円の減額で、県外出張が中止になったことによる旅費等

の執行残等に伴うものでございます。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 では、以上をもって、監査事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後2時36分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

○渡久山議会事務局長 議会事務局の令和4年度2月補正予算案につきまして御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の1ページをお開きください。

左から2列目、補正額の欄でございます。3,719万7,000円の減額をお願いしております。

補正後の予算額につきましては、右から3列目、補正後の額の欄、11億3,879万2,000円となります。

主な補正内容についてでございます。

5ページをお開きください。

上から4段目に、(目)議会費とございますが、2,500万7,000円の減額でございます。

内容について御説明いたします。

その1つ下の段、(事項)議員報酬の1,240万2,000円の減額でございます。これは、予算積

算上、議員数を38名としておりましたことなどにより、議員報酬及び期末手当の執行残が生じたことによるものでございます。

次に、その下の段、(事項)本会議運営費385万4,000円の減額でございます。これは、先ほどと同様の理由によりまして、本会議応招旅費等の執行残が生じたことによるものでございます。

次に、4つ下の段の(事項)議会一般運営費の769万7,000円の減額でございます。これは、各種協議会等の負担金及び政務活動費交付金等の執行残によるものでございます。

以上が議会費でございます。

ページをおめくりいただきまして、6ページを開きください。

(目)事務局費でございます。上の段にございますように、1,219万円の減額補正をお願いしております。

主なものについて御説明いたします。

1つ下の段、(事項)職員費232万6,000円の減額でございます。これは、事務局職員の給料及び職員手当の執行残によるものでございます。

7ページを御覧ください。

(事項)議会一般運営費849万4,000円の減額でございます。これは、タブレット端末の導入経費などの執行残によるものでございます。

歳出予算説明資料についての説明は以上でございます。

続きまして、繰越明許費についてでございます。

令和5年2月県議会定例会提出議案(4年度補正分)の9ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正の一覧がございます。

1、追加の一番上の議会費、県庁1号館移転に伴う議会棟改修事業でございます。

これは、正副議長室の内装改修工事につきま

して、設計事業者との調整に時間を要したために工事本体の着手が来年度となる見込みでありますことから、工事費2,400万円について、来年度への繰越しをお願いするものでございます。

○日高委員長 説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 以上をもって、議会事務局を終了いたします。

お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後2時44分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

来週月曜日の日程についてですが、午前10時から総務部の当初予算関連議案等の審議を行うことといたします。

本日は以上をもって終了いたします。

ありがとうございました。

午後2時44分散会

令和5年3月6日(月曜日)

午前9時58分再開

出席委員(8人)

委員	長	日高博之
副委員	長	日高利夫
委員		星原透
委員		中野一則
委員		外山衛
委員		太田清海
委員		井上紀代子
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

総務部長	渡辺善敬
危機管理統括監	横山直樹
総務部次長 (総務・市町村担当)	小牧直裕
総務部次長 (財務担当)	児玉憲明
危機管理局長 兼危機管理課長	松野義直
総務課長	渡邊世津子
人事課長	川畑敏彦
行政改革推進室長	壺岐さおり
財政課長	高妻克明
財産総合管理課長	鹿島寛俊
税務課長	満留芳文
市町村課長	児玉洋一
総務事務センター課長	朝稲晃
消防保安課長	寺田健一

事務局職員出席者

議事課主査	牛ノ濱晋也
総務課主事	大島采香

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託されました議案等の概要説明を求めます。

○渡辺総務部長 それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元の総務政策常任会資料で御説明をいたします。

2ページの目次をお願いいたします。

1、予算議案についてであります。今議会に提出しております一般会計当初予算案の概要につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、2の特別議案ですが、宮崎県退職手当基金条例など2件を提出しております。

次に、3、その他報告事項では、令和5年度組織改正案についてなど3件について御報告させていただきます。

それでは、令和5年度当初予算案の概要について、3ページから22ページで御説明いたします。

この資料につきましては、別途配付の令和5年度当初予算案の概要の冒頭部分を抜粋したのになっております。

3ページをお開きください。

宮崎再生予算と大きく書いてありますが、今回の当初予算案をこのように命名させていただきました。キーワードにつきましては、再生・復興、安全・安心、活力・未来としております。

予算額につきましては、6,557億円で、骨格ではありますが、対前年度比2.2%増の積極予算とさせていただきます。予算規模としまし

では、6年連続で増加し、平成14年度以来、21年ぶりに6,500億円を超える規模となっております。

次に、4ページの予算編成の考え方であります。

1つ目として、骨格予算であります。本県の課題に継続的かつ重点的に取り組むため、年間を通して必要となる経費を計上した骨太な骨格予算として編成しております。6月補正におきましては、宮崎再生のさらなる加速化に要する経費等の追加計上をさせていただきたいと考えております。

2つ目として、総合計画（長期ビジョン）を踏まえながら、コロナ禍・物価高等からの再生・復興など、優先度の高い施策を積極的に推進してまいります。

3つ目として、財政の健全性の確保として、多額の財政負担が見込まれる経費等につきましては、負担の平準化を図るため、計画的に予算計上しております。

5ページを御覧ください。

予算規模は、21年ぶりの6,500億円台ということで、骨格予算としては過去最高であります。

6ページを御覧ください。

歳入予算の特徴でございますが、自主財源比率は、円グラフのとおり42.0%で、依存財源比率は58.0%で、骨格予算の時点ではありますが、自主財源比率は過去最高となっております。

次のページをお願いします。自主財源の状況については、中ほどの表にありますとおり、全体では、1行目の右側2列目のとおり、対前年度176億円余、6.8%の増であります。

主な内訳ですが、その下の県税1,067億円余、対前年度19億円余の増、その下の地方消費税清

算金——これは他の団体から本県に納付される地方消費税であります——569億円余、対前年度58億円余の増、いずれも地方消費税の増などによるものです。

一番下の諸収入は、628億円余、対前年度110億円余の増、今年度措置した中小企業融資制度貸付金の元利収入の増などによるものです。

8ページを御覧ください。

2つ目の表の一番右端にありますとおり、令和5年度の当初予算編成後の基金残高は、323億円を見込んでおります。

なお、グラフの下の注意書きに、昨年度と今年度の基金残高が多くなっている理由を書いております。国の地方交付税の再算定や県税収入が見込みよりも上振れしたことなどによるものです。地方交付税は、税収が地方財政計画策定時の見込みを上回った場合、翌年度以降、減額されます。令和4から6年度については、毎年度30から40億円の減額清算となりますので、これに備える意味があります。

先ほどの財政関係2基金の当初予算編成後の残高につきましては、こうした背景や今後の肉付け予算編成を踏まえましても、必要な額は確保できたと考えております。

9ページを御覧ください。

依存財源でございます。表の右から2列目にありますとおり、全体では、対前年度34億円余の減、主な増減としましては、上から5行目の地方交付税が40億円余の増、下から3行目の県債が84億円余の減、このうち58億円余が臨時財政対策債の減でございます。

次の10ページをお願いいたします。

一番上の表を御覧ください。

地方交付税及び臨時財政対策債についてです。

地方交付税が前年度を上回る一方で、臨時財政対策債が減となっております。2つを合計した実質的な地方交付税額は1,920億円余、17億円余の減であります。

次の表を御覧ください。県債の状況です。

3行目の県債残高は8,280億円余、対前年度230億円余の減であり、括弧内の臨時財政対策債を除いた残高は、一番下、5,252億円余、対前年度3億円余の増でございます。

11ページは県債の推移のグラフですので、後ほど御覧ください。

続きまして、12ページをお願いいたします。

歳出予算の款別の状況です。右の表にありますとおり、10%以上の増減がある主な費目としまして、総務費が10.3%の増で、退職手当基金積立金の増などによるものです。衛生費が15.0%の増で、新型コロナ緊急対策費の増などによるものです。商工費が20.2%の増で、中小企業金融対策費の増などによるものです。災害復旧費が21.4%の増で、台風第14号災害など、過年災の増加などによるものです。

13ページをお願いいたします。

性質別の状況であります。右の表にありますとおり、義務的経費は2,339億円余、対前年度82億円余の減、定年引上げに伴う退職手当の減等による人件費の減と、県債残高の減少による公債費の減によるものです。

投資的経費は1,156億円余、対前年度6億円余の減、内訳の3行目の県単独の普通建設事業費が40億円余の減となる一方、その2つ下の災害復旧事業費が33億円の増となります。

その他、一般行政経費は3,061億円余、対前年度230億円余の増、新型コロナ対策関係経費の増などによるものです。

14ページをお願いいたします。

社会保障関係費の状況です。

表の右下にございますが、合計が1,121億円余、このうち975億円余を一般財源で賄っております。

下段のグラフは、一般財源総額と一般財源を充てた社会保障関係費の推移を示しております。折れ線が一般財源総額で、令和2年度以降少しずつ増加しております。これは、消費税率の引上げや法人課税の偏在是正の効果によるものです。

棒グラフは、社会保障関係費で、近年伸びが緩やかになっておりますが、毎年度増加しております。

令和2年度以降、2つのグラフの間が少し空いておりますが、今後、後期高齢者の割合が高まっていきますと、医療費等の増加の幅が大きくなっていきます。そうした場合、将来的に政策的経費に充てる一般財源を確保できるかどうか懸念されます。

次に、15ページは特別会計、16ページは公営企業会計についてであります。

また、17ページと18ページには、国の予算と地方財政計画の概要を記載しておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

19ページをお願いいたします。

続きまして、予算案のポイントであります。

3本柱で、1、宮崎再生に565億円、2、安全・安心で持続可能なくらしづくりに409億円、3、活力ある未来のみやぎづくりに156億円を措置しております。

20ページを御覧ください。

まず、宮崎再生でございますが、①の需要喚起・事業継続支援は、東アジアからのインバウ

ンドの回復・強化や事業承継支援など、18事業で547億円、②の生活者支援は、子ども食堂などへの支援やひきこもり支援体制の強化など、28事業で7億円余、③の交流回復・魅力発信は、G7宮崎農業大臣会合や県人会世界大会の開催など、16事業で10億円余でございます。

なお、②のプレミアム付商品券や③の宮崎牛緊急PRなど、2月補正の中でも、当初予算と一体的に取り組む事業も書かせていただいております。

21ページをお願いいたします。

安全・安心で持続可能なくらしづくりです。

①の災害に強い県土づくりは、災害支援物資拠点施設の整備や、台風第14号災害復旧事業など、7事業で56億円、②の医療提供体制の充実、都城市郡医師会病院「心臓・脳血管センター」やモバイルファーマシーの整備支援など、56事業で38億円余、③の中山間地域の維持・活性化対策は、移動手段確保など地域課題の解決につながる取組や、特定地域づくり事業協同組合設立準備の支援など、25事業で10億円、④の新型コロナ対策は、国が感染症法上の分類を2類相当から5類へ移行する方針を示しました。しかし、県民、医療機関等とも、対応に一定の時間を要すると考えられます。このため、これまで同様、保健・医療提供体制の確保など、22事業で303億円余を計上しております。

22ページをお願いいたします。

3つ目の柱、活力ある未来のみやざきづくりです。

①の少子化対策、移住・定住促進は、出会いから結婚・子育てまでの応援や移住支援金の拡充・重点化など、55事業で40億円余、②の地域経済の成長促進・活性化は、創業や事業拡大に

伴う資金調達や発酵食品の北米向け商品開発の支援など、22事業で14億円余、③のデジタル変革(DX)の推進は、県内事業者のデジタル化相談窓口の設置など、39事業で10億円余、最後に、④のゼロカーボン社会づくりは、県民や事業者の再エネや省エネ設備の導入支援など、53事業で89億円余を計上しております。

次に、資料の26ページをお願いいたします。

総務部における予算案の課別集計表ですが、総務部の一般会計と特別会計を合わせた予算額は、一番下にありますとおり2,283億9,316万7,000円で、前年度当初予算と比較しますと1.8%の減となっております。

予算議案の概要につきましては以上であります。

なお、議案等の詳細につきましては、危機管理局長及び担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○満留税務課長 税務課から、県税収入予算につきまして御説明いたします。

委員会資料の23ページを御覧ください。

県税収入予算につきましては、経済動向や主要企業の業績見通し、令和4年度の税収状況及び税制改正等の影響を総合的に勘案して見込んだものであります。

令和5年度当初予算は、表の一番上の段、県税計の①令和5年度当初予算額の欄のとおり、1,067億5,000万円を計上したところであります。これは、前年度当初予算1,048億4,000万円に比べて19億1,000万円の増、対前年度比101.8%となっております。

それでは、増減の大きい税目について御説明いたします。

前年度当初比増減額及び備考の欄を御覧ください。

さい。まず、上から2段目の個人県民税は、個人所得の堅調な推移等により、6億606万円の増、次に、その4つ下の法人事業税は、企業業績の堅調な推移等により、4億2,165万円余の増と見込んでおります。

24ページを御覧ください。

上から2段目、地方消費税のうち譲渡割は、消費の堅調な推移等により、13億2,622万円の増、その1つ下の貨物割は、輸入額の増加等により、3億280万円余の増と見込んでおります。

25ページを御覧ください。

下から2段目、自動車税のうち、環境性能割は、自動車生産台数減に伴う新車新規登録台数の減等により、3億2,531万円余の減。最後に、その3つ下の軽油引取税は、物流の効率化等に伴う軽油消費量の減により、4億3,157万円余の減と見込んでおります。

○日高委員長 議案の概要説明及び歳入予算等の説明が終了しました。ここまでのところで質疑はございませんか。

○太田委員 委員会資料の6ページの(2)歳入予算の特徴ですが、こういった歳入構成を見たときに、今回は骨格予算ということで――6月議会では知事の思いが込められた肉付け予算になると思います。その場合に、知事が政策を打ち出す肉付けの部分というのは、国庫補助付のものとか、県単とかありますけれども、その辺の財源の内容に影響を与えるものはどんな感じになるのですか。

○高妻財政課長 現時点で明確にお答えすることは難しいですが、一般論で申し上げますと、私の認識としましては、やはり国庫支出金でありますとか、県債、こういったものも財源として活用しながら、県の単独事業等に充て

る財源については、財政調整積立金を取り崩してまいります。

○太田委員 分かりました。

飛びまして、13ページの(3)歳出予算の特徴にある表の、義務的経費のうち、人権費の減額についてです。これは、定年制度が少し変わったことによる退職手当関係だろうと思いますが、次の年度は退職者が2倍近くになるのかなと思います。あと10年くらいは、この増減があるかと思うんですが、その辺の対応はどのようにされるのでしょうか。

○高妻財政課長 今、太田委員から御指摘のあったとおりでございます。定年退職の起こらない年度の退職手当については、翌年度までを見込んだ平均額を算出しまして、当該年度支出する退職手当の額を引いた額を基金に積み立てております。

単純に言うと、令和5年度は大体120億円と見込んでおりまして、そのうちの80億円相当を当該年度に支出するであろうと現在見込んでおります。その残りの額を今回基金に積み立てたということで、支出は来年度となります。

○太田委員 対応は十分されているということで、分かりました。

○日高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、引き続き、班分けして議案の審査を行い、最後に総括質疑の時間を設けることとします。

執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、併せて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

まず、第1班として、総務課、人事課、財政課、財産総合管理課、税務課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いいたします。

○渡邊総務課長 総務課の当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の65ページをお願いいたします。

総務課の令和5年度当初予算額は、4億236万4,000円です。

それでは、主な内容について御説明いたします。

67ページをお願いいたします。

まず、一番下、(事項)文書管理費1億4,492万1,000円です。

ページをおめくりいただきまして、68ページの上段を御覧ください。

これは、文書の発送料や文書収発室運営等嘱託員の人件費、文書管理システムの運用保守に係る経費などです。また、説明欄の4、新規事業、公文書デジタル化推進事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、1つ下の段、(事項)印刷等管理費4,388万4,000円です。これは、庁内で作成する冊子類の印刷・製本業務の経費でありまして、印刷機器のリース料や消耗品代、印刷業務嘱託員の人件費などです。

次に、ページ中ほどより少し下になりますが、(事項)文書センター運営費3,664万1,000円です。これは、歴史的価値のある公文書を適正に保存管理するための経費でありまして、公文書のマイクロフィルム撮影委託、消火設備の保守に要する経費や文書センター運営嘱託員の人件

費などです。

続きまして、69ページをお願いいたします。

(事項)県公報発行費1,160万2,000円です。これは、条例・規則の公布手続や県民に周知すべき事項の公表に係る県公報の発行に要する経費などです。

続きまして、常任委員会資料のほうで御説明いたします。

常任委員会資料の27ページをお願いいたします。

新規事業、公文書デジタル化推進事業です。

まず、事業の目的です。電子決裁機能を有する次期文書管理システムを導入することで、事務の効率化やコスト削減を行い、併せて公文書のデジタル化についての方針を整理するものです。

次に、事業の概要です。事業内容につきましては、(1)の①、②のとおり、次期文書管理システムの導入及びシステムの運用、保守になります。システムには電子決裁機能を設けるとともに、今後、国の行政文書の電子的管理の動きに対応できるよう、パッケージ製品のシステムを導入いたします。

また、③のとおり、システムに合わせて文書取扱規程等の運用を見直し、文書事務を効率化、省力化するとともに、収受から施行、保存、廃棄までの公文書デジタル化の方針を整理いたします。

事業費は、(2)のとおり、令和5年度が8,910万円、令和6年度から11年度までで1億8,160万円、本事業の総額は2億7,070万円となります。

なお、システム構築から、その後5年間の運用保守を含め、令和11年度までの債務負担をお願いするものです。

事業期間は、(3)のとおり、システムの構築と方針整理を令和5年度から6年度まで、その後のシステム運用保守を令和7年度から11年度までと計画しております。

引き続き、同じ資料の32ページをお願いいたします。

債務負担行為についてです。

表の一番上、総務課の公文書デジタル化推進事業について、ただいま御説明いたしました内容で、令和5年度から令和11年度まで、限度額1億8,160万円を計上しております。

○川畑人事課長 人事課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の71ページを御覧ください。

人事課の令和5年度当初予算額は、47億8,046万5,000円であります。

主な内容について御説明いたしますので、73ページをお開きください。

まず、ページ中ほど、(事項)人事調整費9億4,423万8,000円であります。これは、説明欄の1から6にありますとおり、人事給与管理の全庁的な調整に要する経費であります。

次に、その下の(事項)行政管理費264万7,000円あります。これは、行財政改革懇談会や入札・契約監視委員会の開催経費など、行政管理や行政改革に要する経費であります。

次に、74ページを御覧ください。

一番上の(事項)人事給与費32億2,114万円あります。主なものといたしまして、説明欄の2、退職手当、25億7,841万1,000円ありますが、定年引き上げに伴い退職者が減少することを踏まえた所要額を計上しております。

次に、説明欄4の次期人事給与庶務システム構築事業5億1,503万5,000円につきましては、

新たなシステムを構築する費用でございます。

次に、(事項)県職員研修費3,131万9,000円あります。これは、自治学院において行う県職員の研修に要する経費であります。

次に、(事項)職員派遣研修費2,863万1,000円あります。このうち、説明欄の1、職員の国内派遣研修経費といたしまして、自治大学校等への派遣に要する経費を、また、2の海外派遣研修経費といたしまして、自治体国際化協会等の海外事務所における研修に要する経費を計上しております。

最後に、(事項)被災地職員派遣事業費1,799万6,000円あります。これは、被災地で災害復旧業務に従事する職員を派遣する場合に要する経費や、派遣職員の代替職員を配置する経費などであります。

○高妻財政課長 引き続き、歳出予算説明資料の75ページを御覧ください。

財政課の令和5年度当初予算額は、一般会計、特別会計合わせまして、1,588億8,110万3,000円で、その内訳は、一般会計が808億9,200万5,000円、公債管理特別会計が779億8,909万8,000円です。

以下、主な事項について御説明いたします。

77ページを御覧ください。

まず、一般会計についてです。

上から4行目、(目)一般管理費の2番目の(事項)諸費であります。18億2,957万円です。その内訳は、説明欄の1、税外収入の還付等に要する経費として、16億500万円——これは、国庫補助事業の確定等に伴う国への返還金などを想定しております。

2の庁内一般共通経費として、2億2,457万円——これは、人件費や旅費、需要費などの突発

的な事象等による各所属の諸経費の不足を補う経費であります。これらを財政課で一括計上しております。

次に、下から2つ目の(目)財産管理費、33億3,988万円であります。

主なものは、次の78ページ中ほどの(事項)退職手当基金積立金、31億8,916万3,000円です。これは、議案第24号「宮崎県退職手当基金条例」に基づく基金への積立金と利子を積立てるものであります。

また、この事項のほか、各事項の欄に記載しております経費につきましては、財政調整積立金のほか、財政課が所管する基金の利子を積立てるものです。

次に、79ページを御覧ください。

上から2行目、(款)公債費は754億693万円です。

その内訳といたしまして、(事項)元金償還金720億4,787万4,000円、次の(事項)利子償還金32億9,065万1,000円です。このうち、元金償還金の説明欄1の3億3,800万円余——これは国に一般会計から直接償還するものですが——これ以外は、任意の公債管理特別会計に償還原資を繰り出しまして、償還を行うものであります。

次の(事項)事務費は、県債を発行するために要する事務費、主に手数料等になりますけれども、6,840万5,000円を計上しております。

一番下、(款)予備費であります。次の80ページにかけまして、例年どおり1億円を計上させていただきます。

81ページを御覧ください。

公債管理特別会計でございます。

この会計は、一般会計からの繰出金を財源として、県債の償還経費を計上するものであります。

す。

まず、(事項)県債管理基金積立金35億5,390万円です。これは、満期一括償還債の償還財源を計画的に積立てるものです。

次に、(款)公債費は、744億3,519万8,000円です。その内訳は、3つ下の(事項)元金償還金が711億4,209万3,000円、(事項)利子償還金が32億9,065万1,000円、おめぐりいただき、82ページの(事項)事務費——これは証券の発行手数料等でございますが——245万4,000円となっております。

次に、常任委員会資料の33ページを御覧ください。

議案第24号「宮崎県退職手当基金条例」であります。

1の基金の目的は、本年4月1日から職員の定年を引き上げることに伴いまして、退職手当の支給に必要な財源を安定的に確保することを目的として設置するものであります。

2の施行期日は、本年4月1日です。

最後に、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応についてであります。

別冊の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の1ページをお開きください。

総務政策分科会の①であります。御指摘、御要望の事項につきましては、上段の太字部分でございます。「本県財政について、今後の財政負担を見込んだ上で、さらなる財政健全化に向けた取組を進め、予算の効率的・効果的な執行に努めるとともに、歳入確保にもしっかりと取り組み、引き続き健全な財政運営を行うこと」とのことでございます。

対応につきましては、下段のとおりであります。まず、財政健全化に向けた取組については、

2つ目の段落にありますとおり、今後とも多額の財政負担が見込まれる老朽化対策や国民スポーツ大会開催経費などは、負担の平準化を図るため、計画的に予算を計上いたしました。さらに、財政関係2基金の当初予算編成後の残高は323億円となり、6月補正予算の編成を考慮しても、必要な額を確保したところでございます。

また、県債残高は、臨時財政対策債の減等によりまして、現時点での今年度末の残高見込みは8,280億円、令和4年度と比較して231億円の減であります。

次に、歳入確保につきましては、3つ目の段落のとおり、今後とも、国に対して、社会保障関係費のさらなる増大などに対応するため、地方税や地方交付税などの地方一般財源総額の確保について、全国知事会と一体となって強く要望してまいります。

最後に、予算の効率的・効果的な執行については、その次の段落でございますが、成果指標の設定による効果検証や課題の分析など、予算の質を高める取組に努めまして、人口減少など本県が抱える諸課題に的確に対応できるよう、健全な財政運営を行ってまいります。

○鹿島財産総合管理課長 財産総合管理課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の83ページを御覧ください。

当課の令和5年度当初予算額は、21億5,036万8,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

85ページをお開きください。

まず、ページ中ほどの(事項)庁舎公舎等管理費8億1,745万6,000円であります。これは、庁舎・公舎等の電気・水道料などの光熱水費や、

清掃や警備業務等の委託料などの維持管理に要する経費、職員宿舎の維持管理に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)庁舎公舎等保全費3億2,629万2,000円であります。これは、庁舎・公舎等の維持補修に要する経費であります。

続きまして、86ページをお開きください。

一番上の(事項)電気機械管理費5億89万5,000円あります。これは、庁舎等の冷暖房設備等の保守点検や改修など、機械、電気設備の維持管理に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)公有財産管理費2億3,968万5,000円あります。こちらの主な内容としては、次の87ページの一番上の説明欄に記載しておりますが、県営住宅などが所在する市町村に対し、固定資産税相当額を交付する、3の県有資産所在市町村交付金や、未利用財産の処分にあたって必要となる地積確定測量や不動産鑑定等に取り組む、4の県有財産利活用強化促進事業に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)県有施設災害復旧費9,270万円あります。これは、災害により被害を受けた庁舎などの県有施設の復旧を行うための経費であります。

続きまして、資料が変わりますが、常任委員会資料の32ページを御覧ください。

債務負担行為についてであります。

表の2段目、日南総合庁舎空調設備改修工事であります。これは、現在の日南総合庁舎の空調設備が設置から20年経過し、老朽化が進んでいることから、機器の改修工事を実施するものであります。本工事は、空調運転を行わない期間に合わせて行う関係で、令和6年3月中旬の暖房の運転終了から、冷房運転前の5月下旬ま

での間に施工する必要があることから、令和5年度から令和6年度までの限度額7,526万7,000円の債務負担をお願いするものであります。

○満留税務課長 税務課の令和5年度当初算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の89ページを御覧ください。

税務課の令和5年度当初算額は、577億5,078万8,000円であります。

それでは主な内容について御説明いたします。

91ページをお開きください。

ページの中ほどに記載しております(事項)諸費は、税の過年度収入分に係る還付等に要する経費でありまして、15億円を計上しております。

次の(事項)賦課徴収費は、23億6,130万8,000円であります。これは、県税の賦課徴収に必要な経費でありまして、その主なものといたしましては、その下の説明欄、1、徴税活動費の(1)徴税活動経費としまして、2億3,828万4,000円を計上しております。これは、県税の徴税活動に必要な郵送料、印刷費、旅費等の事務経費であります。

次に、その下の(2)個人県民税徴収取扱費交付金としまして、15億9,545万1,000円を計上しております。これは、個人県民税の賦課徴収が市町村長に法定委任されておりますことから、その経費を補償する目的で市町村へ交付するもので、各市町村における納税義務者1人当たり3,000円を乗じた額等を交付することになっております。

92ページをお開きください。

(2)各種団体との協力体制推進費のうち、ウの軽油引取税徴収取扱報奨金としまして、2億2,600万1,000円を計上しております。これは、

軽油引取税の特別徴収義務者であります元売業者や、特約業者に対して、その申告納入額に応じて交付するものであります。

次に、3、管理機能の充実費の(5)税務電算トータルシステム運営費として、1億5,189万4,000円を計上しております。これは、税務電算トータルシステムの維持管理費及び税制改正等に伴うシステム改修経費等でございます。

次に、(款)諸支出金であります。これは、都道府県間の清算に伴い支出する清算金と、県内の市町村に対しまして、県の税収の一定割合を交付する法定交付金でありまして、526億6,401万3,000円を計上しております。

主な事項について御説明いたします。

1つ目の(事項)地方消費税清算金ですが、本県に納付された地方消費税について、各都道府県間で清算を行うために支出するものでありまして、211億6,850万円を計上しております。

次の(事項)利子割交付金、以下8つの各種交付金は、いずれも市町村に対する法定交付金で、令和5年度の税収見込額を基礎に算出したものであります。

事項別の説明は記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

最後に、委員会資料に戻りまして、32ページをお開きください。

上から3つ目の自動車税種別割納税通知書等印字・封入封緘委託業務につきまして、債務負担行為の追加でございます。これは、令和6年度分の自動車税種別割の納税通知書等の印字、封入・封緘業務を委託するものですが、令和6年4月の印刷作業の前に、台紙やチラシの作成、コンビニ納付のためのバーコード読み取りテストなどを行う必要があり、その期間として1か

月以上を要することから、令和5年度から6年度にかけての実施をお願いするものであり、1,529万円を計上しております。

○日高委員長 各課課長の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○太田委員 常任委員会資料の27ページ、公文書デジタル化推進事業についてであります。

文書の管理について、保存期間を3年とする判断とかその辺のところは、ここに書いてあるとおり、文書取扱規程等を今回また見直していくということですが、特に永久保存することについては、何か神経を使わないといけない世の中になったかなと思います。

行政内部でこういう規程をつくるのか、外部から委員を呼んで検討されたりするのか、規程の見直し方法について、現状はどうなっているのでしょうか。

○渡邊総務課長 太田委員から御指摘のありました文書取扱規程につきましては、現状では、県庁内部で、他県の状況とかも参考にしながら検討しているところでございます。

今回は、デジタル化に併せまして、先ほど御指摘のありました保存期間というよりも、文書事務のやり方を中心に考えようと思っております。やはり、文書の保存というのは大変大事なことでございますので、将来、読めなくなったりすることがないように、デジタルになった文書をどのように保存していくのか、その辺りの技術的な助言が必要になってくると思います。

公文書ということでしたら、公文書審査会もございまして、その委員の方の御意見もお伺いすることになるのかなと、現状では思っているところでございます。

○太田委員 文書取扱規程の見直しについては、

今答弁があったようなことでいいと思いますが、宮崎県でもシーガイアの問題とか、あぁいったのが問われたこともありますし、裁判資料もいつの間にかなくなっちゃったというようなところもあって、神経を使われるだろうなと思います。その辺も含めて、今後、検討されてほしいなと思います。

テーマ変わります、今度は、歳出予算説明資料の87ページ、財産総合管理課であります。

先ほど説明のあった、一番上の、県有資産所在市町村交付金は、固定資産税相当を交付するというものであります。中には、法定交付金というものもあって、きちっと法で定められたものを交付するんだろうと思いますが、この場合の固定資産税相当の交付金というのは、市町村が算定した固定資産税にしっかり合っているものなのか、ある程度柔軟性を持っているのか、その辺はどうなっていますか。

○鹿島財産総合管理課長 県有資産所在市町村交付金につきましては、例えば、職員宿舎や県営住宅など、いわゆる私的財産的なもの、本来であれば、市町村の固定資産税を払うものを想定して交付金として払っているものでございます。

前年度の3月31日現在の固定資産台帳に記載されている建物につきまして、市町村に近隣の固定資産税の評価額の調査を依頼し、それに基づいて所定の算式に当てはめた金額を交付するという仕組みになっております。

○太田委員 多少柔軟性があるのかなとも思ったのですが、所定の算式があると言われてましたので、法定交付金のような感じになるのかなと思います。その辺は全国的に同じような取組になっていますよね。

○鹿島財産総合管理課長 こちらの交付金につきましては、交付金法で定められておりまして、国有財産も含めて、全国、同じ率で交付する仕組みになっております。

○有岡委員 同じく財産総合管理課ですが、86ページです。以前、東京事務所の改築ということで、中に入っていらっしゃる職員の方、学生、各団体などが5月をめどに退去されるという話を聞いておりましたが、現在の状況と、5月までのスケジュール的に、無事そういった体制が取れるのかどうかをお伺いいたします。

○鹿島財産総合管理課長 東京ビルにつきましては、委員から御説明のあったとおりです。

学生寮につきましては3月末で休業、職員につきましては、今のところ建物の解体を7月に予定しておりますので、6月には引っ越すというスケジュールで進めております。

○有岡委員 4月の異動で、また職員が替わったりするわけですから、そういった方たちが行って、住む場所がないというようなことがないように、しっかりとサポートしていただきたいと思っています。

職員の皆さん方が働きやすい環境を維持していただくことが大切だと思いますので、そこら辺もしっかりとやっていただくよう要望します。

○鹿島財産総合管理課長 御指摘のありました点を十分踏まえまして、当事者である東京事務所とも連携を取りながら、職員の過度な負担にならないよう進めてまいりたいと思います。

○日高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○吉崎行政改革推進室長 私からは、組織改正

と行財政改革プラン、指定管理者制度の3点について御報告いたします。

常任委員会資料の35ページを御覧ください。

まずは、令和5年度組織改正案について御説明いたします。

来年度の組織改正としては、大きく5つございます。

2の主な組織改正の内容を御覧ください。

(1)の国スポ・障スポ準備課ですが、大会開催に向けて、広報や県民運動及び障スポ大会の開催準備業務の増加が見込まれますので、それぞれ新たな担当を設置いたします。

次に、(2)の競技力向上推進課ですが、これは、現在、教育庁で所管している大会に向けた競技力向上に関する業務を、知事部局の総合政策部に移管し、課として設置するものです。

36ページを御覧ください。

(3)の中央福祉こどもセンターについては、児童相談所の体制強化として、心理的な助言・指導等の支援を行う判定療育担当を2担当に再編するものです。

(4)の国際・経済交流課については、多文化共生の推進や国際的人道支援など、国際関係業務に的確に対応するため、総合調整を担う体制の強化と所管の明確化を図ることに加えまして、県産品の販路開拓・販売促進等について、一体的かつ効果的な取組を強化する観点から、オールみやざき営業課の業務再編を行い、設置するものです。

37ページを御覧ください。

(5)の農政水産部の体制強化については、農村振興局と水産局を新設し、畜産局と合わせて3つの部内局を設置し、各分野における取組の迅速化や総合調整機能の強化を図るものです。

参考として、37ページの下のほうに、知事部局の組織数について、令和4年度と比較した増減の状況を記載しております。

委員会資料の38ページを御覧ください。

新たな行財政改革プランについてでございます。

素案の本体を別冊としてお配りしておりますが、概要については、委員会資料で御説明いたします。

まず1、基本的な考え方ですが、このプランは、県の総合計画の基本理念を下支えするものとして位置づけておまして、右の図に示しておりますが、改革プログラムとして、視点1から4までの4つの柱で構成することとしております。また、財政健全化に向けた基本的な考え方については、財政健全化指針として示しております。

右の図に示しました改革プログラムのポイントとしましては、今後の県政運営を支える重要な要素として、人材の育成・確保の部分を筆頭の視点1に盛り込んだ点が一つ。2つ目は、今後の行政運営において取組を進めるべき重要な項目として、行政のデジタル化を視点3として掲げた点になります。

2の推進期間についてですが、令和5年度から8年度までの4年間としております。

3、今後のスケジュールについては、3月に、行財政改革懇談会やパブリックコメント等により御意見を伺いまして、6月の定例県議会に議案として提出したいと考えております。

39ページを御覧ください。

次に、改革プログラムについて主なところを簡単に御説明いたします。

まずは、(1) 県政運営を支える行政基盤の構

築と人材づくりです。

②の適正な定員管理については、スクラップ・アンド・ビルドを基本としまして、知事部局等の職員数の目標値を現プランよりも100名増やし、3,900名程度としております。

次に、③の公社等改革の推進についてですが、こちらは後ほど説明いたします。

⑥の県政を担う人材の育成・確保についてです。次期プランから視点の1番目に位置づけることとし、意欲と能力に満ちた人材の育成・活用や女性職員の活躍に向けた取組のほか、積極的な採用活動による人材確保など、多方面の取組により、県政を担う人材の育成・確保に取り組むことといたします。

次に、(2) 多様な主体との連携と県民目線のサービスの提供についてです。

④の県民サービス・利便性の向上では、申請等に係る県民負担の軽減を図るため、申請・届出書の削減や電子申請システムの利用拡大などに取り組むこととしております。

次に、(3) 行政のデジタル化と働き方改革の推進です。

この項目は、今回新たに視点として位置づけたものです。

①の行政サービスのデジタル化の推進ですが、ここでは、電子申請システムの利用拡大や税務手続の電子化など、主に外向きの取組、県民の利便性向上等に関して記載することとしております。

②のICTの活用等による業務効率化については、主に県庁内での業務改善につながる取組として、AIやRPA等のICTを活用した業務効率化への取組のほか、電子決裁機能を有した文書管理システムの導入等について記載して

おります。

③の全ての職員が働きやすい職場環境づくりについては、在宅勤務等によるテレワークの推進、子育てや介護との両立、安心して妊娠・出産ができる環境づくりといった取組を通して、全ての職員でワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、働き方改革の推進に継続して取り組むこととしております。

(4) 健全な財政基盤の構築と資産の有効活用ですが、現プランと同様の取組として、資料に記載した内容を進めることとしております。

40ページを御覧ください。

財政健全化指針についてです。本指針についても、今回内容を見直しており、基本的な考え方にあるとおり、今後、多額の財政負担が見込まれる中、本県が抱える課題に的確に対応していくため、歳入、歳出の両面から不断の取組を進めていくこととしております。

(1) 財政健全化指針の主なものとして、①の歳入については、県税収入や県有地貸付けなどの財産収入、ネーミングライツ収入等とともに、寄附による税制上の優遇措置の活用による積極的な歳入確保について検討を行います。また、地方一般財源の確保につながるよう、全国的な課題について、本県の実情を踏まえながら、全国知事会と一体となり国への要望活動を行ってまいります。

②の歳出では、定年年齢の段階的な引上げに伴う退職手当の平準化のため、退職手当基金を設置いたします。

③その他では、不断の取組として徹底した事務事業の見直しを進めるとともに、事業構築における事業と関連性の高いKPIの設定により、効果検証や課題の分析などを行い、予算の質を

高める取組を行います。

これらの取組によりまして、将来を見据え、(2) 財政健全化に係る目標に掲げております財政関係2基金の残高の確保、県債残高の抑制、健全化判断比率の維持を図っていくこととしております。

さらに、(3) 財政見通しの公表にありますとおり、今後10年間の財政見通しを作成・公表し、毎年度の更新を行います。

41ページを御覧ください。

公社等改革の推進についてです。

今回、行財政改革プランの見直しに併せ、公社等改革の指針の改定も行っており、改定後の指針案については、別冊2としてお配りしておりますので、後ほど御覧ください。

(1) の推進期間については、新たな行財政改革プランと同様、令和5年度から8年度までの4年間としております。

(2) 対象公社等については、41法人となりまして、太線枠内に記載のとおり、これまでと同様の基準により選定しております。

(3) の数値目標についてですが、これまで長年公社等改革に取り組み、既に見直せる部分は見直してきております。理由に記載しておりますが、対象となる公社等については一定の必要性や公益性が認められることなどから、一律の削減を前提とした数値目標は設定せず、各公社ごとに設定する活動指標や財務指標の進捗を管理し、それぞれの実情に応じた経営健全化を図れるよう指導・助言を行うことといたします。

改定後の指針における対象公社については、42ページに一覧を記載しております。

また、当該行財政改革計画プランの進捗を図る指標として、29の数値目標を設定してござい

して、この目標については、別冊1の行財政改革計画プラン(素案)の56ページに記載しておりますので、後ほど御覧ください。

委員会資料の43ページを御覧ください。

指定管理者制度についてです。

指定管理者制度は、本県では平成18年度から導入し運用してきたところですが、導入から時間がたつ中で課題も見受けられることから、一部取扱いの見直しを行いたいと考えております。

まずは、1、制度の概要についてですが、この制度の目的としましては、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの質の向上を図ることでありまして、公の施設の管理主体は直営または指定管理者となっています。

また、指定管理者となる団体に法律上の制約はなく、1団体だけでなく2つ以上の団体でグループをつくり申請することも可能となっています。

選定に係る留意事項ですが、国の通知において、選定に当たっては適切な公共サービスの水準の確保が重要であり、単なる価格競争による入札制度とは異なる点に留意することとされております。

参考までに、指定までの流れについて、右側にフロー図を記載しておりますので、御覧いただければと思います。

左側に戻っていただきまして、2の課題についてです。

(1) 複数応募者の確保についてですが、全国的にも同じような状況なのですが、指定管理者の公募に当たり、複数の団体等からの申請が少なく、公募しても1者からしか手が挙がらない状況が多く見られます。競争者がいることで、提案内容の質の向上が図られる面もあると考え

ますので、新規参入しやすい環境整備が必要だと考えています。

(2) グループ申請の内容確認についてです。グループ申請については、単独では参入が難しい団体が、複数団体でグループをつくれれば可能となる場合もありますので、幅広く参入の機会を与える手法として、全国で導入されています。

しかし、グループで申請する必要性やグループ構成員の役割分担については、選定過程において確認する機会がなく、不明確な状況となっておりました。

44ページを御覧ください。

先ほどの課題への対応として、3つの取組を実施したいと考えております。

まず、1、複数応募者の確保に向けた取組の1つ目としまして、指定期間の見直しを行います。現在、原則3年から5年となっている指定期間を、太線枠内にありますとおり、原則5年といたします。これにより、通常5年が多いと言われる機材等のリース期間に対応できずコストが高くなることや、3年間では指定管理者の創意工夫による投資の機会が確保できないこと等を理由に申請を断念していた団体等にとっては参入しやすくなるのではないかと期待をしております。

その下の、複数応募者の確保に向けた取組の2つ目としまして、アンケートの実施や広報の強化を行います。アンケートの実施は、太線枠内の①にありますとおり、現地説明会の参加者全てを対象に実施するもので、アンケートでの意見を次回の募集方針に反映させ、新規参入につなげていきたいと考えております。

次に、広報の強化ですが、現在もテレビやラジオ、経済団体の会報誌等による広報を行って

おりますが、これらの広報のほか、公募期間も2か月確保し、長期間周知しております。

今後は、これらの取組に加えまして、③にありますように、県公式SNSを使った広報のほか、②県ホームページに募集情報を継続して公開し、新規参入を検討する団体等がいつでも指定管理に関する情報に触れることができるようにしたいと考えております。

最後に、3、グループ申請の内容確認の強化ですが、グループ申請時にグループで申請する必要性やグループ内の役割分担の確認をする書類として、太線枠内にありますとおり、①のグループ協定書以下の書類の添付を義務づけるとともに、その内容については、④にありますとおり、選定委員会等で確認する形にしたいと考えております。

これら3つの見直しにつきましては、令和4年度内に手引等の改正を行い、令和5年4月から施行する予定で考えております。

○日高委員長 説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありますか。

○井上委員 幾つか御質問させていただきたいと思います。まず、みやぎき行財政改革プランについて、今回の一般質問でも出ましたが、ダボス会議でも、日本の経済力が下がっている理由として女性の潜在能力を生かし切っていないことを他国から指摘されるような状態であったと思うんです。

女性の登用を従来どおりやっけていて、本当に女性の潜在的な能力を引き出せるのかどうか問われていると思います。

そういう意味からいうと、この女性職員の活躍推進というフレーズでいえば、もっと具体的に大胆な、積極的な取組がないと。私自身は、

この数値目標についても非常に低いのではないかと感じるんですが、これをもっと議論された経過があるんでしょうか、それともないんでしょうか。

○巻岐行政改革推進室長 委員から御指摘をいただきましたとおり、女性の活躍推進の部分については、これまでも継続して取り組んできているところです。もっと大胆なところが必要なんじゃないかという御意見もいただきました。

今回は、そういう女性の活躍や、人材の育成が大事だということを示すために、視点の筆頭に持ってきたというところが一つ。

そして、女性が活躍していくためには、女性だけに配慮するのではなく、男性も含め全ての職員が働きやすい環境や、活躍できるような環境が必要だと考えておりますので、まずはそこを、継続して取り組んでいくというところで書かせていただいたところです。

また、委員からの、もっと進めていくべきじゃないかという御意見も、もちろん当然だと考えますので、また今後の検討事項とさせていただきたいと思います。

○井上委員 今おっしゃったことが本当にそうなんです。男性の働き方が改革されない限りは——女性が役付に就くときも、役付の前段で辞めていく人たちって結構多いんです。それは、やっぱり役付になったときの働き方がどうなるのかを日頃から見ているらっしゃるからだとも思います。

ですから、家庭生活で今のような役割分担みたいなことをされている状況の中で、自分が役職になるということはどういうことなのか、介護分野ではどうなるのかと考えていくと、女性が役職になることに抵抗感があっても致し方が

ないのではないかなと思うんです。

基本的に、この女性職員の活躍推進については、女性が入庁してからの配置の仕方、教育の仕方、いろんな意味で、男性と同じようにというのがどのように担保されるのかが分かりにくいところがいっぱいあるんです。

ですから、やはり大胆な施策を取らない限りは、なかなか女性が前に出てきて、本当の意味で自分の能力を発揮できるような、そして仕事に喜びを感じるような状況にはならないのではないかなと思うんです。

県と市町村とを比べると、市町村のほうがより進んでいて、役職にたくさんの女性がいらっしゃったりするので、早く県側が変えていく必要があるのではないかなと思います。

今、企業でも、女性のオーナーや起業家が非常に増えています。以前は民間が進んでいないから、行政側が先んじてやりましようと言っていたんですけども、今はもう逆で、民間は女性の登用について積極的で、ある程度責任ある立場に躊躇なく就けているところも非常に多いと思います。やはり民間のそういうところも見習っていただきたいです。

ですから、ここは単なる実施方針ではなく、実効性があるものにしないと、結果として——私は長年ここにいますけれども、そう変わってはいない。今、議会に出席されている方を見ても一目瞭然だと思いますので、やはりそこを大胆に変えていく必要があるのではないのでしょうか。

この提起の仕方が、県政を担う人材の育成と確保となっているわけですから、それがきちんと本当にそうになっているのかどうか。

先ほどの組織改変についても、もっと女性の

意見が入っていたら、こんなふうな形にはならないのではないかとと思われる部分も結構あります。

例えば、子育ての分野とか養護の分野とかを見ると、このままで本当に宮崎県の子育て支援策は大丈夫なんだろうかと、ちょっと疑問を持つような感じになっていますので、そこをもっと大胆に実態調査等含めて、現実に対応できるような状況にしていっていただきたい。これは、答弁はないでしょうから、それで結構です。

次に行きます。指定管理者についてですけども、複数の応募者の確保、これはもう絶対に行かなければいけないことです。それが、宮崎県の経済を活性化させる大きな取組の一つでもあります。だから、業者を育てることの大切さというのは、こういうところに現れてくると思います。

81%の施設で応募が1者からしかないというのは、やはり、県有施設の指定管理者になることにあまりステータスを感じていない人が多いということでもあると思うんです。業者が県政の発展のための一翼になろうと参入してくださるよう、その辺りをどう本気で育てるかというか——この指定管理者というのは事故がなければいいということではないので、単に行政改革の合理化の視点だけでは無理だと、私は思っています。そこを変える方法をもっと具体的にしていきたいのですが、どうなっていますか。

○巻岐行政改革推進室長 委員の御意見のとおり、1者のみの応募で、なかなか競争性が働いていないことが全国的な課題で、当県でも同様の状況が見られます。

競争性を確保していくためには、委員がおっしゃるとおり、気概を持って指定管理者に参入

していただくことが必要だと思っております、こちら側としても、どこにボトルネックがあって参入しにくくなっているのかとか、もう少し募集要領の段階とかで工夫ができないのかとか、いろいろ検討すべきところはあるだろうなと考えているところです。

所管課等とも意見交換等をしてしながら検討していきたいと思っておりますが、今回3つの見直しを行うことで、少しでも指定管理者に参入しやすい環境につながっていけばと期待しています。

○井上委員 やっぱり参入の機会を増やすということは、参入するときの資格等も含め、そこをどう緩和できるのかを考えていく必要があると思います。今まで参入してこなかった業者は、経営の観点から参入したって面白味がなかったり、ステータスがなかったりということがありはしないのかという問題もあると思うんです。

だから、先ほどの業者を育てるという話と一緒になんですけれども、参入方法をやはりもう一度、きちんと分析されて、宮崎県のお金、税金を使うわけだから、それがぐるっと回って経済の大きな力になるようにしないと、結果、何のために指定管理者にしたのかが問われてくる可能性が非常に高いと思うんです。

お金を投入していくわけだから、ぜひ、単なる費用対効果だけではなく、プラスアルファをしっかりと考えた上で——その効果も非常に狭い範囲の効果ではなく、広い範囲での効果の考え方があっていいのではないかと私は思っていますので、ぜひ一考をお願いしたい。

今回、指定管理者制度の部分を見せていただいて、よく頑張っておられるな、よく分析されているなと思います。もう一步をぜひお願いしたいと思っています。

○星原委員 この組織の改正案について説明を受けて、室が課に変わったりとか、人の動きがあるんですけども、組織を変えるのと同時に、職員の皆さん方の異動を大体3年でやっていきますよね。今回改正しているかどうかは分かりませんが、専門的な人材を育成するのであれば、基本的に3年じゃなくて5年ぐらいいても——40年ぐらい勤めていれば8回ぐらい異動しますよね。やっぱり、本当に効果が出る組織が出来上がるようにするには、3年ぐらいで動かしていいのかなと常々思っているんですが、そういう考え方というのはないのですか。

○川畑人事課長 まさに委員がおっしゃるとおりで、おおむね3年であるというのは当然持ち合わせているんですが、やはり組織の活性化や特定の課題を解決していく上で、また、例えば産業振興で一定期間、事業者とか農家とか、そういったところとの関係づくりをする上で、しっかりと地に足をつけて課題に当たっていくという視点が大事だと思っております。

そういう部分では、各部門や、来年度こういうことをしないといけないというところもしっかりと見極めて、一定期間長くいていただくというのは、現にそうしている部分もございますが、柔軟に、しっかりと意を用いて、引き続き対応していきたいと思っております。

○星原委員 特に、今回も国際・経済交流課は新たに名称が変わっているんですけども、こういうところでも仮に年に1回か2回しか外国に行かない場合、人脈も人間関係も生まれるとは思えないんです。1回行って、どこかでイベントやったりとかというのはいいんでしょうが、その国とか、その国の県や市とかと確実につながっていくには、ある程度時間をかけて、そう

いうつながりが生まれないと——経済まで本当につながっていくのかなと思うんです。やっぱりある程度の年数があって初めて、お互いの信頼関係が生まれます。商売上の取引にしても、その国のやり方があるわけですから、それを職員本人がちゃんとつかんでどこを押さえて、どう持っていったらいいかを考えて、何とかしようというときはもう3年ぐらいたってるんです。

だから、肝心なことは、1年目は前の人の引き継ぎみたいな形でやる、2年目で引き継いだものを自分なりにこうしたらいいかと考えて——もう3年目になると次の人に引き継ぐので、あまり無理な案とか考え方を出せないままになりますので——5年あると、中3年はある程度、こうしたほうがいいんじゃないとか、いろんな考え方が出てきたり、人付き合いにしても、いろんな方が出てきて、何とかこうしようという方向性が出せると思います。

そうしないと、やはり幾ら優秀な人材だといっても、そこまでの能力を本当に発揮できるかなと、私はちょっと疑問があるので。今言われたように、少し臨機応変に、単に事務的な仕事は3年で異動してもいいんでしょうけれども、そうじゃなくて、人と人とのつながりの中で物事を判断したり、信頼関係をつくっていくとなると、ある程度時間も必要です。農業関係だと、専門の職員が3年ごとに動いていたら、農家の人たちとやっとながりができたときに異動してしまうような形になったりしますから。

もうはっきり言って、行政も民間と同じであれば、やっぱり効率を上げたり実績を上げたりするためにはそういうことを考えながらやっていくべきじゃないかなと思います。今後、組織改正をされるときには、ぜひそういう方向で検

討して、部署によってはそういうことを想定して誰を配置するかとか、どういう形で主導していくかとかまで考えていただくといいのかなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○川畑人事課長 まさにおっしゃるとおりだと思いますので、例えば、事業の継続性とか、専門性とか、経験といったものを踏まえながら、以前そういう業務に当たった者には、改めて同じような業務に当たってもらおうとか、そういうことも含めて、総合的にしっかりと考えていきたいと思っております。

○有岡委員 先ほどの指定管理者制度についてお尋ねいたしますが、県の公式SNSで情報を発信するのは、大変いいことだと思います。

ただ、直接その関係ではないのですが、令和3年度の包括外部監査の結果報告の中で指摘事項があります。例えば、指定管理者管理運営に係るモニタリング実施要領が自主的に行われているとは言い難いということで、法人の決算書入手する意義を再確認して、具体的な審査を行うべきだというような指摘を受けています。

こういった外部監査からの指摘が、今回のこの流れの中で生かされているのかがちょっと見えなかったものですから、そこら辺の指摘についての対応をお伺いいたします。

○巻岐行政改革推進室長 おっしゃるとおり、昨年度の包括外部監査で指定管理者制度が当たっておりまして、包括外部監査人からモニタリングとかいろいろな面で証跡がないといった御指摘をいただいたところです。

夏頃にありました監査委員との意見交換の場では、こういった指摘を受けているということや、こういった対応をしていくということをお説明差し上げたところです。

御指摘を受けた部分で、改善できる部分については、来年度に向けてきちんと改善するように、モニタリングの要領や手引とかを改正する方向で考えておりますので、きちんと対応してまいりたいと考えております。

○有岡委員 ぜひ、よろしくお願いいたします。

それと、先ほど星原委員からも話があった関連でお尋ねしたいと思いますが、常任委員会資料の15ページで、例えば、えびの高原スポーツレクリエーション施設の予算が約1割に減額になっているということで、こういった施設の予算がぐっと減ってきた背景があると思うんです。

ただ、私どもは交通アクセスについては、道路が改善されまして利便性がよくなったと理解しているんです。そういった意味では、こういった施設の減額ではなくて、もっとこの予算を有効に使った積極的な施設の運用が必要なのかなと思うんです。

例えば、施設がうまく利用されていなければ、韓国の人たちは登山が大変好きですので、登山を使ったスポーツレクリエーションを企画するとか、いろんな仕掛けができると思うんです。そういったアイデアが出てきて、予算を十分確保しながら、施設を運用する、その環境を生かす。そういった国際的な活用の仕方というのは、アイデアが出てこないのか、次の手が打てないというのは大変残念だと思うんです。

そういった意味では、職員がもっとアイデアを出して予算化するような積極的な動きがなかったのかという点について、もし財政当局等に情報がありましたら、具体的な話になってまいりますけれども、お伺いしたいと思います。

○高妻財政課長 御指摘のとおり、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計につい

ては、大きく減額して計上させていただいております。施設の補修などの経費が落ちたということでございますので、必要経費については、しっかり原課と調整させていただきながら、今後、予算編成にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡委員 先ほどの指定管理者制度とも関連するんですが、ぜひ現場の声を大いに生かして、県の施設を有効に活用していただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○外山委員 指定管理者制度の件で、そもそも、この制度を導入したのはいつからですか。

○沓岐行政改革推進室長 指定管理者制度は、平成18年度から導入しております。

○外山委員 今になっても公募して1者からしか応募がないのは——もう既に指定管理者をやっている事業者が、2つ目の公募に応じているのが現状だと思うんです。

県の施設を民間に管理してもらうという、この制度のそもそもの目的は何でしたか。

○沓岐行政改革推進室長 指定管理者制度が導入された目的としましては、まず、それまでは管理委託制度みたいなもので運用されておりました。実際に受託できるところが大分限られておりました。

民間でも、県の代わりにいろんな施設を運営できるところが大分増えてきたりとか、ある程度やっていけるような状況が整ってきたということで、参入できる方たちの門戸を幅広くするという点が一つございます。

門戸を広くして、民間の方にたくさん参入してもらうことで、民間のノウハウや活力を取り入れ、よりよい行政サービスを提供できるようにという目的で導入されております。

○外山委員 もう相当数の県の施設が指定管理になっていて、もしかしたら、もう民間が参入するような魅力のあるものがないから、こういう結果になるんじゃないかなと思うんです。

皆さんは公募するけれども、民間から見れば、とてもじゃないが手を出す魅力がないとか、言葉が悪いけれどももうまみがないというか。

県が抱えている中に、指定管理者制度を採用するような施設はまだいっぱいあるんですか。

○吉岐行政改革推進室長 指定管理者制度を導入できる施設としては、まず公の施設に設定していないといけません、公の施設の中には、法律等で、指定管理がなかなか難しい施設もあります。県の中でも、どれを指定管理者制度にすれば、より効果が上がるのかというところで、今のところは、現在指定管理をしている施設に落ち着いているところです。

指定管理者制度自体が、通常の契約とは違いまして行政処分という形になります。業務を委任して、県の代わりにきちんと施設を運営していただくことになりますので、公共サービスの一定の水準の維持とか、そういったところも非常に重要になってきます。そこは、選定委員会や議会も含めて、きちんと確認をしていくような形になっております。

委員のおっしゃるとおり、指定管理者制度をどこまで広げていくのかについては、特にこれといって定めがあるわけではなく、それぞれの都道府県で、入れたほうが効率がいいものに入れていくという形ですので、今後どんどん広げていくということではありません。今、指定管理されているところをよりよく運営していくような形で整理していこうと考えております。

○外山委員 そういう考えであれば、これは義

務ではなく、どうしてもやらせなきゃいけないものでもない。1者しか応募がないということはあんまり気にしなくていいと思う。現在やっている施設を充実するとか、よりよくするとか、今の感覚でいいと思います。複数応募者の確保は、あんまり気にしなくても、なければいけない、県から別の魅力あるもの、民間も手を出しやすい、取り組みやすいものを提供していただければと思います。

○太田委員 指定管理に関連してですが、民間のほうが公がやるより柔軟なやり方ができるという意味では、住民と指定管理者間で、良い関係が結ばれるというのがいいと思うんです。

悪いという意味じゃないんですが、県営住宅や市営住宅の関係で、指定管理者と利用者との関係がちょっと冷たくなったとかいう意見も聞いたりします。私も相談を受けながら、市民、県民に優しくということで、対応してもらっていますから、もうそれは言いません。

ただ、この制度の概要にある「適切な公共サービスの水準の確保が重要で単なる価格競争による入札とは異なる」というこの原則を、私たち自身も忘れがちです。指定管理というのは単に安ければいいということじゃないと原則でうたっていますので、ほっとしました。

それで、私がお聞きしたいのは、これが始まってもう20年近くになって、市町村のほうですが、よく不正経理とか、もしくは市町村が考えたイメージと指定管理者との食い違いで裁判沙汰になっているとかいうことが報道されています。その辺のところは、県はないと思うんですが、特に、不正経理とかがあれば、県としても、きちっとやってくださいと通達するとか、多少の指導をぜひしてもらいたいです。

一生懸命されていますが、年数がたって、少しそういうのが出てきているとすれば、心配です。何かそういう今後の指導が必要かなとも思います。考えがあれば教えてください。

○吉岐行政改革推進室長 太田委員のおっしゃるとおりだと思います。県としては、所管課のほうで毎年度、定期的にモニタリングとかも実施しております。いろいろな面で指定管理者の相談にも乗りますし、内部的な事務とかの確認等もきちんとしていきますので、またこちらのほうからもそういったところを指導してまいりたいと思います。

○日高委員長 新たな行財政改革プランなんですけれども、視点1に人材育成を上げており、意欲と能力に満ちた人材の育成と活用などが書いてあります。これまでいろんな事業の説明がありましたけれども、正直、職員自体の意識を変えないと、結局いろんな事業をやっても一緒だなという気がしているんです。皆さん確かに知識はありますが、意識を変えていかないとけないなという気がしています。

それから、常々、他県の事例を参考にしてとか、他県の流れに乗りながらと言われます。これは多分行政用語でよく皆さんから聞く言葉ですが、この辺の意識改革というのは、大変重要だと思います。職員の育成は、上司と管理職の資質にもよりますけれども、体系的にどうしていくのが重要だと思うんです。その辺はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○吉岐行政改革推進室長 委員がおっしゃるとおりだと思います。職員の研修については、自治学院でも、それぞれの役職レベルに応じた階層別での研修を十分行っているところですので、そういうところでも、意識改革や仕事への取り

組み方とかにも、また力を入れていきたいと思っています。

また、自分の資質を伸ばすための選択制の研修だとか、自主的にやる自主研究グループだったりとか、自主的な研修に対しての支援とかも行っておりますので、いろんな場で資質が高められるような取組を検討していかないとけないかなと思っています。

行財政改革プランでも、視点1に入れておりますので、全庁的に取組を頑張っていくようにしていきたいと思っています。

○日高委員長 おっしゃるとおりだと思います。6月の肉付け予算で、結局こんなものかって、やっぱりなみたいなことになると、もう一気にくっ comes。その辺は、皆さん頭に入れておいてもらおうと——もうシーリングはされているのかもしれないですけども。

あと、やはりそこを踏まえつつも、この財政健全化指針の歳入確保の取組のところ、ふるさと納税という話がありました。これは市町村をバックアップするというのが県のスタンスだと思いますが、先日、企業版ふるさと納税で奨学金を送って、人材を育てていこうという取組を目にしました。

この企業版ふるさと納税というのは、県の歳入で考えてはいないのでしょうか。

○高妻財政課長 企業版ふるさと納税につきましては、歳入の中で計上させていただいております。さすがに個人版ふるさと納税ほどの金額は上がっておりませんが、毎年数千万円程度の寄附を受ける形で事業を実施しております。

それぞれの事業に対して寄附をしていただければ、その寄附をしていただいた事業に沿って、

一部分が課税から控除されますので、企業にとってもメリットになるものでございます。

○日高委員長 これは宮崎県で取り組んだらいいと思うんです。多分、中山間・地域政策課がやっている事業だと思うんですが、これを目玉にやるといいのかなという気がしています。企業からお金を集めて、奨学金を払う。もうまさに人材育成です。だから、これは歳入確保の取組としてぜひ考えてもらいたいと思います。

ということで、とにかく意識を変えていかないと、議会は39人しかいないから多勢に無勢で難しいです。特に若い職員はよく聞いておいて、実行していただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○中野委員 説明や我々の質問の中に、6月議会の肉付け予算を期待するような発言が多々出ておりますが、4年前の肉付け予算は幾らだったんでしょうか。

○高妻財政課長 おおよそで恐縮でございますけれども、95～96億円程度です。

○日高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上で第1班の審査を終了します。再開は午後1時とします。

暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

次に、第2班として、市町村課、総務事務センター、危機管理課、消防保安課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

○児玉市町村課長 市町村課の当初予算につい

て説明いたします。

歳出予算説明資料の95ページを御覧ください。

市町村課の令和5年度当初産額は、18億9,797万1,000円をお願いしております。

主なものについて御説明いたします。

97ページでございます。

中ほどの、(事項) 地方分権促進費が9,821万2,000円であります。これは説明欄にありますとおり、市町村権限移譲推進事業といたしまして、県から市町村に権限移譲した事務の執行に要する経費を市町村へ交付するものであります。

次に、98ページをお開きください。

一番上の(事項) 自治調整費が8,744万円であります。これは市町村の行財政運営に関する助言等に要する経費であります。

主なものといたしまして、説明欄の6、住民基本台帳ネットワークシステム事業費7,032万9,000円ありますが、これは全国的にシステム運営を担っている地方公共団体情報システム機構への負担金や関連機器の使用料などであります。

次に、一番下の(事項) 市町村公共施設整備促進費が5億17万6,000円あります。これは市町村の防災・減災事業や地域づくりなどに関連した公共施設等の整備・更新に対し無利子貸付を行い、市町村の財政運営を支援するものであります。

次に、99ページを御覧ください。

一番上の(事項) 市町村振興宝くじ事業費が5億4,645万6,000円あります。これは、市町村振興宝くじとして発売するサマージャンボ宝くじとハロウィンジャンボ宝くじの収益金等の本県配分額の全額を公益財団法人宮崎縣市町村振興協会に交付するものであります。

次に、下から2つ目の(事項)選挙常時啓発費が395万8,000円であります。これは高校生以上を対象とした選挙啓発講座、意見発表会及び動画コンテストなどの各種事業に要する経費であります。

次に一番下の(事項)県議会議員選挙臨時啓発費と、次のページの(事項)県議会議員選挙執行費は、今年4月に任期満了を迎える県議会議員の選挙に要する経費であります。

まず、(事項)県議会議員選挙臨時啓発費であります。これはテレビや新聞広告を用いた広報など臨時啓発に要する経費でありまして、予算額は982万1,000円をお願いしております。

次に、100ページの(事項)県議会議員選挙執行費であります。これは、投開票事務など市町村が行う事務に対する市町村交付金や、候補者の選挙運動に対する公費負担に要する経費などでありまして、県議選については令和4年度にも一部計上しておりますが、令和5年度分として4億678万7,000円をお願いするものであります。

当初予算については以上であります。

次に、常任委員会資料の34ページを御覧ください。

議案第29号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、1の改正の理由であります。県民の負担軽減及び行政事務の効率化を図るため、住民基本台帳法に基づき、県内の市町村の長その他の執行機関に、氏名や生年月日、住所などの都道府県知事保存本人確認情報を提供できるようにするなど、関係規定の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。

表にありますとおり、宮崎県における事務処理の特例に関する条例に基づき、県から事務権限の移譲を受けている13の市町村の長に特定非営利活動促進法に基づく3つの事務につきまして、知事の使用に係る電子計算機から市町村の電子計算機に送信する方法で知事保存本人確認情報が提供されるものですが、具体的には住民基本台帳ネットワークシステムを介して行うこととしております。

今回の改正によりまして、これまで特定非営利活動促進法に基づき、法人が申請等を行う際、役員の住民票の写しの添付が必要でしたが、今後は、役員の住所等を市町村が直接確認することができるようになるため、法人は住民票の写しの添付を省略することが可能となるものであります。

最後に、3の施行期日は令和5年4月1日としております。

○朝稲総務事務センター課長 総務総務センターの令和5年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の101ページを御覧ください。

総務事務センターの当初予算額は、6億8,568万円をお願いしております。

それでは、主なものについて御説明いたします。

103ページをお開きください。

中ほどの(事項)総務事務センター運営費2,686万2,000円であります。これは、本庁の総務事務センター及び各地区の総務事務(商工)センターの運営に要する経費と職員の服務及び給与に係る事務を処理する人事給与オンラインシステ

ムの運営に要する経費でございます。

次に、一番下の(事項)健康管理費1億3万5,000円でございます。

104ページをお願いします。

これは、職員の健康管理事業等に要する経費でございます。このうち下の説明欄の2、職員のからだの健康に関する事業は、全職員を対象とした定期健康診断等を行うための経費でございます。

同じく、その下の3、メンタルヘルス対策総合推進事業は、ストレスチェック・復職支援など、職員のメンタルヘルス対策等に係る経費であります。

次の(事項)職員厚生費2,307万4,000円です。これは、職員の健康保持増進事業に要する経費や、職員健康プラザの維持・管理等に要する経費であります。

説明欄の1、(2)改善事業、みんなで取り組む元気回復応援事業は、従来から行っております各地区の球技大会等に加えまして、今回、所属間や職場内コミュニケーションを活性化することを目的に、各地区の自然や伝統文化の体験など、地域交流を絡めた新たな厚生事業を行う際の経費でございます。

次の(事項)恩給及び退職年金費319万8,000円、その下の(款)警察費の(事項)恩給及び退職年金費2,966万6,000円は、元知事部局職員3名、元警察職員30名分に係る恩給等の経費でございます。

○松野危機管理局長 危機管理課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の105ページを御覧ください。

危機管理課の令和5年度当初予算額は、9

億5,613万8,000円です。

主な事業について御説明いたします。

107ページを御覧ください。

一番下の(事項)防災対策費は2億1,990万2,000円です。説明欄3の、自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業3,623万4,000円は、災害から県民の命を守る重要な要素である、自助・共助・公助を強化するため、県民一人一人の防災意識の向上を図るための啓発や、地域防災リーダーとなる防災士の育成を行いますとともに、災害対応を行う県・市町村職員のスキルアップを図るものであります。

108ページを御覧ください。

7の総合防災訓練強化事業928万2,000円は、風水害や南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、県と防災関係機関が連携した図上訓練や実動訓練を行うものであります。

次に、8の大規模災害に備えた減災・応急体制強化支援事業1,958万5,000円は、市町村が行う避難場所や避難経路の整備、避難訓練に要する経費等の支援を行うものであります。

その下の9、災害対応車両整備事業2,704万8,000円は、大規模災害時には燃料の供給が大幅に低下し、ガソリンの入手が困難になることが想定されますことから、ガソリンよりも入手しやすく、運搬や保管がしやすい軽油を燃料とするクリーン・ディーゼル車を公用車として導入するものであります。

次の、新規事業11、災害支援物資拠点施設整備事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、中ほどの(事項)火山対策費1,037万9,000円は、えびの高原(硫黄山)周辺の火山ガスの濃度の測定及び測定結果の公表を行いま

すとともに、鹿児島県や周辺市町等と連携した防災対策を行うものであります。

その下の(事項)危機管理総合調整推進事業費1,214万6,000円は、夜間や休日における災害監視業務等に要する経費であります。

109ページを御覧ください。

一番下の(事項)災害救助事業費3億7,794万3,000円は、大規模な災害の発生に備え、災害救助に要する費用をあらかじめ計上しているものであります。また、本事業は、災害救助基金を財源の一部としておりますが、災害救助基金を取り崩した場合は、法令で定める額を積み立てる必要があるため、積立金を計上しております。

次に、委員会資料で新規事業を御説明いたします。

委員会資料の28ページを御覧ください。

新規事業、災害支援物資拠点施設整備事業であります。事業の目的であります。南海トラフ地震等の大規模災害に備えた物資の保管及び搬入・搬出が効率的に行える機能性の高い物資拠点施設を整備することにより、災害発生時における被災者への円滑な物資の供給体制を構築するものであります。

事業の概要であります。県の備蓄物資を集約して保管ができる物資備蓄拠点と、国からの大量の支援物資を円滑に対応できる広域物資輸送拠点の2つの機能を有する施設として整備するものであります。

右の大規模災害発生時の物資のフロー図を御覧ください。

大規模災害が発生した場合は、物流が大幅に停滞することが予想されることから、県では、県民の皆様には少なくとも3日分の備蓄をお願い

しておりますが、県と市町村は県民の備蓄を補完するため、それぞれ1日分の物資を備蓄することとしております。

今回整備いたします施設に保管する備蓄物資につきましては、まず市町村の物資集積所に輸送し、そこから市町村がそれぞれの避難所へ届けるという流れになります。発災してから4日目以降には、国から大量の支援物資が県の拠点施設に搬入されますので、その支援物資を受け入れ、仕分けを行い、先ほどと同様の流れで市町村の物資集積所を経由して、避難所へ届けることとなります。

左側の事業の概要にお戻りください。

Iの総事業費は、7億7,952万1,000円。

IIの施設概要といたしましては、建物の延べ床面積が3,000平方メートル程度、敷地面積が7,000平方メートル程度を計画しております。

IIIの事業スケジュールであります。令和5年度は測量、地質調査を行った後、建物の設計と本体工事の一括発注を行うこととしており、令和5年度の予算額は8,287万円、また、設計・本体工事につきましては、令和5年度から令和6年度までの債務負担行為、4億4,882万6,000円の設定をお願いしております。

整備に係る財源につきましては、緊急防災・減災事業債であります。

令和6年度につきましては、本体工事に加え、外構・舗装工事と資機材の整備を行いまして、令和6年度末の完成を予定しております。

4の整備場所につきましては、県内一円への効率的な物資輸送が可能であること、津波、洪水、土砂崩れなど災害リスクの想定がないこと、国道や高速道路などの緊急輸送道路への交通アクセスがよいこと、いつ発生するかわからない

南海トラフ地震に備えて迅速に整備できる場所であることなどの条件を満たす場所を検討した結果、高鍋町の県立農業高等学校の敷地を選定したところであります。

次の29ページを御覧ください。

整備予定地について御説明いたします。

こちらは県立農業高等学校のレイアウト図であります。国道10号から農業高等学校に入り、右側の赤線で囲んだ部分が整備予定地であります。現在はグラウンドとして利用しており、その一部に、整備を計画しているところであります。

次に、別冊資料の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。

「南海トラフ地震等の大規模災害に備え、物資拠点の整備を早急に進めるとともに、市町村や関係団体と連携をとりながら、より一層の防災対策を講じること」との指摘要望がありましたが、先ほど御説明いたしましたとおり、令和5年度から令和6年度にかけて物資拠点施設の整備に取り組むこととし、令和5年度当初予算に関連予算を計上させていただいております。

今後は、この施設をできるだけ早期に完成させ、物資輸送の訓練を重ねることで、災害時における迅速な物資供給体制の確立を図るとともに、災害による被害を最小限に抑えるため、市町村や関係団体と連携しながら、引き続き、避難施設や避難路の整備、防災訓練の実施、県民の防災意識の啓発など、防災・減災対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○寺田消防保安課長 消防保安課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の111ページを御覧ください。

消防保安課の令和5年度当初予算額は、8億8,829万円であります。

主な事業について御説明いたします。

113ページを御覧ください。

事項の一番上、防災行政無線管理費2億7,639万7,000円であります。

下の説明欄の1、無線設備の維持管理は、防災行政無線の電気料や設備の修繕等に要する費用、また2の無線設備の保守委託は、各種無線設備の保守委託に要する費用、その下、3の総合情報ネットワーク設備更新事業は、無線中継局等の改修に要する費用であります。

次に、5の新規事業、地域衛星通信ネットワークシステム整備事業については、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次の(事項)航空消防防災推進事業費3億6,023万円であります。

説明欄の1、航空消防防災管理運営事業は、防災救急ヘリコプターの運行等に要する費用であります。

2の新規事業、防災救急ヘリコプター機体更新事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、その下の(事項)消防防災施設設備整備促進事業費3,465万円は、消防力の強化を図るため、大規模災害に備えた消防資機材等の整備を行う市町村に対して、支援を行うものであります。

114ページを御覧ください。

事項の一番上、消防指導費1,946万4,000円あります。

説明欄の3、みやざき消防団活動基盤確保事業は、県の消防操法大会や消防大会の開催に要する経費であります。

次の、4のみやぎき消防団加入・定着促進事業は、消防団員を確保するため、課題の把握等を行う意見交換会を開催するほか、消防団の活動を紹介する広報紙や加入促進のチラシを作成するなどの経費であります。

次の(事項) 予防指導費1,718万8,000円は、法令で定める消防設備士を対象とした再講習や、危険物取扱者に対する免状の交付及び講習等に要する経費であります。

次の(事項) 消防学校費1億7,487万3,000円は、消防学校で実施しております消防職員、消防団員等の教育訓練に要する経費であります。

115ページを御覧ください。

事項の一番上、火薬類取締費40万6,000円、次の(事項) 高圧ガス保安対策費207万3,000円、さらに、その下の(事項) 電気保安対策費300万9,000円は、火薬、高圧ガス、電気工事業に関する許認可や保安指導等に要する経費であります。

続きまして、新規事業について御説明いたします。

委員会資料の30ページを御覧ください。

新規事業、地域衛星通信ネットワークシステム整備事業であります。

事業の目的であります。まず、右下のイメージ図を御覧ください。

県では、国や市町村、自衛隊、病院などの防災関係機関を結ぶ、総合防災情報ネットワークという通信網を構築しております。これは、一般の電話や携帯電話の回線が使用できない場合に備えまして、専用の光回線——この図で言いますと下の緑色の線——と、無線を使用した回線——青色の波線——で構成しておりますが、他県におきまして、大型の台風による断線や長

期間の停電が生じたために光回線や無線が使用できない事態が発生いたしました。

現在、国と県を結ぶ衛星通信——赤色の波線——を整備しておりますが、このたび、国が全国の自治体や防災関係機関を結ぶ新たな衛星通信ネットワークを構築したことから、本県におきましても、災害時等に関係機関との通信が確実に確保できますよう、国の通信衛星を活用したネットワークを整備し、市町村・消防本部に衛星回線を接続するものであります。ピンク色で囲っている波線が新たに整備するところです。

次に、事業の概要であります。

事業は2つの整備となりますが、1つ目は、県内の市町村・消防本部に通信機器を整備し、新たに衛星回線を接続するもの、2つ目は、県庁に設置してあります衛星通信機器の更新であります。これは、新たな衛星回線に対応する機器に更新するものであります。

次に、事業のスケジュールであります。令和5年度に設計を行うこととしており、予算額は3,300万円を、また、令和6年から令和7年度にかけて工事を行うこととしており、財源は緊急防災・減災事業債であります。

続きまして、委員会資料の31ページを御覧ください。

新規事業、防災救急ヘリコプター機体更新事業であります。

事業の目的であります。現在の防災救急ヘリコプター「あおぞら」は、平成16年度に配備してから18年が経過しておりますことから、より安全で機能性の高い機体に更新し、林野火災における消防活動の支援や救急救助活動を引き続き円滑に行うこととしております。

事業の概要であります。(1)にありますとお

り、令和5年度に機種選定委員会を開催することとしており、予算額は52万2,000円、財源は大規模災害対策基金であります。

(2) 機体等の購入に係る予算は37億7,000万円、製造・組み立てに約2年間を要するため、令和7年までの債務負担行為を設定し、財源は緊急防災・減災事業債であります。

(3) の事業スケジュールであります。令和5年度に機種選定委員会を開催し、機種の選定を行った後に、落札者と契約締結を行うこととしております。

機体の製造や組立てに約2年間かかるため、令和7年度に機体の引渡しを受け、それから隊員等の訓練などを行いまして、新たな機体での運行を開始する予定であります。

○日高委員長 各課長の説明が終了しました。

議案について質疑ありませんか。

○太田委員 歳出予算説明資料の98ページ、一番上の(事項)自治調整費の説明欄の6、住民基本台帳ネットワークシステム事業費について、先ほど説明がありましたが、これは県が市町村に対してお金を交付するような事業なんですか。

○児玉市町村課長 これは住基ネットワークシステムを運用しております、地方公共団体情報システム機構への負担金として支払われているものです。市町村ではありません。

○太田委員 負担金ということなんですね、分かりました。

職員の健康管理費について、歳出予算説明資料104ページ、一番上の説明欄の3にメンタルヘルス対策総合推進事業が組まれていますけれども、メンタルヘルスの相談とかでもあるのでしょうか。何か特徴的な動向とかありますか。

○朝稲総務事務センター課長 動向としまして

は、実人数、相談件数ともに確実に増えておりまして、最近30代までの若手職員がちょっと増えてきているような特徴がございます。

○太田委員 それぞれの自治体に共通しているのですが、政策とかいろんな事業が、昔に比べてかなり神経を使うような、情報を知っていなければならない仕事になっていて、仕事上でどうしてもつまずいたりとか——気持ちの優しい人がなったりするとか、これは一概には言えないと思いますけれども。

例えば市町村だったら、お客さんが来ればさつと窓口に行って対応する仕事が多いから、業務の中で、自らの法律知識などを高めるための時間がほとんどないんです。県の場合は、市町村からの報告や、住民からの相談は多少少ない感じがして、いい意味で勉強もできるかもしれないなと思っています。

様々な要因があってそういう人もいらっしゃる可能性があるものだから、ひとつ優しく対応していただきたいと思います。

最後に、消防保安課の114ページの(目)消防連絡調整費というのが、2億1,152万円で、去年と比べると2倍に増えているんです。どこが増えているのかというと、(事項)消防学校費というのが1億7,400万円になっています。令和4年度が6,500万円ということで、これも倍増していると思うんですけれども、どこに力点を置かれて、効果として何を得ようとされているのでしょうか。

○寺田消防保安課長 消防学校費につきましては、消防学校の屋根の防水営繕工事等で1億1,700万円増加しております。

○太田委員 消防学校の修繕関係で、補正の審査の時にも少し要望があったと思うんですけれ

ども、その辺との関連はありませんか。

○寺田消防保安課長 補正審査のときにありましたのは、消防学校の寮の関係でございます。

消防学校の寮は築35年たっておりまして、委員長から、今の生活スタイルに合っていないのではないかというような御指摘がございました。

当初は、女性の吏員等も少なく、そういったものに配慮した設計になっておりませんでした。

来年度は4名の女性吏員が入校することになっておりますので、大規模な改修は早急にはできませんが、部分的な改修等をしていきたいと考えております。

○太田委員 ここで予算額が倍増しているのは、消防学校の屋根の改修関係ですか。

○寺田消防保安課長 消防学校の本館と訓練場の屋根の改修を行うことにしております。

○有岡委員 歳出予算説明資料の108ページ、危機管理課にもう少し詳しく教えていただきたいと思えます。災害対応車両整備事業ということで、軽油を使った車の購入というお話でしたが、その車自体の大きさと、一般の職員の方でも操作ができるようなものなのか、お伺いします。

○松野危機管理局長 この事業は、今年度と令和5年度の2か年でやっております、合計で22台の車を導入する予定であります。

理由としましては先ほど説明しましたとおり、大規模災害が起こると、ガソリンスタンドに長蛇の車の列ができて、なかなかガソリンの入手が難しい状況になることも予想されるということで、軽油で動くクリーンディーゼル車を導入するということになります。

今年度、既に14台導入しておりまして、具体的に言いますと、危機管理課に1台、三菱デリカ、4WDの車です。それと消防保安課に1台、

マツダCX-5、これも4WD、5人乗りの普通車です。それと管理課に1台、これもマツダCX-5、あと土木事務所に7台、マツダCX-3です。それと、保健所に同じくマツダCX-5、5人乗りの4WDを4台となっております。来年度は土木事務所と保健所に4台ずつ、同じくマツダのCXを8台整備することとしております。

○有岡委員 例えば、高鍋町にある農業大学校に物資拠点施設を整備しようと言われていますが、そこに置くのではなくて、災害時にはみんなが寄ってそこから出すということで、この物資備蓄拠点には基本的には車はないと理解してよろしいでしょうか。

○松野危機管理局長 この車は土木事務所とか保健所とかで使う車ですので、置く予定はありません。物資拠点施設は、基本的にトラックでの輸送、搬出を考えておりますので、そのような流れになると思えます。

○日高副委員長 私も消防保安課に確認ですが、先ほど太田委員が言われたけれども、結局、消防学校訓練機能強化事業の1億2,800万円は、屋根の改修ということですよ。

○寺田消防保安課長 そのとおりであります。

○日高副委員長 分かりました。

すみません、ちょっと聞き漏らしたので確認です。新規事業、地域衛星通信ネットワークシステム整備事業は、令和5年度の設計費が3,300万円、県債で賄うということですが、令和6年度から令和7年度の工事費というのは、全体でどれくらいかかるんですか。その財源と、市町村負担は関係ないのか、教えてください。

○寺田消防保安課長 これは全て県の負担で行います。

○日高副委員長 事業費を教えてください。

○寺田消防保安課長 事業費につきましては、令和5年度で設計費が3,300万円と、令和6年度から令和7年度の工事は、設計を基に積算します。

○日高副委員長 市町村負担はないんですね。

○寺田消防保安課長 市町村負担はありません。

○日高副委員長 分かりました。

もう一ついいですか。今朝、9時から国会が開かれておりまして、冒頭に自衛隊の関係が出ていたんです。自衛隊の活躍は、国防とか災害とかいろんなところで国民に認めてられているけれども、国家公務員とかが20万円近くの初任給をもらっているのに、自衛隊は15万円を超えられない状況がずっと続いているということでした。

その中で、宮崎県のえびの駐屯地の宿舎には、非常用の電源設備もないなどといった話が5分ぐらい出たんです。自衛隊員は非常に劣悪な環境で我慢してやっているということで、今度、国家予算で防衛費が増大されるような状況になったときには、自衛隊員の処遇を改善できないのかという話がいろいろ出ていました。

今回、歳出予算説明資料の107ページ、わずか32万円ですけれども、自衛官募集に関する経費というのが出ています。これは全額国庫支出金ということで、そのまま自衛隊本部に交付されて、そこで使われると思うのですが、例えば自衛隊の募集に関して、県のほうから自衛隊とタイアップして何か働きかけをすとか、そういうことが今まであったのかどうか。

それと、防衛費の増大に対して、自衛官の募集については、今後、何らかの新しい方向性があるのかどうか、教えてください。

○松野危機管理局長 この自衛官募集に要する経費32万円は、国から県に財源をいただきまして、県が自衛官募集ポスターを県内の有人駅に1か月間掲示するための費用でございます。

2番目の質問の新しい取組等については、現在のところ特に何も聞いておりません。

○日高副委員長 令和5年度の宮崎県の高卒業程度の初任給は15万4,600円になっていますけれども、自衛隊の初任給の資料はありませんか、持っておられないですね。分かりました。

岸田首相の答弁までは聞けなかったんですけども、今回の国会答弁を聞いておきますと、冒頭でそういう話が出てきておりましたので、もしかしたらいろんな形で強化が始まるかもしれませんが。そこら辺はしっかりと自衛隊と協力していただいて、災害体制の強化をよろしくお願ひしたいと思います。

○日高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは以上で、第2班の審査を終了します。暫時休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時45分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了しましたので、これから総括質疑を行います。

総務部全般について、質疑はありませんか。

○有岡委員 決算特別委員会の指摘要望事項の対応状況の中で、監査事務局に聞きたいのですが、「監査の指摘事項等を庁内で共有するため、監査結果については、対象所属に加え、総務部長や会計管理者、必要に応じ関係課長へも通知し、再発防止に向け注意喚起を図っております」

という表現があるんです。

当然、監査で指摘されたことについては職員みんなが共有して取り組んでいるはずだと思いますが、こういう表現があるので、特に最近の動きとして、総務部長に報告があった監査指摘事項を、また皆さんで共有して話合っ、指摘を受けたことに対応しているとか、もし、そういった流れがあれば参考にお聞かせ願えればと思っています。監査で指摘をされる、この流れが共有できているのかどうか、そこら辺の確認をさせていただきたいと思います。

○吉岐行政改革推進室長 監査の指摘事項については委員のおっしゃるとおり、次から同じ間違いを起こさないような形できちんと指導しているところなのですが、令和2年度からは、内部統制制度を導入しております。

この内部統制の中で財政面や文書管理、情報セキュリティなどについてリスクを設定しておりまして、所属でそれに引っかかるような問題が起きたときにはきちんと報告していただき、再発防止策を整理していただいて、対応していただくという形をとっております。

この内部統制制度で報告を受けた分については、監査事務局とも情報共有をしまして、間違いが起こらないように、きちんと改善できるようにというような対応をしているところです。

○日高委員長 ほかにございませんか。

私のほうから一つ。宮崎県は東京都みたいに財源が順風満帆ではありません。少子化対策で1子に1か月5,000円も払えるような県でもございません。御説明のとおり6割が依存財源というのが宮崎県です。いろいろな施策体系を構築していくにしても、なかなか思い切った政策が出せないのは十分承知の上です。

ただ、今後6月補正がございまして、ここをやはりどうにかしないといけないということで、大きい財源を持ってみるわけでもございませんけれども、ただ一つ言えることはトップが市町村と一緒に——例えば、少子化対策を本気でやろうと思えば、県だけの枠でやるんじゃなくて、やはり市町村にもしっかりと呼びかけて、1層2層、国まで含めて3層の、一つのラインでやるというのがいわゆるオール宮崎だと私は受け取っているんです。しっかりとその辺のメッセージ性を出していくのも、今後重要なことだと考えているんですけれども、その辺について総務部長の考えをお聞きしたいなと思います。

○渡辺総務部長 貴重な御指摘ありがとうございます。少子化政策を含めまして、肉付け予算でしっかりと打ち出していかなければならないと思っております。

午前中の質問ともリンクするので、その議論と併せて今の御質問に答えさせていただきますと、本会議の答弁でも、新しい政策を考える際に、国の状況を見てとか他県の例を調べてという言い回しをすることがあるんですけれども、それは国と同じことをするとか、他県と同じことをするという意味で申し上げているわけではありません。最終的に本当に県民にいい効果をもたらしたり、いい政策を届けるためには、今まさに委員長がおっしゃったように、国がやっていることと市町村がやっていることの効果を最大化するために県がどうやるかと。最大化というのは、単におこぼれを県がやるという意味ではなくて、それを調べ尽くした上で、じゃあ県としてもう一歩何か新しいものをやるべきじゃないかと、そういう趣旨でさっきの言葉を本会議でも使っておりますので、そこはぜひ御

理解をいただければと思っております。

その意味でも、今、国が次元の異なる子育て政策と言っていますので、例えば医療費が市町村ごとに競争になっていることとかは、国がそこまでやっているんだったら、もう1階建てで全部きれいにしてもらって、その上で2階建て部分を県と市町村が、県や市町村しかできない政策、やるべき政策は何かという役割分担で、よりよい子ども政策を考えられないかということがありますし、それは今、福祉保健部が研究会をつくって取り組もうと言っていますので、腰を据えた本格的なものはそれを踏まえて出てくるとは思います。さりながら肉付け予算でも何かというのはぜひ考えたいと思っております。

そういう観点でも、先ほどの人材育成や意識改革指針にもあります仕事の仕方を、どうやって職員になじませて、より発想を出したり、やってみようと思えるようにするのか、ほかの部と連携しながら、少しずつ工夫を重ねているところでもあります。女性の働き方とも通じるんですが、大事だと思っておりますのは、先進地をしっかりと見に行ったりとか、職員であればロールモデル——働きながらお母さんの仕事をしているすごい女性職員がいるとか。また、職員の研修でも若手から結構いいアイデアが出ています。新規採用職員のメンタルダウンが増えているというのもあったので、自治学院が今までにはないような職員交流の企画を考えて——ワールドカフェというんですけれども——実はそういう提案が結構出てきています。

そういうことをどうやって議員の皆様や県民の皆様にご覧いただくかは大事ですので、今回の当初予算でも、少しでも県民に分かりやすく伝わるよう工夫はしてみたところでもあります

が、新しい政策に連携して取り組んでいくことや、職員の人材育成をしっかりとやること、それをまたきちんと伝えるために、ぜひ議員の皆様のお知恵もいただきながらしっかりとやっていきたいと思っております。

○日高委員長 その発信力、伝える力、正直そこがまだ曖昧な部分もあって、部長がそこで説明をするけれども、僕らにはやはり市町村に投げているというイメージしか湧かないんです。今までは、いやそんなことはないで通用したけれども、今回の知事選を終えて、やはりそこは大きな反省材料だと思うので、絶対工夫しないといけないというのは相当出てくると思います。

あとは全国知事会でしっかりと国にメッセージを出してもらうことに尽きます。やはり、ここで先頭に立つぐらいの気持ちで、知事もやってもらわないといけないのかなど。4期ともなれば、知事会でしっかりと国に対する意見を述べるチャンスがあるんでしょう。

今後はそこに期待しながら、なおかつさっき言ったように、国と県、市町村が三層構造で成果を発揮できるよう、ぜひお願いしたいと思います。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、請願の審査に移りませぬ。

請願第14号について、執行部からの説明ありませんか。

○満留税務課長 特にございませぬ。

○日高委員長 それでは、委員から質疑ありませんか。

○太田委員 消費税インボイス制度の関係です。これは私たちが確認しないとイケないことだっ

たかかもしれませんが、この請願の趣旨の中に「インボイス発行事業者として登録した個人情報」が国税庁のサイトを通じて一括ダウンロードでき、商用利用されることへの懸念も広がっています」という表記があって、これはどういうことかなという感じがしたんですよ。

これは皆さん方が答える立場にないかもしれませんが、公的に見た場合、どんな意味を持っているのかなと思って、知っているところがあれば教えてください。

○満留税務課長 今、太田委員からお話があった、個人の登録業者の情報を一括ダウンロードできるようになっていたということは、事実としてあるようです。その取扱いがよくないのではないかということで、現在はダウンロードができないようになっています。

登録サイトで登録した事業者の情報をダウンロードできるようになっており、会社の組織情報については現在もダウンロードできますが、個人については全部開示するのはよくないということで、ダウンロードできなくなったと聞いているところがございます。

○日高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 その他で何かありませんか。

○外山委員 一点だけ、お願いなんですけれども検討してほしいことがあって、議会棟前の銀行側に三角形の植え込みがあるじゃないですか。あれを取ってほしいんです。

植え込みは2つあるから、景観は損なわないと思います。

今、我々議員は駐車場で乗り降りするとき、この幅で横に車が当たらないように半身になって出ています。もうずっと思っていたんだけれ

ども、屋根はいらぬから、せめてもっと余裕のある駐車場をつくってほしいんです。

頭出しておきますから、植え込みを取れないか検討してみてください。

○日高副委員長 今、言われたけれども本当そうなんです。駐車すると30センチぐらいしかないんです。相手の扉を気にしながら出ていますので、本当になくなったらいいと思います。

私からも一点だけお願いします。

私は、今回一般質問で一太郎の廃止と脱マウスとショートカットキーの話をしました。

デジタル推進課ができたので、今までは総合政策部と話をしてきたんですけれども、本来これは、総務部の行政改革、働き方改革の一環でぜひやってほしかったんです。

一太郎については、一般質問では51%しか使っていないということでしたけれども、恐らく皆さんのほとんどが一太郎を使っておられると思います。私は総合政策部、農政水産部、福祉保健部に委員会で聞きましたけれども、90%以上一太郎で、年配の方はみんな一太郎を使っておられるということです。

松浦総合政策部長は、順次段階的に一太郎を廃止すると言われましたけれども、私はその場で、もう廃止するのであれば、やはり時間の無駄なので新規採用職員には一太郎をわざわざ習得させる必要はないだろうとお願いしました。

これは数字には表れないけれども、年間850人ぐらいの新規採用職員の半分ぐらいが一太郎を覚えなくちゃいけないような状況になったら、やはり費用対効果を考えたら、私の計算では700万円というような数字になるわけです。

そして、私が言っているのは脱マウスです。行政のデジタル化と働き方改革ということに

なったら、やはりこれも大きな働き方改革なんです。ほとんどの人はそれをやっていませんけれども、聞いたら既に実行している方が1人だけいたんです。デジタル推進課長でした。

脱マウスも、数字には表せませんが、本当にやるなら1,000万円、2,000万円、そういった見えない費用対効果が出てくるということです。ほとんどの方はマウスの方が勝手がいいということで反対でしたけれども、やれば慣れるので、やはりそれをやらなきゃいけないと思います。

費用対効果を求めて意識改革をして、経費節減を図ろうということが、この行政改革の目的の一つにあるなら、最小の経費で効果を上げることは我々公務員のイロハのイですので、やはりそこには挑戦してもらいたい。若い人たちにはものすごい効果を発揮できると思うんです。

私は今まで総合政策部で言ってきましたけれども、やはり総務部にタイアップしてやってもらわないとこの話がつぶれてしまいますので、ぜひこれは挑戦をしていただくように、壱岐室長、向こうと協力して何とか改善していただくようお願いしておきます。

○日高委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時3分休憩

午後2時5分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 何もないようでしたら、明日は午前10時から総合政策部の審査を行うこととい

たします。

本日は以上で終了いたします。

午後2時6分散会

令和5年3月7日(火曜日)

午前10時1分再開

出席委員(8人)

委員	長	日高博之
副委員	長	日高利夫
委員		星原透
委員		中野一則
委員		外山衛
委員		太田清海
委員		井上紀代子
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	松浦直康
政策調整監	吉村達也
総合政策部次長 (政策推進担当)	川北正文
総合政策部次長 (県民生活・サミット担当)	殿所大明
総合政策課長	津田君彦
広域連携推進室長	池田幸優
G7宮崎農業大臣 会合推進室長	中村智洋
秘書広報課長	長友修一
広報戦略室長	鬼塚保行
統計調査課長	小園浩孝
総合交通課長	佐野晃浩
中山間・地域政策課長	湯地正仁
産業政策課長	大野正幸
デジタル推進課長	甲斐慎一郎

生活・協働・ 男女参画課長	牛ノ濱和秀
交通・地域安全対策監	川越直海
みやざき文化振興課長	徳山久明
人権同和対策課長	壺岐秀彦
国スポ・障スポ準備課長	塩田康一

会計管理局

会計管理者兼 会計管理局長	矢野慶子
会計管理局次長	藤井博文
会計課長	吉元克哉
物品管理調達課長	堅田浩明

人事委員会事務局

事務局長	日高幹夫
総務課長	黒岩賢二
職員課長	森山紀子

監査事務局

事務局長	高山智弘
監査第一課長	山崎博信
監査第二課長	後藤正司

議会事務局

事務局長	渡久山武志
事務局次長	坂元修一
総務課長	濱崎俊一
議事課長	鬼川真治
政策調査課長	伊豆雅広

事務局職員出席者

議事課主査	牛ノ濱晋也
総務課主事	大島采香

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○松浦総合政策部長 総合政策部でございます。よろしく願いいたします。

早速、本日御審議いただきます議案の概要等につきまして御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の2ページを御覧ください。

I、予算議案は、議案第1号が一般会計、第2号が開発事業特別資金特別会計であります。

II、特別議案は3つございます。

議案第26号「宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例」、第28号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」、第27号「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例」であります。

III、その他報告事項といたしまして、令和5年度の総合政策部組織改正案であります。

3ページを御覧ください。

総合政策部の当初予算案でございます。

一般会計の表の右下の合計欄を御覧ください。

令和5年度の当初予算額は、総合政策部全体で261億6,399万1,000円で、対前年で35億3,578万9,000円の増、率にして115.6%であります。

その下の左は、開発事業特別資金特別会計でありまして、当初予算額が2,003万3,000円、対前年度で800万9,000円の減、率にして71.4%であります。これは、九州電力の株式配当金の減額が見込まれますことから、開発事業特別資金への積立金が減額となることなどによるものであります。

4ページを御覧ください。

債務負担行為の追加であります。みやぎき文化振興課、国スポ・障スポ準備課、それぞれ合わせて7事業につきまして、債務負担の追加をお願いをするものであります。

次の5ページから8ページにかけては、新規重点事業についての内容となっておりますので、後ほど御覧をいただければと思います。

それぞれの項目につきましては、担当課長から詳細を御報告いたしますので、よろしく願いいたします。

○日高委員長 部長の概要説明が終了いたしました。引き続き、3課から4課ごとに班を分け、説明及び質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることとしています。執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点新規事業を中心に簡潔に行い、併せて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

それでは、これより総合政策課、秘書広報課、統計調査課、総合交通課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後に、お願いいたします。

○津田総合政策課長 当課の当初予算案について御説明いたします。

お手元の令和5年度歳出予算説明資料の11ページをお開きください。

総合政策課の令和5年度の当初予算は、左から2列目にありますとおり、総額で8億9,109万2,000円であります。

内訳は、一般会計が8億7,105万9,000円、その下の開発事業特別資金特別会計が2,003万3,000円となっております。

当初予算の主な内容について御説明いたします。

13ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)連絡調整費1,929万3,000円でございます。これは、部の連絡調整や、新たな政策立案のための政策調整研究などに要する経費であります。

次に、(事項)総合企画調整費1,293万7,000円は、全国知事会、九州地方知事会の負担金や国への提案要望活動に要する経費であります。

続きまして、14ページをお開きください。

一番上の(事項)県外事務所費8,498万8,000円は、東京、大阪、福岡の3つの県外事務所の運営や事務所の維持管理等に要する経費であります。

次に、中ほどの(事項)県計画総合推進費8,781万2,000円であります。これは、県総合計画の推進及び政策課題に関する調査・検討等に要する経費であります。

主なものですが、説明欄の2、総合計画等推進費1,249万円は、政策評価や県総合計画審議会の開催、アクションプランの重点施策を推進するために要する経費であります。

また、説明欄の6、G7宮崎農業大臣会合開催支援事業6,342万4,000円につきましては、令和5年4月22日、23日にシーガイアコンベンションセンターで開催されますG7宮崎農業大臣会合の成功に向けて開催支援するための経費であります。

次に、16ページをお開きください。

開発事業特別資金特別会計についてであります。

最後の(事項)繰出金1,977万6,000円につきましては、商工観光労働部所管の脱炭素化技術

研究開発支援事業、及び農政水産部所管の未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援事業、環境森林部所管の流木抑制等バイオマス活用促進事業の3事業を実施するために、一般会計に繰り出すものであります。

続きまして、決算特別委員会で御指摘いただきました事項につきまして、御説明いたします。

別冊の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の3ページをお開きください。

個別的指摘要望事項といたしまして、「②予算の有効活用はもとより、国の交付金や補助金を最大限に活用し、県民生活及び経済活動の本格的な回復やさらなる活性化に取り組むこと」との御指摘をいただいております。

コロナ禍や原油価格・物価高騰等への対応につきましては、地方創生臨時交付金をはじめ、国の交付金等を積極的に活用し、本県の社会経済活動の維持・回復に取り組んできたところであります。

具体的には、新型コロナの拡大防止対策や、子育て世帯の家計負担軽減などの支援、また燃料費や資材・肥料等の価格高騰の影響を受ける事業者の支援などを図っているところであります。

さらに、令和4年9月に、県独自の「宮崎再生基金」を設置し、国の経済対策のタイミングや使途の制約などの条件に左右されることなく、機動的かつ継続的に施策を展開しているところであります。

今後とも、社会経済情勢の動向や影響等を注視しながら、これらの財源を最大限活用し、県民生活及び経済活動の本格的な回復や、さらなる活性化に取り組んでまいります。

○長友秘書広報課長 秘書広報課の当初予算に

つきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、17ページをお開きください。

秘書広報課の令和5年度当初予算額は、左から2列目にありますとおり、5億2,357万3,000円となっております。

それでは、当初予算の主な内容につきまして御説明いたします。

19ページをお開きください。

中ほどの(事項)秘書業務費3,732万3,000円です。これは、知事、副知事の活動経費や秘書・栄典業務に要する経費であります。

次に、(事項)広報活動費2億4,110万2,000円です。

まず、説明欄の1、印刷広報事業5,147万5,000円は、県の広報紙である県広報みやざきを年6回作成し、市町村の自治会などを通じて、県民の皆様に配布するものであります。

2の新聞広報事業6,700万2,000円は、新聞の紙面を活用して、毎月2回の「県政けいじばん」や、随時の広告を掲載し、広く県民の皆様に県政に関する情報提供を行うものでございます。

3のテレビ・ラジオ放送事業7,366万1,000円は、テレビ2局と、ラジオ2局で県政番組を制作、放送するものであります。

4の県ホームページ情報発信事業873万9,000円、及び5の県ホームページ魅力発信・充実強化事業934万円は、県のホームページ運用に係るヘルプデスクの設置や、システムの保守管理などによりまして、利用者にとって分かりやすく使いやすいものとなるよう工夫しながら、適時・的確に効果的な情報発信を行うものでございます。

次に、6の広報活動事業871万7,000円は、取

材や番組ロケなど、各種広報活動等の広報体制の充実を図るものでございます。

8の新規事業、SNSを活用したみやざきの魅力発信事業1,467万6,000円、及び9の改善事業、広報力強化実践事業712万4,000円につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。20ページを御覧ください。

一番下の(事項)県政相談費1,566万8,000円です。これは、県庁本館1階の県民室のほか、各総合庁舎など、県内に10か所設置しております県政相談室の運営を行うものでございます。

続きまして、常任委員会資料の9ページをお開きください。

みやざきの情報発信力強化でございます。

まず、事業の目的ですが、定期的に本県の魅力や県政情報をお伝えする動画を制作し、SNS等を活用した効果的な発信や、外部人材と連携して戦略的な情報発信を行うことにより、選ばれた宮崎県を実現するため、2つの事業に取り組んでまいります。

全体の予算額は2,180万円でございます。

事業の概要ですが、まず、①の改善事業、広報力強化実践事業でございます。

予算額は712万4,000円です。事業内容ですが、宮崎県人会世界大会など、重点的に広報を行う取組に対して、外部人材と連携しながら戦略的に広報支援をしてまいります。

次に、新規事業、SNSを活用したみやざきの魅力発信事業でございます。

予算額は1,467万6,000円です。事業内容ですが、ニュースやイベントなど、本県のトピックスをPRする動画を定期的に制作し、県公式ユーチューブのほか、LINEを活用し、県民や

国内外の県人会、旅行者等にプッシュ型で発信してまいります。

これらの取組によりまして、県内外にしっかりと伝わる戦略的な広報を展開し、情報発信力の強化につなげ、観光客や移住・定住者の増加等を図ってまいります。

事業の期間ですが、①の広報力強化実践事業が令和5年度の単年度、②のSNSを活用したみやざきの魅力発信事業が令和7年度までであります。

○小園統計調査課長 統計調査課の当初予算案につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料の21ページをお開きください。

統計調査課の令和5年度当初予算額は、左から2列目にありますとおり、3億1,093万6,000円となっております。

それでは、当初予算の主な内容につきまして、御説明いたします。

23ページをお開きください。

中ほど下の(目)委託統計費につきましては、事項が消費経済統計調査費など9つございますが、これらは全て国からの委託事業であります。

このうち主な事業につきまして、御説明いたします。

25ページをお開きください。

まず、一番上の(事項)住宅・土地統計調査費6,132万円であります。この調査費は、本年10月1日現在を調査日として実施する住宅・土地統計調査に要する経費であります。

この調査は、5年ごとに行われる周期調査で、住宅とそこに居住する世帯の状況、土地の保有状況等について調査し、その結果は、主に住生活関連諸施策の基礎資料として活用されるもの

であります。

次に、一つ下の(事項)漁業センサス費1,030万5,000円であります。この調査費は、本年11月1日現在を調査日として実施する漁業センサスを行うための経費であります。

この調査も5年ごとに実施しておりますが、漁業の生産構造、就業構造など、漁業を取り巻く実態を明らかにし、その結果は、水産行政諸施策の基礎資料として活用されるものであります。

○佐野総合交通課長 総合交通課の当初予算につきまして、御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の27ページをお開きください。

総合交通課の令和5年度の当初予算額は、左から2列目にありますように、総額で12億3,960万4,000円となっております。

それでは、当初予算の主な内容について、御説明いたします。

29ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)広域交通ネットワーク推進費5,262万6,000円あります。

このうち、説明欄の4、広域物流網利用促進事業1,245万3,000円は、トラック輸送などから本県発着の海上・鉄道輸送への転換を促進し、広域物流網の維持・充実を図るものであります。

また、説明欄の5、改善事業、長距離フェリー下り荷確保対策強化事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、その下の(事項)地域交通ネットワーク推進費8億3,851万3,000円あります。

このうち、説明欄の1の(1)バス路線運行維持対策事業1億6,868万7,000円は、地域住民の生活に必要な地域間幹線バス路線の維持を図

るため、国と協調し、バス事業者に運行費等を補助するものであります。

30ページをお開きください。

一番上の(2)広域的移動手段確保支援事業1億3,391万1,000円は、市町村が主体となって運行するバス路線のうち、複数市町村間を結ぶ広域的な路線の維持を図るため、市町村に対し運行費の補助を行うものであります。

2つ下の(4)宮崎県バスネットワーク最適化支援事業4億3,584万1,000円は、地域間幹線バス路線等の広域にわたるバス路線を将来的に持続可能なものにするため、市町村や事業者等との協議に基づき、利用実態に即した運行形態への転換等を支援するものであります。

次に、2の離島航路運行維持対策事業1,008万8,000円は、県本土と島浦を結ぶ唯一の交通手段である離島航路の安定的な運航を確保するため、国や延岡市と連携し、航路事業者に補助を行うものであります。

3のみやぎきの地域鉄道利用促進強化事業1,145万4,000円は、県内鉄道網の維持を図るため、吉都線及び日南線における団体利用時の運賃助成や、観光列車を活用した利用促進の取組を支援するものであります。

4の持続可能な地域交通ネットワーク構築事業1,529万2,000円は、市町村におけるコミュニティバスのデマンド化や、地域公共交通計画の策定などを支援するものであります。

5の新規事業、官民連携鉄道利用支援事業と、6の新規事業、地域交通DX推進事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

7の公共交通事業者等特別利子補給事業3,427万6,000円は、新型コロナの影響により厳しい経

営環境にある公共交通事業者等の資金繰りを支援するため、金融機関からの資金借入れに対し、利子補給を実施するものであります。

次に、(事項)航空交通ネットワーク推進費7,809万円であります。

まず、説明欄の1、「みやぎの空」航空ネットワーク維持・活性化事業7,616万5,000円は、本県にとって欠くことのできない交通基盤である国内、国際の航空路線について、関係機関と連携した利用促進や、航空会社への要望活動など、路線の維持・充実に係る取組を行うものであります。

最後に、(事項)運輸事業振興費1億8,575万4,000円であります。これは、県トラック協会及び県バス協会が行う交通安全対策や、利用者の利便性を図るための事業、環境の保全に係る事業等を支援するものであります。

続きまして、主な事業について、御説明いたします。

常任委員会資料の10ページをお開きください。

改善事業、長距離フェリー下り荷確保対策強化事業でございます。

予算額は2,800万円で、財源は宮崎再生基金を活用いたします。

事業の概要を御覧ください。

事業内容につきましては、長距離フェリー運航会社による下り荷確保の取組に加え、今回新たに関西エリアにおける新規下り荷開拓のための営業活動を強化するため、会社が物流の知識や経験を有したプロフェッショナル人材に業務を委託する取組に支援を行うものであります。

なお、荷主や物流など、オール宮崎体制で構成する長距離フェリー航路利用促進協議会や県外事務所とも連携しながら、下り荷確保の取組

を推進することとしております。

成果指標としましては、昨年度の輸送実績等を踏まえ、下りのトラック台数について、年間約1,400台の増加を見込んでおり、フェリー運航会社の経営安定化及び長距離フェリー航路の安定的な維持が図られるものと考えております。

また、事業期間は令和5年度、単年度でございます。

次に11ページをお開きください。

新規事業、官民連携鉄道利用支援事業でございます。

予算額は296万2,000円で、財源は宮崎再生基金を活用いたします。

事業の概要を御覧ください。

事業内容につきましては、人口減少や新型コロナウイルスの影響により、利用者数が減少しているローカル鉄道について、路線の維持を図るため、沿線市町村が組織する利用促進協議会等の取組を支援するものでございます。

1つ目は、JR吉都線について、通勤利用を促す観点から、吉都線を積極的に活用する企業を応援企業として認定し、同企業に勤める社員の通勤定期の購入を支援するものでございます。

2つ目は、JR日南線について、コロナ禍で大きく落ち込んだ観光需要の回復を図るため、日南線沿線の各種イベントと連携した割引切符等の造成を支援することとしております。

成果指標としましては、JR吉都線・日南線ともに、平均通過人員を100名程度増加させることとしております。

また、事業期間は、令和5年度から7年度まででございます。

次に、12ページを御覧ください。

新規事業、地域交通DX推進事業でございます。

す。

予算額は2,565万9,000円で、財源は一般財源です。

事業の概要を御覧ください。

事業内容としましては、デジタル技術を活用した地域交通の利便性向上、最適化・効率化に向けた取組を支援するもので、1つ目は、路線バスデジタル化支援としまして、QRコード等のキャッシュレス決済導入に係る検討を支援するとともに、定時定路線で運行されているバスについて、予約に応じた時間・経路を小型車両で運行する、いわゆるAIデマンド化に向けた実証を支援いたします。

2つ目は、様々な交通機関等の検索、予約、決済を一括で行う取組でありますMaas(マース)について、専門業者の活用や九州各県との連携によるエリア拡大等を支援するものでございます。

なお、今年度、九州各県の自治体及び主要な交通事業者等で構成する「九州Maasプロジェクト研究会」が立ち上げられ、九州全域でのMaasの推進について、その在り方等について検討を進めているところでございます。

(2)の成果指標としましては、路線バスで新たに決済方法を導入するとともに、3路線をAIデマンド化いたします。

さらに、Maasのアプリについては、対象エリアを県内全域まで広げてまいりたいと思っております。

事業期間は、キャッシュレス決済の導入及びMaasの推進に対する支援が、令和5年度の単年度、AIデマンド化への支援が令和7年度まででございます。

○日高委員長 各課の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

○太田委員 歳出予算説明資料の20ページに、県政相談費というのがあって、説明では、本庁と各地区で10か所の相談所を設けているということですが、これは基本的には人件費でしょうか。その内容について確認したいと思います。

○鬼塚広報戦略室長 委員のおっしゃるとおり、人件費でございます。

県政相談員といたしまして、県民の声に1人、県民室に2人、総合案内に2人置いております会計年度職員5名分の人件費となっております。

県内に10か所の県政相談室を設けておりますが、その会計年度職員の人件費につきましては、総務部で負担しております。

○太田委員 ということは、総務部で負担している方以外の、主に人件費ということでしょうか。

○鬼塚広報戦略室長 おっしゃるとおりでございます。

○太田委員 延岡総合庁舎におられる方がそうでしょうか。気持ちよく対応してくださるので、大いにPRしていただきたいなと思います。

今度は、歳出予算説明資料27ページの総合交通課です。当初予算が昨年度より半分近く減っていると思うのですが、その内訳が29ページの地域交通ネットワーク推進費とか、30ページでは航空交通ネットワーク推進費とか——当初予算が減額になったのは、何か大きなものが落とされたんですか。

○佐野総合交通課長 昨年度の当初予算につきましては、宮崎県バスネットワーク最適化支援基金の積立ての予算を13億円計上しておりましたので、その分が今年度の予算については落ちているというところでございます。

○太田委員 分かりました。

最後になりますけども、委員会資料の9ページ、秘書広報課のみやざきの情報発信力強化事業です。この事業の目的のところに「地域間競争が激化する中」という言葉が使われていますが、これはなかなかつらい言葉ではないかなと。というのは、地域間で競争するというのはなかなかつらいでしょうという思いなんです。

皆さん方としては、地域間競争をいたしませんとは、もう言えないと思いますけれども、何か地域間で競争して、お互いが疲弊するようなイメージがどうしても私はあるんです。

例えば、ふるさと納税でも、果たしてそういうやり方で競争し合っているのかなという気が湧いてきたりとか。一生懸命スポーツをやっている人には申し訳ないのですが、国民スポーツ大会で天皇杯を取ろうと言われてたりして、スポーツをする人、指導する人にとってはちょっとつらいところもあるんじゃないかなという気もして。これはちょっと論点から外れるかもしれませんが、本来スポーツというのは、健康づくりや仲間と一生懸命競技をすることによる喜びとかを感じるものですから、競争し合うというのは、本論から外れていくような気もしています。いろいろ反問が起こるだろうなと思って、本会議では言えませんでしたけれども、もう最後なので言うておこうかと思えます。

スポーツは、やっぱり健康づくり、それによって国民健康保険の負担も減っていくとか、人間との付き合いもよくなるものという考え方で、この地域間競争というのが行政にあまりにも負担をかけるようなものではないかなと、ふと思うんです。

地域交通バスとかは、みんなが乗って、地域が豊かになる、自ら努力していくようなところ

も必要じゃないかなと思うんです。

競争に明け暮れて疲弊しないように、宮崎県ならではの県民性にのっとった、豊かな、落ち着いた競争の仕方というか、そんなふうにやってもらうところも必要ではないかという気がしています。いいアイデアを出してやってもらいたいなという意味です。

これは、答えづらいでしょうから意見にしておきます。

○川北総合政策部次長（政策推進担当） 委員がおっしゃられたとおり、地域間競争で、地域同士がすり減るということではよろしくないと思っています。地域の魅力を形成して、それをいかにうまく発信していくかに力を尽くしていきたいと思います。切磋琢磨し合っ、お互いが発展し合うという流れができていくといいと思っています。

○太田委員 そうですね、切磋琢磨ですね。地域間競争よりかは切磋琢磨がよかったかなと、頑張っていたきたいと思います。

○星原委員 委員会説明資料10ページの長距離フェリー下り荷確保対策強化事業で、この問題はもうずっと以前から取り組まれているし、どう下り荷を確保するかだと思いますが、資料にプロフェッショナル人材との連携と書いてあります。年間に1,400台を増やそうという計画なんですけど、これは今までに取り組んでいた形とは違って、関西地域にいる人の中で、そういうプロフェッショナル人材を確保してやろうという事業になるんですか。

○佐野総合交通課長 今回のこの事業につきましては、内閣府の事業でプロフェッショナル人材事業というものがございまして、各都道府県にプロフェッショナル人材拠点というものが設

置されておりますので、そこにも相談させていただきながら、そこを通じての募集と考えているところです。

やはり当然関西圏での物流、運輸業界の営業等の実務経験があられたり、製造業とか卸売食品業とか、そういった複数の業界にわたる貨物情報や人脈を有する方を想定しております。

人材拠点からアドバイスをいただいて、個人に委託してしまうと、どうしてもその方のスキルや能力面でリスクもありますので、個人に委託するのではなく、下り荷を確保したいというプロジェクト自体の委託を考えております。

宮崎カーフェリー株式会社から人材拠点を通じて委託し、今のところ、6か月から8か月ほどの委託期間の中で、トライアル的にいろいろな方を紹介いただき、取り組んでいただくことを想定しております。その方の結果がなかなか見えてこないのであれば、また次の方という形で取組を進めていければと考えているところでございます。

○星原委員 1,400台を増やすということは、月平均100台以上トラックの量が増えますので、私はやっぱり企業誘致を優先して——こちらから送り出すものと都会のほう、関西圏域なら関西圏域からも入ってくるものがあることを望めるような企業を誘致することを考えてやらないと、なかなか難しいのではないかと思います。

今までやってきて厳しかった中で、こういう形で増やそうとすることは、もう本当にすばらしいことなんですけれども、一方では人口減少も進む中で、宮崎県としてこういう事業をやろうとするならば、企業誘致にあたって、向こうから材料を運ぶだとか一つの流れの中で、連携

して取り組んでいかないとなかなか厳しいのではないかと思うのですが、その辺の連携はどうなっていますか。

○佐野総合交通課長 今、御指摘いただいたとおり、大阪事務所には企業誘致担当がございまずので、宮崎カーフェリー株式会社も一緒に企業を回って、下り荷の情報等を収集しております。実際、今年度も誘致企業をいろいろと回っておりまして、誘致企業から新たな下り荷をトライアル的に引き受けるなど、これまでもいろいろと取り組んできているところでございます。

一生懸命やってきた中で、令和3年度は、新規で取り扱うものが6社、今年度は、現在で4社という状況にございますので、何とか、来年度は、この事業を通じて、プロフェッショナルのお力も借りながら、10社の新規開拓を、先ほどの大阪事務所の企業誘致担当等とも連携を図りながら、取り組んでいきたいと思っております。

○井上委員 総合交通課の官民連携鉄道利用支援事業、予算額としては300万円程度なんですけど、中身が深い内容なので、これはぜひもっとやっていただきたいです。

よくテレビで日南線なんかをただ走っているだけの映像を見ていたりすると、楽しくはあるんですけども、これからも乗って楽しい路線にすることも大切なのかなと思います。

企業に勤める社員の通勤定期の購入を支援するというのは、今回始まったばかりじゃないので、今までの実績としてはどうなんでしょうか。各企業の方々は、この吉都線・日南線を利用させていただくことについての気運は高いのでしょうか。

○佐野総合交通課長 この事業につきましては、

沿線市町村の皆さんの協議会に支援するもので、沿線市町村の皆さんともこれまでいろいろと意見交換をさせていただいて、構築させていただいた事業なのですが、吉都線の通勤定期を利用されている方は現在約20名、日南線のほうは100名という状況でございます。

やはり吉都線のほうには、車やバイクから転換して、通勤定期を御利用いただける余地があるのではないかとということもあり、今回、沿線市町村やJR九州も一緒に応援企業を開拓するために駅周辺の事業者を訪問するとか、そういったことに取り組んでみよう、この事業を組み立てさせていただいたところでございます。

○井上委員 やっぱり宮崎駅周辺を活性化させないとなかなか乗っていただけませんし、企業の皆さんには、鉄道を利用してもらうことで県政の応援団になっていただきたいということもあるので、もっと乗り方とか、その辺のことを企業の皆さんともお話をして、できれば通勤定期の購入支援がもっと増えるといいなと思います。とにかく乗る人を増やしてもらいたいという気持ちがあるので、何かその辺の工夫をぜひもっとやっていただきたいです。

それから、もう一つすごくいいのは、この前のWBCで観光客の皆さんに随分乗っていただいたことです。ああいうイベントのときに、どう皆さんに活用していただけるか。場所によっては、鉄道に乗ってもらうとこんなにいいことがありますよ。無料で乗っていただくような取組を支援するとか、乗客を増やすために特化した、何か楽しい取組を、もっと工夫していただくといいなと思っております。

貨車がもっと面白い列車になると、なおいいなと思うんですけども、意外に日南線を走っ

ている列車は、テレビで見る限りではそんなに悪くないですよ。ここら辺の工夫をJRともいろいろ話をさせていただくといいなと、頑張っていたきたいなと思います。

○佐野総合交通課長 委員の御指摘を受けまして、また沿線市町村やJR九州ともいろいろと協議を重ねながら、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○井上委員 地域交通関係のことで、やっぱり九州全体の路線を含めて地域交通の在り方というのは非常に苦労されていると思うんです。

九州経済調査とか、九州全体で経済の調整をする場所がありますよね。そういう場所で、地域交通についての話はよくされているのですか。

○佐野総合交通課長 交通事業者にとりましてはコロナ禍前から利用者減というところもあって疲弊している中で、コロナ禍が3年続いたということで、私ども、各県担当課長を含め、集まる機会が多いんですが、やはりいろいろと苦労しているところでございます。

そういった中で、どこの県も将来的な人口減少を見据えて、やっぱり持続可能なものにしていかないといけないと、県民の皆さんの足は守っていくんだという意識で、それぞれ知恵を絞りながら、今は取り組んでいる状況でございます。

○有岡委員 歳出予算説明資料の総合政策課、15ページについてお尋ねしたいと思っております。

エネルギー対策総合推進事業が、昨年度の前年度は500万円台だったものが39万円です。エネルギー対策というのは大きなテーマだと思っておりますが、この予算が削られる中で、県のエネルギー対策についての取組の状況、また、予算が減額になっても対応している代案がありましたら教えていただきたいと思っております。

○津田総合政策課長 これは、昨年度実施した水素エネルギー利活用促進モデル事業を商工観光労働部の企業振興課に移管いたしまして、エネルギー全体の対策は、そちらでまとめてやることになったことによるものでございます。

○有岡委員 ぜひ全庁で、このエネルギー対策に取り組んでいただけたらと思っております。

もう1点、歳出予算説明資料の19ページ、秘書広報課で、以前からよく話題になっているのですが、県の広報紙についてです。

年に6回発行されていますが、市町村によっては組合・自治会の加入率が大変低くなっています、その配布ができない自治体があると聞いています、例えば、総合支所辺りに取りに来てくださいとメッセージを送る方法でやっているんです。皆さんはたくさん作って各家庭に配っているという意識があるかもしれませんが、実際は市町村の段階で、それが十分機能していない自治体もあるんじゃないかと思うんです。

そういった意味では、今後、新しい情報を発信する手法も考えなきゃいけません、現在、配布に取り組んでいらっしゃる中で、そういった課題はお持ちではないのか、お尋ねいたします。

○鬼塚広報戦略室長 委員がおっしゃるとおり、自治会の加入率が下がっておりまして、そこは非常に課題だと捉えております。

例えばですけれども、今現在、補うものとしたしましては、コンビニとかイオンとか、連携協定を結んでいるお店に置いたりとか、あとは電子書籍でインターネット上で見られるような形にして、ホームページに掲載しております。

より多く届けたいという思いでおりますので、今後とも、どうすれば手に届くようになるかを

検討しながら進めていきたいと思っております。

○有岡委員 要望ではありますが、常任委員会資料9ページの、みやぎの情報発信力強化事業について、例えば、LINEの友達数1万3,000人を6万人にするとありますが、もっとこの数を増やして、若い人たちがみんなこのLINEで友達になって、関心があることにリンクできるような、それぐらい積極的にやっていると、県の情報をもっと身近に感じられるんじゃないかなと思いますので、またぜひ友達数を増やしていただければと思っております。

○日高委員長 先ほどの有岡委員の質問の件なんですけれども、この6万人は0が1個少ないと思います。6万人にしようと思えば、外部人材を使ったら、すぐにできると思います。

資料にはユーチューブとかいろいろ書いているけれども、視聴者数とかの目標はないのかなという懸念もあるんです。LINEだけで、本当に選ばれる宮崎県になるのかというのがちょっと見えてこないんですけれども。

○鬼塚広報戦略室長 成果指標といたしましては、LINEの友達数を6万人ということでございます。今現在の1万4,000人には3年間でたどり着いたのですが、3月末に1万5,000人という数字を見据えたときに、この1年で同数の1万5,000人を達成しようという目標を立てたものです。もちろん、思いはそれ以上の数字を目指すところでございますが、全国的にも6万人を超えているところは自治体の半分ぐらいだと認識しております。

あともちろん、ユーチューブも今、チャンネル登録数が2,900人と低めでございますが、この事業を通しまして多くの方にチャンネル登録をしてもらうことを期待しておりますので、一生

懸命取り組んでまいりたいと考えております。

○日高委員長 6万人というのは、日向市の人口が大体6万人なので、それぐらいでいいのかという気もしているし、他県がこれだから、うちもこうだというのは、またちょっと……。

これは「選ばれる宮崎県」だから、他県は関係ないでしょう。横並びの宮崎県じゃないですものね。何かもっとやってほしかったなあと、皆思っていますよね。

○松浦総合政策部長 成果指標としてはこういう形で、現実でうまくいくかどうか分からない中でやるものですから、堅めに出しています。課題意識としては、例えば、県人会の方々などから、なかなか宮崎の情報が届かないという意見があったものですから、その場合、どういった情報を届けるのか、どういったやり方をすればいいのかをしっかりとつくっていく必要がありますので、そこに主眼を置いた事業であると考えております。

説明にありますような、毎週あるいは2週間に1回は宮崎県のトピックスをプッシュ型で送るような体制を組んで、頻繁に見ても新しい情報が載っているような形をつくっていききたい。そういう形をつくるのが大事だと思っておりますので、それがうまくヒットすれば委員長がおっしゃるように、ゼロを1個足すような形には持っていけるのかなと思っております。そういうことを考えていきたいという事業でありますので、御理解いただければと思います。

○日高委員長 分かりました。

1個だけ、地域交通DX推進事業なんですけれども、どうなっているのか。これは路線バスだから、多分宮崎交通のバスでしょう。

宮崎交通がバスを小型化して、事前に予約を

受け付けて、路線にないところまで入って行って、そこで乗せて、目的地まで行くというイメージでいいのでしょうか。

○佐野総合交通課長 路線バスは当然決まったバス停を決まった時間となっているんですけども、やはり朝夕は別としても、昼間の時間帯が特に運行効率が悪く、利用者の利便性も悪いというところがございます。

今後、まずはどこで実証していくかですが、例えば、市街地郊外の団地とか、バス停まで遠くてなかなか利用しにくいとか、要は、乗車人数の少ないところの利便性——決まった時間ではなくて、利用者の利用したい時間を、スマホのアプリや電話で予約していただき、今のバス停よりも乗る場所をかなり多く設定して、より利便性を上げて、お使いいただけるようにしていきたいと思っているところでございます。

○日高委員長 大変高い目標でいいと思うんです。ところが、これは昼間の利便性が悪いところって高齢者が多いと思うんです。こういう予約を高齢者がスマホですでできますかね。

○佐野総合交通課長 こういう点では、やはり高齢者の利用がより厳しいと。また、先ほどお話ししましたように、そもそもバス停までがかなり遠いとよくお聞きしますので、御活用いただけるように、市町村や事業者等とも連携して、乗り方を含めて周知を図りながら、ぜひ利用していただけるように持っていきたいと思っているところでございます。

○日高委員長 そもそも、AIと言っても高齢者が分かりますかという話です。そこが突破できないから、県庁もキャッシュレス化とか何だというのがなかなか難しいわけでしょう。

だからここを高齢者に絞るのか、それとも若

者に絞ったほうがいいとか、もっと視点を変えたほうが使えるのではないかなと思んですよ。

だってプレミアム商品券とかも結局、予算が決まっただけで、電子化すれば簡単なんですけど、それでは高齢者が使いづらいということで、大量の紙で作らないといけなかったわけでしょう。その状況なのに、バスにQRコードでのキャッシュレス決済を導入すると。一般の人でもなかなかそこまでできないと思います。

この事業をやるなら併せて、高齢者とか交通弱者に、こういうアプリを提供する事業をやったらいのではないかなと思うんですけども。

○佐野総合交通課長 QR決済等のキャッシュレスについては、どういった路線が一番効果があるのかを、まずは委託して路線ごとの特性等を調べながら、先ほど言われたQRコードがいいのか、キャッシュレス決済がいいのか、Visaタッチ決済等がいいのかというのをこの事業で検討してまいります。

先ほどのAIデマンド化については、できれば高齢者に御利用いただきたいと思っていますので、当然スマホのアプリやLINE——やはり、電話で何とか御活用いただけるよう取組を検証しながら、それでもなかなか難しいようであれば、また事業者や市町村とも相談しながら、いろいろ知恵を絞っていかないといけないかなと思っているところでございます。

○日高委員長 将来的にはよいことなので、それはそうなってくるといいと思います。頑張ってください。

○井上委員 これは、私は総括でお話しさせていただきたいと思っていたんですが、今、若い人たちは乗りたいバスなんかは全部、自分でスマホで予約して、その時間帯にその場所へ行っ

で乗る。乗れないときは、電車にするなり何なりほかの方法を見つける。それはもうできるわけです。

九州の1県だけでこのデジタル化をすればいいと思ったら、2,500万円という金額ではなかなか難しいと思うんです。そういうことを考えると、九州全体や国で、きちんと地域交通についてどうするという指針がないと、うちの県だけで何とかしようと思ったって、九州各県に走っているバスとか、他の交通機関との連携はどうするのか。ただ、高齢者が自分の家から目的地へ行くのに、橋通りを走るだけのことであれば、委員長が言われるように、そこだけでやるのかという話につながると思うんです。

地域交通について、このデジタル化をどうしていくのかは、うちの県だけで何か小さくやってしまうことになると——持っているものが全然つながりませんという話になってくると、これはまたやり直さないといけないことになるので、このデジタル化の問題というのは、先ほど言ったように、九州経済圏としてどう考えるのかとかいうのがないと、なかなか難しいんじゃないかなと思います。

宮崎交通のバスだけがちょこっとここら辺を走るだけにするのか。宮崎市が持っているグリーンスローモビリティの話とは違うんじゃないのかなと思うんですよね。

○佐野総合交通課長 今、御指摘いただいた話は、今取り組んでいるM a a Sの話になるのかなと思います。

今年度、九州全県とJ R九州や九州内の西鉄バスを含め、主要な交通事業者が全て集まって、九州経済連合会が音頭を取られて、九州一帯をM a a Sというアプリでつないで、要は、交通

だけじゃなく、宿泊・観光等全て含めて、検索・予約・決済できるようなシステムの構築に向けて動き出しているところでございます。

そういった取組の中で、本県としても、先ほど御指摘いただいたように、九州内を全てシームレスで動けるような形で構築していきたいと思っております。今後は間違いなく九州内が全部つながっていくとは思いますが、それに向けた準備に取り組んでいきたいと思っております。

○星原委員 この事業は皆さん方が考えたのか、バス事業者が考えたのか、市町村から上がってきた考えなのか。この事業をやるのには、いろんな要望とか意見があったと思うんですが、一番の主体はどこなんですか。

○佐野総合交通課長 この地域交通D X推進事業には、いろいろな事業が盛り込まれておりますが、事業の主体で考えさせていただいたのは、将来を見据えた上で今からこういう取組をしていかないと、路線等の利便性の向上を含め、効率化・最適化ができないということでございます。

ですから、この路線バスのデジタル化では今、幹線系統を含めた路線の見直し等々、協議を進めているところでございます。

決済については今、宮崎交通のn i m o c a (ニモカ)が7割ほど普及しているんですが、路線の業者の展開を含め、決済方法に新たなものを導入していかないと、なかなかスムーズにいかないのかなというところもございます。

この路線バスのA Iデマンド化につきましても、バスをなるべく小型化したい、できればワンボックスにすると、大型車の免許は要りませんので、今の運転手不足等の解消にもつながる

と思います。こういうデジタル化を進めていく中で、将来的には自動運転などにつながっていくのかなと考えているところでございます。

○松浦総合政策部長 この地域交通DX推進事業には、アとイの2つの事業がありますが、それぞれ性質が違ってきます。

1つ目のア、QRコード等キャッシュレス決済の検討ですが、今、宮崎交通は大体nimocaを使っておられますけれども、これでいくと、ほかの事業者が路線に参入した場合に、その決済制度に入れてもらえないんです。だから、新たに多額の委託料が発生するということがあって、今のままでは他事業者が入ってくる形をつくるのはなかなか難しいだろうということがあって、新しい決済方法を考えていく必要があるだろうということでの検討になります。

それから、イ、路線バスのAIデマンド化ですが、路線によっては、一部の時間帯をデマンド化することによって、経費を削減できて持続可能な形をつくれるのではないかとあります。他県でそれがうまくいっている事例があるものですから、そこを実証的にやってみて、それがうまくいくかどうかを試した上で、ほかの路線に広げていけるかどうかを検討していきたいということでございます。

利用者の方が実際にそういうデジタルを使いこなせるのかといったことについては、当然、電話でやり取りをしたりとか、工夫をしながら、できる限りうまくいくような形を見つけていきたいというものでございます。

○星原委員 今、説明を聞けばそういうことなんでしょうけれども、現実には、困っている人たち、交通弱者をどうやって救うのか。

これから我々高齢者の免許証返納とか、いろ

んなことが地域の中で起きてきますが、利用者がそれをうまく利用してくれるものなのか。私だったら、車を運転できなくなって、自分の時間帯で動くとすれば、多分タクシーで動くだろうなと思います。

田舎のほうで、必要な時間帯にうまく機能するのかどうかというのと、1人だけじゃなくて、乗り合いで行く場合の時間のロスの問題、そういうことを考えるとどうなのかなと思います。

ただ、困っている人たちがいるわけですから、そういう人たちのために、市町村とかからいろんな意見が出て、その中で、こういうふうにしてもらえると利便性が高くなるとかいう話があって生まれたのかなと思ったものですから。

資料では、令和8年度に県内全域に導入となっているので、この辺が本当に実現可能なのかなと思ったところです。

○佐野総合交通課長 先ほど部長からも説明がありましたように、確かに様々な課題を抱えているところではございます。そこは市町村や事業者等々でこういった事業を活用させていただきながら、とにかく利用者の利便性、使い勝手がよい形で、よりよい結果が伴うように、この事業を進めてまいりたいと思っております。

○日高委員長 この宮崎市周辺は皆さんがいるから、結構、朝バスに乗られています。正直ほかの地区は乗ってないです。

宮崎県が一番悪いのは、飲食店も全部、宮崎市中心部を基準にすることです。宮崎市中心部を基準にするから、周りの地域が疲弊していてもそれが分からないんですよ。日向市でも延岡市でも若い人はほぼ乗っていません。乗るとしたら、旅行に行ったり、仕事に行ったりする長距離バスです。形態が県内全体で違いますよ。

宮崎市中心部を基準にすると、もう確実に失敗します。多分、都城市も若い人はほとんどバスに乗っていないと思うんです。市役所職員だっ
て乗っていないです。乗っているのは県庁ぐら
いですよ。その辺は分かったほうがいいと思
います。

○佐野総合交通課長 今、市町村とも意見交換
を常にやっていますので、利用実態等はいろ
いろ把握しているつもりではございますけれ
ども、改めて、そこら辺りも肝に銘じて、今
後とも進めていきたいと思っております。

○日高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 次に、その他報告事項に関する
説明を求めます。

○津田総合政策課長 令和5年度の総合政策部
の組織改正案について御説明いたします。

委員会資料の35ページをお開きください。

組織改正の全体像につきましては、昨日、総
務部から御説明があったと思いますが、総
合政策部に係る部分について、改めて御報
告させていただきます。

まず、1点目は、(1)にございますとおり、
国スポ・障スポ準備課に、広報・県民運動
担当及び障スポ大会担当を新設いたします。

これは令和9年度に本県で開催予定の国民
スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開
催に向けて、広報及び県民運動に関する業
務を行う広報県民運動担当、全国障害者
スポーツ大会の開催準備を行う障スポ大会
担当を新設するものでございます。

2点目でございますが、競技力向上推進課
を新設いたします。

これは教育庁スポーツ振興課の競技力向上推

進室で所管しております、国民体育大会及
び国民スポーツ大会に向けた競技力向上に
関する業務を総合政策部に移管しまして、
官民を挙げた総合的な取組を推進する競
技力向上推進課を新設するものでござい
ます。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はございま
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上で第1班の
審査を終了します。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時18分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

次に、第2班として、中山間・地域政策
課、産業政策課、デジタル推進課、生活・
協働・男女参画課の審査を行いますので、
順次、議案の説明をお願いいたします。

○湯地中山間・地域政策課長 中山間・地
域政策課の当初予算について御説明いた
します。

お手元の歳出予算説明資料の31ページ
をお開きください。

当課の令和5年度の当初予算額は、左か
ら2列目にありますとおり、10億1,803
万6,000円です。

それでは、当初予算の主な内容について
御説明いたします。

33ページを御覧ください。

ページの中ほどの(事項)中山間地域振
興対策費4,282万9,000円です。

その主な内訳ですが、説明欄の4、特
定地域づくり事業協同組合設立準備支
援事業、及び説

明欄の5、改善事業、地域の力で実現する持続可能な中山間地域づくり推進事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

説明欄の6、新規事業、集落活動支援・交流促進事業の135万円につきましては、集落活動の維持・活性化に外部人材を活用したい集落と、集落を応援したいボランティアの方々とのマッチングを行うものであります。

説明欄の7、改善事業、中山間地域医療人材交流研修事業の334万3,000円につきましては、中山間地域と都市部の医療機関の間で、看護師を相互に交流する事業に係る経費を補助するものであります。

説明欄の8、改善事業、中山間地域移動スーパー等導入支援事業の500万円につきましては、中山間地域における移動スーパー等の導入に必要な車両の購入経費等の一部を補助するものであります。

次に、一番下の(事項)地域活性化促進費1億404万5,000円であります。

34ページを御覧ください。

説明欄の3、改善事業、次世代へつなぐ祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク普及啓発事業の874万8,000円につきましては、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの魅力を発信するとともに、小中学生などへの環境学習の受入れ体制を構築し、次世代の育成を図るものであります。

説明欄の5、改善事業、未来へつながる地域づくり協創支援事業の3,409万2,000円につきましては、市町村と地域住民等が一体となって取り組む、持続的で発展性のある地域づくりの取組に対して補助を行うものであります。

説明欄の7、ワーケーションを通じた関係人口創出・拡大事業につきましては、後ほど委員

会資料で御説明いたします。

次に、(事項)移住・定住促進費5億6,720万1,000円であります。

説明欄の1、改善事業、宮崎ひなた暮らし移住・定住促進事業、及び説明欄の4、改善事業、わくわくひなた暮らし実現応援事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項)エネルギー対策推進費の1億7,991万2,000円ですが、これは、水力発電施設等の所在する市町村が実施する地域活性化事業等に対して、国の交付金を交付するものであります。

続きまして、当課の主な事業について御説明をいたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の13ページをお開きください。

地域の力で実現する持続可能な中山間地域づくり推進事業であります。

予算額は1,721万円で、事業の目的につきましては、人口減少等の影響により、日常生活に必要なサービスや機能の維持・確保が課題となっている中山間地域において、地域住民等が主体となって行う地域課題解決に向けた取組を支援するほか、集落間の交流会を開催し、先進的地域の事例発表などを通じて、好事例の横展開や集落同士の連携を促進するものであります。

事業の概要欄の(2)事業内容につきましては、地域課題の共有や合意形成を促進するためのワークショップを開催するほか、地域課題解決に向けた検討や具体的な取組などに要する経費を補助するもので、例えば、地域でボランティア輸送に取り組むというケースでは、先進地視察や事業計画の策定経費、輸送に使用する車の購入費などが補助対象となります。

また、このほかに、集落間の交流促進も行うものであります。

(3) 成果指標としましては、地域課題の共有など、課題解決に向けた取組を行う地域を9地域としております。

事業期間は、令和7年度までであります。

続いて、14ページを御覧ください。

ワーケーションを通じた関係人口創出・拡大事業であります。

予算額は569万4,000円で、事業の目的につきましては、県内のワーケーション受入れに向けた取組を促進するとともに、ワーケーションを通じて、都市部の企業や個人と地域との継続的なつながりを構築することにより、新たな関係人口の創出や拡大を図るものであります。

事業の概要欄の(2) 事業内容につきましては、1つ目は、宿泊事業者や市町村職員など実務者を対象とした研究会の開催や、SNS等を活用したプロモーションに取り組むものであります。

2つ目は、地域とのつながりを求める都市圏の企業や個人と市町村とをマッチングし、ワーケーションにつなげていくものであります。

(3) 成果指標としましては、県や市町村による取組を通じたワーケーションの受入れ数を、現状の年374人から年540人としております。

事業期間は、令和6年度までであります。

次に、15ページを御覧ください。

特定地域づくり事業協同組合設立準備支援事業であります。

予算額は300万円で、事業の目的につきましては、過疎地域などの人口急減地域において、人手不足に悩む事業者に対して、労働者の派遣を行う「特定地域づくり事業協同組合」の設立に

向けて準備に取り組む市町村を支援し、組合設立を促進するものであります。

事業の概要欄の(2) 事業内容につきましては、市町村が行う組合設立の準備、例えば、地域の事業者へのニーズ調査や先進地視察等の取組に対して補助を行うものであります。

(3) の成果指標としましては、組合の設立に向けた手続を開始する団体を5団体としております。

事業期間は、令和7年度までであります。

次に、16ページを御覧ください。

宮崎ひなた暮らし移住・定住促進事業であります。

予算は1億8,000円で、事業の目的につきましては、県外の移住者に対し、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターによる相談・サポートや移住・求人情報を提供すること等により、本県への移住・定住を促進し、地域の担い手の確保や産業の活性化を図るものであります。

事業の概要欄の(2) 事業内容につきましては、移住相談窓口として、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターを県内外4か所で運営するとともに、市町村等と連携しながら、都市部における移住相談会の開催や本県での暮らしに関する魅力などの情報発信に取り組むものであります。

また、市町村が行う移住・定住促進に係る取組、例えば、都市部でのPRや移住サポーターの設置、移住者向けの空き家の改修への補助等に対して支援を行うものであります。

(3) 成果指標としましては、県及び市町村の移住施策等を通して移住する世帯数を、現状の年884世帯から年1,000世帯としております。

事業期間は、令和7年度までであります。

次に、17ページを御覧ください。

わくわくひなた暮らし実現応援事業でございます。

予算額は4億6,166万9,000円で、事業の目的につきましては、移住支援金の支給や就業マッチング支援により、本県への移住を促進するとともに、地域の担い手の確保や産業の活性化を図るものであります。

事業の概要欄の(2)事業内容につきましては、1つ目は、一定の要件を満たす県外からの移住者へ、支援金の支給を行う市町村に対して補助を行うもので、東京圏からの移住を対象とする国制度分につきましては、世帯100万円、単身60万円を、また、県独自分につきましては、国制度分の対象外となる東京圏及び名古屋圏、大阪圏、福岡圏からの移住者を対象に、世帯100万円、単身30万円を支給することとしております。

さらに、国制度分、県独自分のいずれも、18歳未満の世帯員1人につき最大100万円を加算することとしております。

なお、この加算額につきましては、県として最大100万円の枠を設けるもので、加算の有無や加算額については、各市町村において判断することとなります。

2つ目は、就業マッチングの支援として、移住支援金対象事業所等を対象とした個別指導やセミナーの開催等を行うものであります。

(3)の成果指標としましては、移住支援金を受給し、県内で就業する移住者数を、現状の年186人から年538人としております。

事業期間は、令和6年度までであります。

○大野産業政策課長 産業政策課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の35ページを御覧ください。

産業政策課の令和5年度当初予算は、左から2列目、4億5,103万6,000円であります。

主な内容について御説明します。

37ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項)産業政策総合推進費6,624万1,000円であります。

主な事業の内訳ですが、説明欄の1、改善事業、越境EC伴走支援事業の1,293万6,000円は、シンガポール及び周辺ASEAN諸国への越境ECを活用した県産品輸出の取組を支援するものです。

2の改善事業、クラウドファンディング活用拡大事業1,517万7,000円は、クラウドファンディングに取り組む県内事業者に対して、専門家による伴走支援等を行うものであります。

3の改善事業、みやぎきの食の魅力発信・販路開拓事業3,548万3,000円は、県産品のウェブ物産展や首都圏でのPR販売イベント、メディアへのプロモーション等を実施するものであります。

続きまして、その下の(事項)みやぎき地域活性化雇用創造プロジェクト推進費1億6,559万円であります。

説明欄の1、(3)改善事業、先端技術を活用した食の新ビジネス創出事業2,090万7,000円は、外部専門家を活用しまして、県外企業等が持つ先端技術やノウハウを活用して、県内企業の新事業創出や新分野への進出、事業の多角化を支援するものであります。

38ページをお願いいたします。

(事項)みやぎき地方創生若者定着促進費5,758万9,000円であります。

説明欄の1、改善事業、みやぎき産業人財育

成プラットフォーム連携強化事業1,700万円は、産学金労官で構成します産業人財育成プラットフォームの連携を強化し、企業と学生等との交流機会の創出やインターンシップの実施支援を行うものであります。

2の(2)改善事業、奨学金返還支援事業3,248万8,000円につきましては、後ほど常任委員会説明資料で御説明いたします。

次に、その下の(事項)産業デジタル化推進費6,709万6,000円であります。

説明欄の2、産業DXサポートセンター設置事業につきまして、こちらも常任委員会説明資料で御説明いたします。

続きまして、お手元の総務政策常任委員会資料の18ページをお願いいたします。

新規事業の産業DXサポートセンター設置事業です。

予算額は、2,729万6,000円であります。

事業の目的は、デジタル技術の活用に関する相談窓口を新たに設置しまして、産業のデジタル化の加速化を図るものであります。

事業の概要ですが、県内事業者のデジタル化に関する悩みや相談事項を電話・メール等で受け付け、アドバイス等を行います。内容によりましては、オンラインでの面談や直接面談、また、現地調査・分析等も行いまして、必要に応じて一定の伴走支援も行います。

また、伴走支援を行う中で、特に他の県内事業者の参考となるような好事例につきましては、その実証費用として上限50万円、補助率3分の2で、デジタル化へのスタートアップ支援を行ってまいります。

成果指標は、窓口利用件数を年間500件としております。また、実証に取り組む事業者数を10

者としております。

事業期間ですが、国庫補助の関係から、令和6年度までの2年間としております。

次に、19ページをお願いいたします。

改善事業、奨学金返還支援事業です。

予算額は3,248万8,000円であります。

本事業は、奨学金を受けながら大学等を卒業した若者が、県内企業に就職した場合に、就職先の企業と連携しまして、奨学金返還金の一部を支援するものです。

平成29年度から実施しております。

今回の改善事業は、事業内容、スキームについては変更ございませんが、支援対象者に新たに高等学校等を追加するものであります。

成果指標としまして、現状100社の支援企業を令和8年度までに毎年130社に、また、現状51名の支援対象者を令和8年度までに毎年60名にしたいと思っております。

事業期間は、支払い期間の関係から、終期が令和15年度となっております。

○甲斐デジタル推進課長 デジタル推進課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の39ページをお開きください。

デジタル推進課の令和5年度一般会計当初予算額は、左から2列目にありますとおり、12億2,202万5,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

41ページをお開きください。

事項の一番上、行政管理費4,105万円でありませう。

こちらのICT活用による業務効率化推進事業については、後ほど常任委員会資料で御説明

させていただきます。

一番下の(事項)行政情報処理基盤整備費1億8,092万2,000円ではありますが、これは、当課で一括導入している職員用パソコンの賃借料であります。

次の42ページをお開きください。

上の(事項)行政情報システム整備運営費の3億2,635万2,000円ではありますが、主なものとしまして、説明欄の2、県庁LAN運営費の1億8,026万3,000円は、県の本庁及び出先機関の全てをネットワークでつなぐ通信基盤の維持管理等に要する経費であります。

また、4の県庁ネットワーク情報セキュリティ緊急強化対策事業の7,149万7,000円は、庁内外からの情報セキュリティに対する脅威に対応するため、県庁LANをマイナンバー利用事務系、LGWAN接続系、インターネット接続系の3つの系統に分離し、管理運用するための経費であります。

その下の(事項)電子県庁プロジェクト事業費の5億3,768万4,000円ではありますが、主なものとしまして、説明欄の1、宮崎県市町村IT推進連絡協議会運営事業の1億4,028万7,000円は、県と市町村で構成する協議会に対する負担金で、県と市町村を結ぶ通信基盤である「宮崎行政情報ネットワーク」等の共同運営に要する経費であります。

次に、5の行政情報システム全体最適化推進事業の2億3,927万3,000円は、経費の削減等を図るため、庁内の各業務システムが個々にサーバーを保有するのではなく、一括して運用するためのサーバー統合基盤の管理に要する経費であります。

また、10の改善事業、情報セキュリティ強化

対策事業341万円は、情報セキュリティに関する職員のスキル向上や意識啓発を目的とした監査や訓練等を実施する経費であります。

次に、12の新規事業、自治体DXを担う人材育成事業ですが、これにつきましては、常任委員会資料で御説明させていただきます。

常任委員会資料の20ページをお開きください。

ICT活用による業務効率化推進事業であります。

予算額は4,105万円で、事業の目的は、ICT技術を活用した業務効率化を目指すものであります。

事業内容としましては、①ICTツール導入支援事業にありますRPAやAI-OCRの導入、あるいは③会議録作成デジタル化事業にあります会議録作成の自動化など、ICT技術の利活用により、庁内業務の効率化を推進するほか、職員が業務効率化に積極的に取り組むための各種研修の実施や、ヘルプデスクによる支援体制の充実を図るものであります。

これらの取組により業務効率化を図ることとし、成果指標としましては、年間で1万2,000時間以上の業務時間削減を目指しております。

事業期間は、令和5年度から令和7年度までであります。

次に、21ページを御覧ください。

新規事業、自治体DXを担う人材育成事業であります。

予算額は155万2,000円で、事業の目的は、デジタル人材不足が課題となっている中において、デジタル技術による課題解決や企画立案等を行い、行政サービスの向上を実現できる庁内の人材を育成するものであります。

事業内容としましては、職員を対象としまし

て、継続的な学習を行うための教材や、専門的な集合研修への参加機会の提供並びにデジタルに関する国家資格に合格した場合に試験費用の助成を行うことで、職員自身によるデジタルスキルの習得を促し、市内のデジタル人材の育成を推進するものであります。

成果指標としましては、デジタルに関する国家資格を有する職員を年間50人輩出することを目指します。国家資格につきましては、情報処理推進機構が実施する基本情報技術者やITパスポートなど、13種類の情報処理技術者試験の全てを対象としております。

事業期間は、令和5年度から令和7年度まであります。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の43ページを御覧ください。

当課の令和5年度当初予算額は、6億4,812万4,000円でございます。

45ページをお願いいたします。

当初予算の主な内容について御説明いたします。

まず、交通安全及び地域安全の分野でございます。

中ほどの(事項)交通安全基本対策費1,193万9,000円につきましては、交通安全対策推進本部の運営や、県民向けのCM制作等、啓発に要する経費であります。

説明欄の2、(2)改善事業、みんなで交通安全!啓発推進事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明をいたします。

一番下の(事項)安全で安心なまちづくり推進費620万4,000円につきましては、犯罪のない

住みよいまちづくりの啓発や、職域や学校の要請に応じまして、防犯アドバイザーを派遣する事業などに要する経費であります。

46ページをお願いいたします。

NPO・ボランティアの分野でございます。

一番上の(事項)協働運営事業費2,181万1,000円につきましては、宮崎駅前KITENビルの3階にあります、みやざきNPO・協働支援センター運営のための経費でありまして、当センターでは、地域で活動する様々な団体等に対しまして、研修や相談などを行っております。

次に、(事項)ボランティア活動促進事業費853万2,000円につきましては、様々な社会貢献活動を県民の間に広げていくための経費であります。主な事業としまして、説明欄の2、広がれ助け合いの輪、地域貢献活動推進事業につきましては、県社会福祉協議会が実施する人材育成や交流事業等を支援し、地域における社会貢献活動を推進するものであります。

次に、消費者行政の分野でございます。

一番下の(事項)消費者支援対策費5,729万2,000円につきましては、県の消費生活センターに、相談や啓発に当たる職員を配置し、その研修を行うなどに要する経費であります。

47ページをお願いいたします。

(事項)消費生活センター設置費2億690万3,000円につきましては、消費生活センター及び都城市と延岡市にあります、2つの支所の庁舎管理等に要する経費でありまして、令和5年度におきましては、消費生活センターにおけるエレベーター設備及び空調設備の更新工事に要する経費1億7,300万円余が含まれております。

次に、(事項)消費者行政交付金事業費5,879万円につきましては、国の交付金を活用しまし

て、市町村の相談窓口の機能強化を支援したり、パンフレット等の啓発グッズやCMなどを作成するための経費であります。

次に、男女共同参画の分野でございます。

一番下の（事項）男女共同参画推進費5,484万7,000円についてであります。内容につきましては、48ページをお願いいたします。

説明欄の1、啓発・活動推進事業2,044万円の主なものとしまして、(2)女性の活躍サポート事業につきましては、女性のつながりサポート相談窓口の設置や、ロールモデルとなる女性について、ホームページで紹介したり、メンターとして派遣する事業等に要する経費であり、また、(4)性暴力被害者支援センター運営事業につきましては、性暴力被害者の負担軽減を図るため、相談、カウンセリングなどを行う「さぼーとねっと宮崎」の運営に要する経費であります。

説明欄の2、男女共同参画センター管理運営委託費3,430万7,000円につきましては、公の施設であります男女共同参画センターの運営委託に要する経費であります。

続きまして、改善事業について説明いたします。

常任委員会資料の22ページを御覧ください。

改善事業、みんなで交通安全！啓発推進事業でございます。

予算額は、1,106万9,000円であります。

事業の目的であります。交通安全について広く情報発信を行い、家族や地域全体の認識を高めるとともに、免許返納が困難な高齢者の運転寿命を伸ばすことにより、中山間地域における暮らしの維持に資することとしております。

事業の概要であります。右側に記載の図、

本県の高齢者の交通安全対策の考え方を御覧ください。

中山間地域では、車が特に重要な移動手段となっており、免許返納に至る前に、できるだけ高齢者の運転寿命を伸ばしていただくために、右側に記載しております制限運転を推進しております。

この制限運転でございますが、高齢者が自身の体調や運転能力を踏まえ、運転しない時間帯や場所等のルールを自ら決めて実行するものでありまして、交通安全に関する啓発と併せて、さらなる周知を推進しているところであります。

このように運転寿命を伸ばすとともに、制限運転あるいは免許返納が必要な状態を適切に把握するため、右図の下に記載のとおり、運転能力の診断を行い、また、運転能力の維持を図るための支援を行うものであります。

具体的には、左側に記載の①高齢者安全運転見える化事業としまして、高齢運転者に対し、運転能力等の診断や日常運転のモニタリング等を実施する市町村に経費を支援するもの、また、②運転寿命延伸トレーニング業務委託事業としまして、高齢運転者の運転能力を維持するためのトレーニングに関するノウハウを有する民間企業に講師派遣等の業務を委託し、実施を希望する市町村を支援するものであります。

成果指標としまして、交通死亡事故死者数31人以下など、記載の指標を設けております。

事業期間は、令和5年度から令和7年度までであります。

続きまして、常任委員会資料の28ページを御覧ください。

議案第26号「宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例」についてであり

ます。

1の改正の理由であります。特定非営利活動促進法施行事務に関するオンラインシステムの利用開始に伴い、法人が申請等を行う際に、役員の住民票の写しの添付を省略することができるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、2、改正の理由であります。その下の図を御覧ください。

NPO法人が申請や届出等を行う際には、従来、紙の書類を所轄庁に送付しておりましたが、今後は、内閣府が管理・運用を行う法人情報データベースを活用して、オンラインによる手続も可能となります。

その際、添付が必要となる法人役員の住民票の写しについては、原本確認の必要性から、役場で発行する原本を別途郵送する必要がありますが、県が住民基本台帳ネットワークシステムにアクセスしまして、法人役員の住所等を確認できる場合には、当該法人は住民票の写しの添付を省略することができることとするものであります。

3、施行期日は、令和5年4月1日としております。

続きまして、同じく常任委員会資料の30ページを御覧ください。

議案第28号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1、改正の理由であります。特定非営利活動促進法施行事務に関するオンラインシステムの利用開始に併せて、宮崎県における事務処理の特例に関する条例について、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容であります。現在、13の市

町に法人の設立認証や各種届出の受理等に関する事務を移譲しておりますが、当該事務に加えまして、(1) 特定非営利活動法人が解散及び清算をする場合、それを監督する裁判所からの求めに応じて当該法人の調査を行い、または意見を陳述する事務、(2) 特定非営利活動法人から提出される事業報告書等について、内閣府が整備するデータベースに記録する事務を新たに移譲するものであります。

3、施行期日は令和5年4月1日としております。

○川越交通・地域安全対策監 続きまして、常任委員会資料の32ページを御覧ください。

議案第27号「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1、改正の理由は、令和5年4月1日に改正道路交通法が施行されることに伴い、全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用が努力義務とされることから、宮崎県自転車条例の関係規定の改正を行うものであります。

2、改正の内容につきましては、3点ございます。

(1) 自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない旨を規定することにつきましては、今回の法改正により、乗車用ヘルメットの着用について、全世代が対象になったことに伴い追加するものです。

(2) 家庭における乗車用ヘルメット着用の交通安全教育について、その対象を児童又は幼児(13歳未満)から未成年者(18歳未満)に拡大することにつきましては、ヘルメット着用の対象世代の拡大に伴いまして、家庭での交通安全教育につきましても、未成年者全般を対象を

広げるものです。

(3) 幼児用座席に乗車させる場合、及び高齢者が自転車を運転する場合の乗車用ヘルメット着用に係る規定を削除することにつきましても、対象を制限して規定していました当該条文を削除するものであります。

3、施行期日は、改正道路交通法と同じく、令和5年4月1日を予定しております。

○日高委員長 各課の説明が終了いたしましたので、まもなく正午となりますので、再開を午後1時とし、暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時6分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

議案について質疑はございませんか。

○太田委員 歳出予算説明資料33ページ、中山間・地域政策課の中山間地域移動スーパー等導入支援事業ですけれども、これは以前からあって、改良事業になったと思うんですが、500万円をそれを継続してやっていくのか、新たに支援をするということなのか、事業の説明をしてください。

○湯地中山間・地域政策課長 この事業につきましては、現在も同じような事業をやっておりまして、例えば、車両を購入したいとか、冷蔵庫や倉庫といった備品を購入したいという方に対して支援をしているところです。

今回、同じ事業を引き続き、令和5年度から令和7年度にかけてやっていこうと考えております。

○太田委員 備品とか車両購入の支援をするわけですが、支援の相手方は新規の人ですか、それとも継続でやっている人たちでしょうか。

○湯地中山間・地域政策課長 大体は新しく参入される方が多いんですけども、中には、車両を最初に購入して、後で、例えば、年度を変えて備品購入とか、いろんなケースがあるというふうに思っています。

○太田委員 これは、なかなか買物に行けない人たちにとっては非常に、身近に来てくれるから、私もそういうのを田舎で見えてきたもんだから、2台ぐらい来てましたけれども。

今、大体、県内にこういった支援を受けた事業者というのはどのくらいいらっしゃるんですか。

○湯地中山間・地域政策課長 令和2年度からの件数でいいますと、令和2年度が5件、令和3年度が4件、令和4年度が3件ということで、全部で12件ということになっています。

○太田委員 分かりました。

じゃあ、テーマを変えます。34ページに、エネルギー対策推進費、いわゆる水力発電施設の周辺市町村への交付金の交付に要する経費ということになっています。県のダムとか民間のダムとかありますが、これは県のダムということで特定しているんですか。

○湯地中山間・地域政策課長 県のダムとは特定してはいなくて、水力発電施設があればということになります。

○太田委員 分かりました。

次に、歳出予算説明資料47ページの生活・協働・男女参画課、一番上の消費者トラブルの関係であります。例えば、最近問題になっている宗教上の寄附金とか、そういったトラブルとかが幾らか相談はあってますか。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 消費者トラブル関係で、いわゆる靈感商法といいますか、

そういった類いに関する相談は、過去5年間で40件弱受け付けております。

ここ近年、大きく問題になっておりますが、それを受けて急激に増えたとか、そういった傾向はございません。

○太田委員 分かりました。

今度は、常任委員会資料の15ページ、特定地域づくり事業協同組合設立準備支援事業です。これは、新聞で2地区が取り組んだと報道されていますが、今度新たに、それ以外に5団体を開始していきたいということですよね。

○湯地中山間・地域政策課長 委員がおっしゃるとおりで、今、諸塚村と日南市の2つの事業協同組合が認定されておりますので、それ以外で今後5団体程度を認定していければと思っております。

○太田委員 分かりました。頑張っていたきたいと思いますが、この地域づくり人材として就業する移住者については、外国人労働者も可能なのかなという気もしたんですけれども、そんなこともあり得るんですかね。

○湯地中山間・地域政策課長 *外国人労働者は対象にはなりません。

○太田委員 次に、19ページの奨学金返還支援事業です。これは、改善事業として、高校生が対象に追加されたということで、これも非常に人気のある事業なんだと思います。

資料には、そういったところから借りている人ということで、日本学生支援機構などとなっておりますけれども、ほかにも何かありますか。例えば、市町村でつくった奨学金みたいなものがありますよね。何かそんなのも入るんですか。

○大野産業政策課長 この補助事業の対象は、国の日本学生支援機構と県の育英資金の2つを

対象にしています。

○太田委員 分かりました。市町村の奨学金はあるにはあるが、対象にならないのですね。

○大野産業政策課長 市町村が独自にやっているものもありますけれども、この事業の対象にはしていません。

○太田委員 分かりました。

最後にします。委員会資料の32ページです。

自転車のヘルメット着用は努力義務でありませうけれども、年齢を問わずほとんどが対象になるということで、条例を改廃するところがあったんだろうなと思います。

改正の内容の(3)に幼児用座席云々というのがありますが、これは結局、年齢を問わず着用の努力義務あるので、幼児とか高齢者のヘルメット着用も包含されているということで、削除されることになったのかなと思います。

幼児用座席というと、昔は前に装着していた記憶があるんですけども、後ろも想定するのでしょうか。

○川越交通・地域安全対策監 この幼児用座席は、自転車によっても様々なものがございます。委員がおっしゃるとおり、大分昔は自転車の前に座るようなものが主流だったんですけども、最近では、車に乗せるチャイルドカーをコンパクト化したような頑丈な座席が、後ろの荷台や前についているもの、いろいろとございます。

○太田委員 分かりました。

これは、努めなければならないということで、ぜひPRしたいなと思います。私の同級生が東京から帰ってきて、自転車に乗ってヘルメットをかぶっているんです。見た感じは何か品が悪いなと思ったんですけども、本人に

※106ページに訂正発言あり

聞いたら、東京ではちゃんとやられているから、延岡市民のために、PRのために私はかぶっているんだと言っていました。そういう気概でやらないかなかなと思ったところです。

○湯地中山間・地域政策課長 先ほど太田委員の質問で、外国人が対象になるかということだったんですけれども、在留資格を持っていらっしゃる方は対象になります。ただ、技能実習生とかそういった方は対象外ということになります。

○太田委員 分かりました。

○外山委員 委員会資料の16ページ、宮崎ひなた暮らし移住・定住促進事業、この県外4か所の相談窓口は、それぞれ、東京は東京事務所、福岡は福岡事務所という理解でいいですか。

○湯地中山間・地域政策課長 東京につきましては、認定NPO法人のふるさと回帰支援センターというのがあり、各県が大体そこに窓口を設けているのですが、そこに入っております。

大阪は大阪事務所、福岡は福岡事務所、宮崎はKITENビルに事務所を設けております。

○外山委員 続いて、③市町村における受入体制整備支援の補助率というのは、具体的に言うと、下の括弧の中に対する補助のことですか。

○湯地中山間・地域政策課長 補助率は幾つかあって、少し分かりにくいかと思うんですけれども、都市部でのPR・移住サポーターの設置・移住者向けの空き家改修、この3つに対する補助は、全域が中山間地域かつ財政力指数が0.4未満の市町村は3分の2以内で、それ以外は2分の1以内ということです。

括弧の一番最後に「等」とあるんですけれども、補正予算の審査のときにちょっとお話ししたサブリースとか、そういったところが3分の1となります。

○外山委員 分かりました。

あと、最後にもう一つ、これはもうほかの予算にも言えるんですけども、この事業の予算は1億8,000円となっていますが、1億円ではいけなかったんですか。これはいかにも細かく精査したという、ポーズかな。1億8,000円はちょっとひどい。何でここに8,000円つけたのですか。

○吉村政策調整監 この1億8,000円の事業の中身までは分かりませんが、財政課長をしていましたので、その経緯で申しますと、予算書は基本、1,000円単位になっています。これは、地方自治法及び政令、省令等の定めがありまして、それに基づいて作成をしております。

政策的な歳出予算につきましては、ざっとした数字を積み上げているわけではなくて、例えば、人件費とか細かい単位まで出ますので、その積み上げで、各課必要な経費を必要なだけ見込んだ結果、8,000円という端数が出ているものと御理解いただければと思います。

○有岡委員 今、話題になっている定住の関係ですけれども、外国の方も該当するというお話がありましたが、やはりこれからは海外の労働力がぜひ必要だという県民からの声は強いです。

そういった意味では、情報発信として、宮崎県に新規就労研修だけじゃなくて、将来永住してもらおうための、こういう支援もあるという、もっと強いメッセージがあるといいなと思っています。

例えば、オールみやぎき営業課あたりが窓口となって国際交流の支援をしたり、外国人サポートセンターあたりでいろんな支援をしていますが、そういった情報とリンクして、宮崎県では安心して仕事ができ、住みやすいというような情報を発信していただくことによって、最

最終的には海外からも定住者が増えてくる。そうすると、宮崎県に海外の料理店ができたり、いろんなことに波及効果があると思います。

そういった意味で、総合政策部という立場から、全体的なものをPRしていただいて、海外からも宮崎県に移住したいという声が出てくるような土壌にさせていただけると、今後、人口100万人を維持するための施策としていいんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

○湯地中山間・地域政策課長 外国人の方へのPRということですが、商工観光労働部とも話をし、どういう形ができるかというのを考えていきたいです。

○日高副委員長 常任委員会資料14ページのワーケーションを通じた関係人口創出・拡大事業について、まず確認させてください。

今回、予算が569万4,000円ですが、前年度から続いている事業だと思います。もし分かれば前年度の予算額を教えてください。

○湯地中山間・地域政策課長 昨年度の予算額は、922万3,000円です。

○日高副委員長 確認ですが(2)事業内容の①SNS等を活用したプロモーション展開、この予算額は、569万4,000円のうち幾らになるんでしょうか。

○湯地中山間・地域政策課長 SNS等を活用した本県ワーケーションのPRということで、SNSの広告経費が108万円、空港でのデジタルサイネージが72万円となっております。

○日高副委員長 昨年度の予算が965万2,000円ということは半分ぐらいになっているということですね。

テレワークについては、コロナ禍で大分表に出たかなと思いますが、ワーケーションはコロ

ナ禍でなかなか先に進めなかったところがあるので、今から伸びてきてほしいなと思っています。昨年度の予算より増えたのかなと思ってお尋ねしたのですが、実態は分かりました。

やっぱりこの宣伝力、啓発力、このイメージで全然変わってくるので、私としては、このワーケーション事業は、観光ともう少しタイアップしてやってほしいな。これから、結局、奪い合いになってくるわけで、企業の問題とかは、再生しようとしてもなかなか時間がかかります。観光だったら一気にいけるじゃないですか。何かいいプロモーションビデオでもできれば、宮崎県に行こうという気持ちになりますよね。

中山間ですから、綾町の照葉樹林の森林セラピーで椅子に深々と座って、膝の上にパソコンを載せて仕事をするとか、秋の高千穂町の稲穂を見ながら田んぼの中で仕事をするとか、そういうイメージが大事だと思うんです。

そこで私がお礼を言いたいのは、資料にあるイメージ写真で、女性がパソコンを打っています。これ、マウスレス、脱マウスですよ。よくこれを載せていただいたなと思って、それを言いたかったんです。

やっぱりワーケーションは、ここにテーブルがあってマウスを横に置いていたら様にならないじゃないですか。ぜひ、このデジタル化と組み合わせ、このワーケーションをがんがん売り出してほしいと思います。頑張ってください。

○日高委員長 常任委員会資料16ページの③の空き家改修ですが、やっぱり、今、空き家が増えてきていて、今後都市部でも増える可能性があるんで、空き家対策と移住をうまく循環させて、今のうちから対策を打つというのは非常に重要だと思うんです。

補正予算審査のときに、仏壇があるからどうのという話がありましたよね。それを早く解決してもらって、こういう事業に予算を充填して、目玉にするとか、考え方としてどうですかね。

○湯地中山間・地域政策課長 これは空き家対策とはいえ、移住者に向けた空き家対策ということで、特に中山間地域は空き家が少ないという実態もありますので、移住者向けに——所有者の方としても、持ち家をどう処分したらいいかなかなか分からないということもありますので、そういったところをうまくつなげていく事業です。

改修費用を負担することで、移住者の方に提供していただきたいという思いがあって事業をしているところなので、委員長がおっしゃっているように、今後、空き家改修が進んでいくといいなと思っております。個人の空き家改修については、今年度は50件程度出ておまして、結構、数は出てきていると思いますので、今後も続けていきたいなと思っております。

○日高委員長 この事業は中山間地域に限っていますが、都市部もやってほしいなと思うんです。絶対空き家が出てきています。

移住・定住でも、例えば、日向市にサーフィンで移住となると、都市部なんです。どこかでそういう事業も必要かなと思っております。

あと、19ページのみやざき産業人財確保支援基金ですが、総務部の審査でも言ったんですけども、企業版ふるさと納税を、今後、ぜひ宮崎県の目玉としてやってほしいです。これは、この事業に対する目玉だけじゃなくて、いわゆる県全体の収入財源として、ここに力を注いでほしいなと思うんです。一般のふるさと納税というのは、県が入るとどうのこうのってあるけ

れども、企業版ふるさと納税は、県が中心になって、このみやざき人財確保支援資金に入れてもらって、それを拡充して、人材を育成する。まず宮崎県が全国の突破口になるべきかなと、そういう考え方にならないかなと思っているんですよね。

○津田総合政策課長 企業版ふるさと納税でございしますが、税の軽減効果が通常の寄附であれば3割なんですけれども、令和2年度から、最大9割に拡充されましたので、かなりそこから伸びてきております。今年度は1億円を超えるような額になる予定でございます。

先日、知事のお話の中でも、やはりこういったことにもトップセールスを含めてどんどん取り組まなきゃいけないということがございましたので、委員がおっしゃるとおり、今後も頑張っ

てまいりたいと考えております。
○日高委員長 1億円ということで、あと丸が2つつくぐらい、県も覚悟を示す。やっぱり収入です。事業じゃないです。事業で体育館を造ります、陸上競技場を造りますと言っても、県民は造ったから評価するという話じゃない。やっぱり収入を増やして、裏づけを示して、それで人材確保とか、将来的には子育ての支援をやる。何かそこら辺で思い切って、この企業版ふるさと納税をしっかりと、一丁目一番地でやっていくようになるといいかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上で第2班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時34分休憩

午後1時36分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

次に、第3班として、みやざき文化振興課、人権同和対策課、国スポ・障スポ準備課の審査を行いますので、順次議案の説明をお願いいたします。

○徳山みやざき文化振興課長 みやざき文化振興課の当初予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料の49ページをお開きください。

みやざき文化振興課の令和5年度当初予算額は、左から2列目、103億8,747万3,000円をお願いしております。

主な内容につきましては、51ページをお開きください。

まず、一番下の(事項) 県立芸術劇場費21億3,840万4,000円、こちらは、県立芸術劇場の管理運営に要する経費であります。

内訳は、52ページをお開きください。

一番上の説明欄の1、指定管理料4億8,815万円は、指定管理者である公益財団法人宮崎県立芸術劇場への委託料であります。このうち、(1)の宮崎国際音楽祭開催事業は、令和5年度の音楽祭の開催経費及び翌年度の準備経費、(2)の県立芸術劇場管理運営委託費は、人件費など施設の管理運営に要する経費、(3)の県民文化振興事業は、一般の舞台芸術の公演などの経費であります。

次に、2の県立芸術劇場大規模改修事業費は、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次の(事項)文化活動促進費8,581万2,000円です。

説明欄の中ほど、8のみんなが繋がる ひなたの文化活動推進事業2,487万3,000円は、文化の裾野を広げ、文化と多様な分野の連携を推進する取組への支援や宮崎県芸術文化協会が実施する事業に対して、支援を行うものであります。

説明欄の11、改善事業、みやざきの文化資源活用推進事業880万9,000円は、県外での神楽公演の実施や、宮崎の文化に関する講座の開催、小中高生向けの出前授業等を行うものであります。

53ページを御覧ください。

(事項) 私学振興費80億3,849万5,000円ですが、説明欄の1、私立学校振興費補助金の、(1)一般補助43億7,801万1,000円は、私立高等学校等の運営について、人件費など経常的経費の一部を補助するものであります。

4の私立学校退職金基金事業補助金8,384万7,000円は、公益財団法人宮崎県私学振興会が運営しております、私立学校教職員の退職手当給付のための基金積立に対する補助であります。

11の私立高等学校等就学支援金の(1)就学支援金27億2,804万1,000円は、私立高等学校等の授業料の保護者の負担軽減を図るため、(2)の奨学のための給付金2億5,532万円は、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、世帯の所得に応じて一定額を支援するものであります。

13の私立専門学校授業料等減免事業4億1,731万1,000円は、世帯の所得に応じまして、私立専門学校が授業料等の減免を行う経費を補助するものであります。

続きまして、常任会資料の23ページをお開きください。

県立芸術劇場大規模改修事業費であります。令和5年度の予算額は16億4,717万4,000円、

財源は県債、県有施設維持整備基金及び一般財源であります。

債務負担行為を設定するものとして3事業がございます。

事業の概要の欄の一番下の表にありますとおり、①特定天井改修、②舞台設備改修、③受変電設備更新のうち、コンサートピアノの改修につきましては、令和6年度までの期間を要することから、合計14億3,657万2,000円を限度とする債務負担行為を設定したいと考えております。

事業の概要であります。①特定天井改修工事につきましては——昨年5月の県内調査におきまして、委員の皆様にご現地を御確認いただいたところではありますが——県立芸術劇場の3ホールは、つり天井と呼ばれる構造となっており、建築基準法施工令の改正により、耐震性を高める工事を行うものであります。

具体的には、天井の形状は変えずに、天井裏部分におきまして部材を補強し、落下防止ワイヤーを設置いたします。

この工事の実施に当たりましては、ホール内の座席を撤去してホール全体に足場を組む必要がありますことから、施設を利用できない期間が長期間生じることとなります。

このため、改修を要する設備等につきましても同時に実施することが、費用面、施設利用の面から効率的であるものにつきましても、併せて改修を行いたいと考えております。

②は、舞台設備の改修であり、ホールのステージ上や天井裏などにあります舞台装置類、照明設備、場内スピーカーなどの音響設備の更新を行うものであります。

③は、外部から送られてくる高圧の電気を低圧の電気に変換する設備を更新するものであり、

工事には一定期間の停電を伴いますことから、同時に実施するものであります。

④は外壁改修工事、エレベーター改修工事について、実施設計等を行うものであります。

また、右下の表の4行目、コンサートピアノの改修につきましては、内部部品の劣化が進んでおります2台分のオーバーホールを行うものであり、実際の予算の執行は令和6年度となりますが、令和5年度中に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものであります。

予算の合計額は、表の一番下の計の欄にありますように、30億8,374万6,000円となります。財源としまして、緊急防災・減災事業債など有利な起債を活用したいと考えております。

なお、工事に伴う休館期間は、令和5年8月から令和6年12月頃までを予定しておりますが、具体的な開館時期につきましては、工期が確定した段階で公表することとしております。

○巻岐人権同和対策課長 人権同和対策課の当初予算について御説明いたします。

令和5年度歳出予算説明資料の55ページをお開きください。

当課の令和5年度の当初予算額は、左から2列目にありますとおり、総額で1億2,198万7,000円であります。

主な内容について御説明いたします。

57ページをお開きください。

まず、下から2つ目の(事項)人権同和問題啓発活動費2,481万4,000円であります。

これは、様々な人権問題につきましても、県民の正しい理解と認識を深めるための啓発活動に要する経費で、説明欄の1、人権啓発推進強化事業は、県内の大学やNPO等の民間団体と連

携し、それぞれの特徴を生かした活動に取り組むほか、人権啓発強調月間や人権週間における街頭啓発、パネル展示などの集中啓発事業、インターネットを通じた啓発など、様々な啓発事業を実施するものであります。

次に、その下の(事項)「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費1,624万2,000円です。まず説明欄の1、宮崎県人権啓発センター事業1,284万2,000円で、人権同和対策課内に設置しております、宮崎県人権啓発センターを拠点として、企業等が人権啓発に取り組むためのリーダー養成研修の開催や、研修講師の派遣をはじめ、人権に関する相談対応や連携強化、DVDなどの視聴覚教材及び図書の整備・貸出し、情報誌の発行、ホームページによる情報提供などの事業を実施するものです。

また、2の地域人権啓発活動活性化事業340万円につきましては、市町村に委託して、講演会等の開催など、様々な人権啓発活動を実施するものであります。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 国スポ・障スポ準備課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の59ページを御覧ください。

国スポ・障スポ準備課の令和5年度の当初予算額は、左から2列目、93億7,013万8,000円となっております。

主な内容を御説明いたします。

61ページを御覧ください。

中ほどにあります(事項)国民スポーツ大会事業費として、91億9,870万2,000円を計上しております。

事業内容といたしまして、説明欄の1、国民スポーツ大会開催準備費1億5,655万1,000円につきましては、宮崎県準備委員会の総会、各種

専門委員会等の運営をはじめ、競技団体が行う競技役員養成に対する支援や開・閉会式輸送計画案の検討、市町村が行う競技施設整備への支援、各種広報活動など、大会の開催準備を行うものであります。

これまで以上に市町村や競技団体、関係機関と緊密な連携を図りながら、計画的な大会準備を進めますとともに、大会の周知・広報にも努めまして、気運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

説明欄の2、県有スポーツ施設整備事業90億4,215万1,000円につきましては、国スポ・障スポに向けた県有主要3施設を整備するものであります。

陸上競技場につきましては、令和3年12月に着工しました主競技場の建設工事に引き続き取り組めますとともに、投てき練習場の整備に着手することとしております。

体育館につきましては、令和3年9月に着工しましたサブアリーナが完成した後に、延岡市民体育館を解体し、メインアリーナの建設工事に着工することとしております。

また、PFI事業で整備を進めておりますプールにつきましては、昨年11月に着工しました建設工事に引き続き取り組むこととしております。

次に、債務負担行為について御説明いたします。

常任委員会資料の24ページを御覧ください。

国民スポーツ大会事業費(競漕艇購入)であります。

これは、第81回国民スポーツ大会ボート競技を開催するに当たりまして、競漕艇76艇が必要となることから、先催県である佐賀県、滋賀県、

青森県と共同購入するものであります。競漕艇購入に当たりましては、1年程度の納期を要し、令和6年度に開催される佐賀県で使用するためには、令和5年度中の手続が必要となるため、債務負担行為を設定するものであります。

限度額は3,700万円で、期間は令和5年度から令和6年度までであります。

次に、25ページを御覧ください。

県有スポーツ施設整備事業（陸上競技場投てき練習場整備工事等）であります。

これは投てき練習場整備工事、植栽工事の工期が複数年度となることから、債務負担行為を設定するものであります。

限度額は6億6,434万9,000円で、期間は令和5年度から令和6年度までであります。

次に、26ページを御覧ください。

県有スポーツ施設整備事業（体育館設備工事（2期））であります。

これは、メインアリーナの設備工事の工期が複数年度となることから、債務負担行為を設定するものであります。

限度額は11億57万6,000円で、期間は令和5年度から令和7年度までであります。

次に、27ページを御覧ください。

県有スポーツ施設整備事業（陸上競技場備品等整備）であります。

これは、陸上競技場に必要競技備品等の購入につきまして、納品までに期間を要し、令和6年11月の公認認定検査等までに納入を完了するためには、令和5年度中に購入の手続を進める必要があることから、債務負担行為の設定を行うものであります。

限度額は5億8,353万6,000円で、期間は令和5年度から令和6年度までであります。

○日高委員長 各課の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○井上委員 みやざき文化振興課の予算についてお聞きします。歳出予算説明資料53ページの私立高等学校等就学支援金の関係です。

今までもそうですが、県立学校と私立学校とあって、ICT関係の端末機の問題というのは、やっぱり今後大きな問題になると思うのですが、この支援金は授業料に対してだけで、端末機のこととかは全く入っていないと考えていいんですか。

○徳山みやざき文化振興課長 御指摘のとおり、ICT関係は、こちらの就学支援金の関係には全く入っておりません。純粋に授業料に対する支援ということになります。ICTに関する支援は別にございます。

私立高校が*高速通信網の環境整備をする場合に補助するもの、また、個別の端末を購入する場合に、半額を補助するものをやっております。

○井上委員 具体的にどの事業でそれをするのですか。

○徳山みやざき文化振興課長 すみません。

まず訂正からなんですけれども、高速通信網の整備につきましては、今年度でその事業は終了してございまして、令和5年度では実施いたしません。

また、学校が購入する端末への補助につきましては、令和5年度もあるんですけれども、国が直接補助をする事業になりまして、県の予算として計上していないところでございます。

○井上委員 今の説明で、はっきり分かっていないところもあるんですけれども、1人1台端末の場合、私立高校の生徒も、県立高校の生徒

※このページ右段に訂正発言あり

と同じような環境になると考えていいんですか。

○徳山みやざき文化振興課長 私立高校の通信網の整備につきましては、85%程度の学校におきまして通信環境が整備されております。

また、端末整備につきましては、導入予定があるものも含めまして、60%弱の学校が導入済みとなっております。

○井上委員 この授業料の支援は、経済的な問題があって支援をさせていただいていると思うんですけども、家庭によってはちょっと違う支援をしているんです。この予算は、毎年この金額で変わっていないということですか。

○徳山みやざき文化振興課長 まず、(1) 就学支援金は、困っている御家庭ということではなくて、ある程度所得のある方の段階に応じて支援するような形になっております。

所得が590万円以下の方は、授業料がほぼ全額支援される形になっておきまして、560万円を超えて910万円までの方は、月額9,900円の授業料を補助しております。

したがって、低所得者の方だけに向けられたものではありませんが、(2) 奨学のための給付金は、市町村民税が非課税の方とか、所得の少ない方を対象とした制度となります。

予算は毎年27億円ぐらいを計上しております。

○井上委員 うちの調査によると、宮崎県民の所得は228万円になっているので、550万円ぐらいというのは、結構収入の多い方かとは思いますが。あまりよく分からないけれども、これほどしなければいけないですか。

だから、私立高校が、端末機を生徒に1台用意するのには、経営上厳しいと何度もおっしゃっているじゃないですか。そのことと、これとは整合性があるのかを知りたいわけです。

宮崎県は私立高校に毎年これだけの補助金をずっと出し続けていくということですよ。私立高校の経営努力というのは、どんなふうになっているのかなって思います。

○徳山みやざき文化振興課長 この就学支援金制度は、導入当時の国の政権が、高校無償化をおっしゃられたことで導入されたところです。

所得による段階制限はあったんですけども、基本的な考え方は、高校生も授業料を無償にしましょうということであると思っております。

今のところ、910万円以上の方は高所得者であるということで、そうした対象にはなっていないんですが、宮崎県においてはかなり少数であると考えております。

学校経営との関係ですが、就学支援金自体は保護者負担軽減のための制度ということで、保護者が負担すべきものを、国なりで負担しているという形になりますので、学校経営自体が、特にこのことでよくなったりとか、悪くなったりとかはないと思っております。経営努力としましては、やはりこういった制度が後押しになっているのではないかなとは考えております。

○井上委員 国の政策としての授業料無償化ということですとそうされているのなら、それは政策として進める内容なので、それはそれとして。何かお金を補助するとするのなら、国だけの政策の中ですればいいのかなと思ったりもするけれども、でもそれだけだったら県立学校との授業料の差がすごく出るということですよ。

○徳山みやざき文化振興課長 県立高校の授業料との比較では、県立高校の授業料は一律9,900円で、その金額が免除される形になります。

もともと私立学校は、若干の自己負担が生じることを念頭に置いた上でその学校を選ばれて

いるということで、授業料全額を負担するかというの、国の政策の判断ではございますが、基本的には国の政策に沿った形で県も政策をしたいと考えております。

○井上委員 もう一つだけ、県立芸術劇場大規模改修事業ですけれども、今回の大規模改修で何年大体もつものなんですか。

○徳山みやざき文化振興課長 今回の大規模改修は、大きく分けまして、天井改修工事と舞台機構の更新がございます。

舞台機構の更新に関しましては、物によって、5年とか25年とか耐用年数がございますが、今回、県立芸術劇場自体が30年を経過しようしておりますので、更新時期にきているものの取り替えを行います。20年から30年のサイクルで、こうした事業が必要になってくると考えております。

○日高委員長 それでは、第3班の審査を終了します。

暫時休憩いたします。

午後2時4分休憩

午後2時6分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了しましたので、これから総括質疑を行います。

総合政策部全般についての質疑はございませんか。

○太田委員 総括質疑ということで、漠然とした言い方になるかもしれませんが、いじめとか、仲間外れとか、ストーカーとか、また誹謗中傷して自殺に追い込んだとか、昔と違ってとことん相手を追い込んでしまう風潮があって、悲しい思いをするわけですが、総合政策部には、例

えば、みやざき文化振興課とか、生活・協働・男女参画課とか、人権同和対策課と3つほどあると思うんです。

みやざき文化振興課の文化というとやっぱり、小説も含めていろんな文化に触れて、人間の原初的な優しさをお互い共感しながら、支えあうということなどを感じ取っていただきたいというのもあって——それは教育委員会の子供の教育の分野もあると思うんです。それから、社会教育で、大人にもそういったことを感じ取っていただくということであれば、総合政策部だけではないと思います。

特に、人権なんかは、人のことを思うということであるとすれば、教育委員会も含めて、行政として共通認識を持った取組というか、そういうメッセージが発せられるといいなというのが一つです。

ちょっと難しいんですが、何か県民の優しさをつくっていくような取組ができないものなのか、できるといいなという思いなんですけれども、どうでしょうか。

○徳山みやざき文化振興課長 文化には、人と人を言葉だけではなく、音楽であったり、芸術であったり、そういうもので結びつけあって、お互いのよさを理解したり、共感しあったり、簡単に言うと、友達になったり、そうした文化の力があるものと、私どもでは信じております。

事業としましては、歳出予算説明資料52ページの(事項)文化活動促進費の説明欄の12に、文化で紡ぐ地域活力の再興応援事業、2,000万円を掲げておりまして、この中で文化の裾野を広げることをコンセプトに、障がいのある方もない方も、一緒に文化活動をするというような事業を、来年度やりたいと思っております。

そうした県民参加型の事業によって、相互理解などが進むことを期待しているところでございます。

○太田委員 こういう事業を見て、そういったところにつながっていくといいなという思いで、質問させてもらいました。漠然としたことですから、なかなか難しいと思うんです。ただ、教育委員会を含めて、何か取組があるといいなと思います。

最後にします。行政としては、人権同和対策課、生活・協働・男女参画課あたり、もしくは教育委員会も取り上げると思うんですが、LGBTの問題です。

たまたまそういう方が来られたので、話をしてみたら、民法上、例えば、経済活動をするにしても、親の同意がなければ商業的な契約は結べないので、基本的には、親が責任を持って子供を指導するというのがあります。

ところが、小さいときから何らかの違和感を感じていても、言ったら怒られるとか、もしくはそういうことはするなと怒られるので、自分の親に自分の立場を表現できなかった人たちの話を聞くと、親が子供の監督責任を持つというのが今の常識ですけども、LGBTの問題については、むしろ子供が、子供の気持ちをもって親に伝えるという意味では、逆だと私は思えてきたんです。

例えば、自分の体がどんどん変わっていく、本当は女性になりたいんだけど、いつの間にか筋肉がついて肩幅も広がって、大人になって自分の意思決定の力を持ったときには、もう体は男になっていた、そういうことが出てくるものだから、子供のときの思いをもって、親を逆に変えていかないといけないというのを、最

近感じ始めたんです。

結論を言いますけれども、学校現場では、先生たちもかなり研修して受けておりますから、ある程度の対応ができるようですが、親が反対してしまうと、先生たちも少し自信を失うのか、動けなくて、子供の課題解決に至らない状況が生まれていると、そのような報告も聞いております。まず、子供の同意をもって、その子供と一緒に親に会いに行く。そして、あなたのお父さんはそういう思いを持っているようですよと親に当たれる、そんな逆のものがこの問題にはあるような気がします。

私も実はそういう人たちの同意を得て、親のところに行ったことがありますけれども、親は絶対に認めませんでした。でも、それをやらないと、もう自暴自棄になったり、失望して自殺する人もいるものだから、逆の発想から、子供の同意を得て、自信を持って、親に会いに行くという立場に立っていいのではないかと思ったときに、教育現場でも、先生に自信を持ってもらいたい——子供の同意がありさえすれば、行けるんだよ、やれるんだよというところがつくられてもいいんじゃないかなと思います。

もし、それが真実であるとするならば、行政全体も、その視点に立って動かれたほうがいいのではないですか、ということは伝えておきたいと思います。

この前の一般質問でも出ましたが、いろんな相談窓口があるものですから、相談に行ってもたどり着けないんです。いろんな窓口があっているのですが、相談者とともに、あなたはということなんだねということであれば、その子のお父さんに、お母さんにカミングアウトしますかとかいう同意をとって——子供の同意が得

られなければ、動いてはいけないと思います。もし得られたならば、その子と一緒に伝えることをしていかなければならないのではないかなと少し思ったところです。

今日はそのテーマについては言いませんが、総合政策部には、人権や文化、女性・男性の問題を扱うところもありますので——私も真実かどうかは分かりませんが、議論しながら、子供の意思を確認しながらやっていけば、そんなに恐れることはないのではないかなということ、組み立てていくことが必要かなと思ったところです。

意見として、状況だけ伝えておきます。

○井上委員 今回、私たち県議会議員で立候補する人に対して、宮崎日日新聞社から、同性婚に賛成ですか、反対ですかという質問が来ています。読み手として県民を想定したときに、この質問で、私たちの県議会議員としての資質みたいなものの、何を問うのか分からないところもあって、宮崎日日新聞社にも聞いたりしたところです。

人権同和対策課になっているので、なかなか回答が難しいところもあるんだろうけれども、LGBTについての議論もしていない、まだ法整備も何も済んでない中で、どう伝えていくのか、その伝える力というのが、私にもちょっと足りないので、どんなふうはこの問題を考えておられるのかをお聞かせいただけるといいなと思っています。

本当にこれは悩ましい問題で、今、ちょうど太田委員からもありましたが、私も、県は個人の人々の生きづらさみたいなものに対して、どういうふうに捉えていくのかを委員会の場で聞いておきたいなと思っておりました。よかったら県

の政策としてはどう考えているのかを聞かせていただくといいかなと思います。

○吉崎人権同和対策課長 性的マイノリティの方の人権の尊重に関しましては、現在、県民向けに、当事者の方を講師とした講演会や、企業等への研修講師の派遣、県内の大学と連携した啓発事業などを実施しております。

やはり県民の理解を深めていただくことが、最も重要だと考えておりますので、まだ不十分な点もございますけれども、当事者の方の困り事に応じて、適切な機関で迅速に相談できるように、多様な性を理解するための基礎知識や、様々な相談機関を掲載したハンドブックの作成に取り組んでいるところであります。

この問題につきましては、やはりこの性的マイノリティの方々が、地域の中で、自分らしくのびのびと生活できることが、一番大事だと思っておりますので、そのために地域住民の方々の理解促進に向けて、取り組んでおります。

先ほど太田委員からもございましたが、児童福祉全般に言えることだと思いますけれども、当事者の子供たちの最善の利益を図るために、今議会で教育長が答弁されておりましたけれども、「話してくれてありがとう」という姿勢で、スクールカウンセラーの方や養護教諭の方などと連携して、チームとして対応していく。そういった中で、先ほど太田委員が言われた、親御さんへのサポートといたしますか、アクセスの仕方というようなところも、研究されていくのではないかと考えているところであります。

○松浦総合政策部長 大変難しい問題だと思っています。本などによると、LGBTの方々が一定割合はいるということですので、そこを前提として社会をつくっていかなければならない

と我々も思っているつもりであります。

ただ、従来の男性か、女性かという2つの区分で、今の社会がつくられているということで、トイレにしても、お風呂場にしても、そういうふうになっていますので、これをどういう形で持っていけばいいのかというのは、物すごく大きな問題だろうと思っています。

しかしながら、その中で悩んでおられる方がたくさんいる、それを前提に考えなければならぬということでもありますので、まずは、こんな社会をつくっていくべきだというベースとなる考え方から議論して、やらなければいけないんじゃないかなと思っています。

ですので、国全体としてこれをどう考えていくのか、基本的なところは、整理していただかないといけないかなと思っています。

一方で、実際に悩んでいらっしゃる方がたくさんいる中で、我々県としてはそういう方々の悩みをちゃんと聞けるような場所をつくってきているわけでありまして、県民の方々に、そういう方々がいること、そういう方々も自由に暮らす権利があるということを理解していただき、意識を変えていただかなければならないというところで、まだまだ過渡期というか、こういった取組は始まったばかりではないかなという感覚は持っています。

そういう考え方を持ちつつ、どういうことができるのか——啓発であったりとか、相談窓口をつくったりとかいうところを、我々は今やっているということでもあります。

非常に難しい問題だということと、国全体として考え方を整理して社会をつくっていく、そういう方向づけをしていく必要があるのではないかなと思っています。

○井上委員 私たちは、県議会議員という仕事上、やっぱり何か物事を見るときに、法律との関係というのは、非常に大事にしているんです。私としては、そこはすごく大事にしています。

だから、その法整備が進んでいないものに対して、そこだけで話をされる、例えば、婚姻に関して、女性の人権という意味で言うと、非常に不十分な点がいっぱいあるんです。

だけれど、LGBTと一緒に話をされると、じゃあその婚姻を認めますかと、マスコミの方から聞かれた場合に、認めますとした場合、認めないとした場合、どうなのかなという思いがすごくするんです。

今、県議会議員として非常に乱暴な問いかけをされています。緩やかに考え方を醸成していかなければいけないものに対しても、そういうものの言い方されるということは——現実には、今議会の県の答弁を聞いていると、その方向なのかと。でも、それを具体的にどう政策の中に生かしていくのか、どんなふうに子供たちに教えるのか、周りの人たちの気運をどう醸成するのかという点では、非常に不明なんです。

女性の人権に関してそうなんですけれども、人権の問題についての議論というのは、県側ももっと丁寧にしていただくといいのかなというのが私の考えですので、そこを要望しておきたいと思います。

○日高委員長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、請願の審査に移ります。

請願第9号「夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願」について執行部からの説明はありません。

んか。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 特にござ
いけません。

○日高委員長 それでは、委員から質疑はあり
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 最後に、その他で何かありませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 私から一言、今回、松浦部長が
退職されるということでございます。長い間の
県庁生活、本当にお疲れさまでした。

私は8年しか付き合っておりませんけれども、
フェリー問題のとき——あときは松浦次長で
したが——取りまとめていただいて、しっかりと
予算化されたことは、松浦部長の手腕だろう
と、今、振り返ると思うわけでございます。

その後は、総合交通の問題です。まだ途中で
ございましょうけれども、基金も積むことがで
きて、しっかりと道筋はつけていただいたとい
うことで、今後、残られた方もやりやすくなっ
ただろうなと思っております。

そして何ととっても、最後にこの総合計画を
つくり上げられました。このつくり上げられた
ものを、残された職員とか、我々もしっかり見
ながら、宮崎県政をリードしていかなければな
らないなと思っております。

いろんな形で会話をさせていただいて、本当
に勉強になりました。

今後とも、またいろいろとアドバイスとか、
御提言とか、御指導賜りますことを心からお願
い申し上げます。本当にありがとうございました。
お疲れさまでした。

それでは、以上をもって総合政策部を終了し

ます。

執行部の皆さんお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。ありがとうございました。

午後2時30分休憩

午後2時38分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求め
ます。

○矢野会計管理者 会計管理局でございます。
どうぞよろしく願いいたします。

座って説明させていただきます。

今回の委員会で御審議いただきます会計管理
局所管の議案につきましては、議案第1号「令
和5年度宮崎県一般会計予算」、議案第33号「宮
崎県収入証紙条例の一部を改正する条例」の2
件でございます。

お手元の常任委員会資料の3ページをお開き
ください。

議案第1号、令和5年度当初予算についてで
あります。

会計管理局の当初予算額は、表の①の欄にご
ざいますとおり、会計課、物品管理調達課合
わせて、総額5億8,641万9,000円をお願い
しております。

議案の詳細につきましては、それぞれ担当課
長から説明いたしますので、御審議のほど、ど
うぞよろしく願いいたします。

○吉元会計課長 会計課の令和5年度当初予算
につきまして、御説明いたします。

同じくお手元の常任委員会資料の3ページを
御覧ください。

会計課の当初予算額は、表の②の欄にありま

すとおり4億3,679万円であります。

その主な内容につきまして御説明いたします。

4ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項)出納事務費④の欄、1億601万3,000円であります。これは、会計事務を行うために職員が利用している、財務会計システムの運用管理などに要する経費であります。

次に、一番下の(事項)証紙収入事務費⑤の欄、9,209万2,000円であります。これは、証紙売りさばきに要する経費でありまして、売りさばき人に対して支払う売りさばき手数料が主なものとなっております。

当初予算につきましては以上でございます。

続きまして、議案第33号「宮崎県収入証紙条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

資料の6ページをお開きください。

現在、パスポートの発給申請手続については、直接窓口で申請することとなっております。国の手数料は収入印紙で、県の手料は収入証紙により徴収しております。

そこで1、改正理由についてであります。旅券法の改正により、電子申請が可能となり、国において手数料のクレジットカードによるオンライン納付の導入に向けた準備が進められております。宮崎県では、令和5年度中に導入される予定となっていることから、2の改正内容のとおり、証紙に限って徴収している手数料等について、証紙以外の方法によっても徴収することを可能とするため、表の改正後の下線箇所のみただし書のとおり、知事が別に定める場合は証紙によらないことができることを追加するものであります。

最後に3、施行期日についてであります。令和5年4月1日としております。

○**堅田物品管理調達課長** 物品管理調達課の令和5年度当初予算につきまして、御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の3ページにお戻りください。

物品管理調達課の当初予算額は、表の③の欄にありますとおり1億4,962万9,000円あります。

その主な内容につきまして御説明いたします。

5ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項)物品管理及び調達事務費、⑥の欄の5,204万6,000円あります。これは、物品の管理及び物品の調達に要する経費であります。増額の主な要因につきましては、物品調達システムの更新を行うことによるものであります。

次に、一番下の段の(事項)車両管理事務費、⑦の欄の1,214万8,000円あります。これは、県有車両の任意保険料など、県有車両の管理に要する経費が主なものであります。

○**日高委員長** 説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○**有岡委員** 前年度と比較したときの予算の内訳について教えていただきたいのですが、常任委員会資料の4ページ、例えば、(款)総務費の今年度予算は、昨年度と4億円程度の差があるものですから、その背景が何かありましたら教えてください。

○**吉元会計課長** 4ページの中ほどの(事項)出納事務費が、来年度1億601万3,000円なんですけれども、令和4年度の当初予算が5億2,291万4,000円で、4億1,600万円余の減額となって

おります。これにつきましては、令和3年、令和4年度で財務会計システムの再構築をしております。それが令和4年度で終了しましたことが主な理由となっております。

○有岡委員 分かりました。そういったシステムの変更ということで、今年度の予算が一般的な流れだと理解できました。

同じく5ページの物品の調達ということで、ここ数年、いろいろなものが値上がりしている現状の中で、そういったことを見込んだ今回の予算計上なのかなと思うのですが、そこら辺の予算的な見通しというのはいかがなのでしょうか。

○堅田物品管理調達課長 5ページの中ほどの(事項)物品管理及び調達事務費5,204万6,000円は、前年度と比較しまして3,200万円ほど増えております。これは説明欄の1、物品管理調達事務費のうち、競争入札参加資格者名簿の3年に1回の定期更新に係る経費が500万円増額しております。さらに、2、物品調達システム効率化推進事業、2,685万3,000円は純増であります。この純増につきまして御説明します。

まず、物品調達システムということで概要についてでありますけれど、物品調達を行う際の見積書の提出依頼、見積書の提出及び発注依頼、見積り結果の公表に関する一連の手続を、インターネットを介して電子的に行うシステムでありまして、事業者は発注期間に出向くことなく、自社にいながら見積り等の手続を行うことができるものであります。今回、その物品調達システムのOS更新を行うものであります。OSといいますのはオペレーションシステムの略でありまして、システム全体を管理し、様々なアプリケーションソフトを動かすための最も基本的なソフトウェアなことで、パソコンなどには必

ず入っているシステムであります。そのOSのメーカーサポートの期間が終了することに伴い、更新を行うものでありまして、更新作業に係る経費を全額計上しております。

○有岡委員 地元業者が納品するとき、かなり大量に購入することでコストを削減するといった努力がなされているものですから、業者に負担がかかってしまうようなことではいけないと思ってお尋ねしましたけれども、OSの更新ということで理解しました。

○太田委員 証紙の関係ですが、条例の改正については、クレジットカードによるオンラインの納付ということで、理解したつもりです。

常任委員会資料4ページの一番下、(事項)証紙収入事務費の説明欄に、証紙の売りさばきに要する手数料として9,100万円とありますが、この手数料というのは、県は払う側ですか。

○吉元会計課長 まず、収入証紙ですけれども、県が売りさばき人を指定してありまして、その売りさばき人に対して証紙を販売いたします。その販売した証紙の手数料として、売りさばき額の3.3%を売りさばき人にお支払いいたします。その3.3%を乗じた額がこの9,166万8,000円という形になっております。

○太田委員 初歩的なことで申し訳ありませんでしたが、この3.3%の分なのですね。ということは、収入は相当な額になるんですか。

○吉元会計課長 収入証紙の売りさばき額ですけれども、令和3年度実績で言いますと約26億円になっております。

○太田委員 それは恐らく、例えば、高校授業料とか、そういった感じのものですか。そういう種別としてはどんなものがありますか

○吉元会計課長 売りさばき額の大きいもので

言いますと、まず免許更新の手数料2,500円、また、と畜・食鳥検査手数料、このあたりが大きな収入額になっております。

○日高委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 退職者の皆様に一言御挨拶いたします。今回、会計管理局矢野局長、藤井次長、吉元会計課長、堅田物品管理調達課長の4名が退職されるということで、長い間本当にお疲れさまでした。本当にありがとうございました。

矢野局長は、障がい福祉課長のとき手話をやる課長ということで結構有名になりました。藤井次長は、財政課のときに、私の初めての一般質問を御担当いただいて、議会の厳しさを教えていただきました。本当にありがとうございました。吉元さんは退職ですか。本当に60歳なんですか。見えません。堅田さん、先ほどは丁寧な説明、ありがとうございました。

長い間、県政の発展のために本当にお疲れさまでした。これからも、県政に対する御指導、御鞭撻賜りますことをお願い申し上げまして、お礼と代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

以上をもって、会計管理局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時55分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○日高人事委員会事務局長 人事委員会事務局の令和5年度当初予算につきまして、御説明させていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の521ページをお開きください。

表の左から2列目の当初予算額ですが、人事委員会事務局の当初予算総額は1億4,550万7,000円をお願いいたしておりまして、前年度当初予算総額1億4,781万9,000円と比べますと1.6%の減となっております。

では、主な内容について御説明いたします。525ページをお開きください。

まず、上から4段目の(目)委員会費665万8,000円ではありますが、その内訳といたしましては、(事項)委員報酬598万2,000円が、人事委員3名に対する報酬であります。また、(事項)委員会運営費67万6,000円は、人事委員会の会議開催等に要する経費であります。

次に、(目)事務局費の1億3,884万9,000円ではありますが、その内訳といたしましては、(事項)職員費1億763万5,000円が事務局職員15名の人件費であります。

次の(事項)事務局運営費471万9,000円は、人事委員会事務局の運営に要する事務的経費であります。

次の(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費2,341万1,000円ではありますが、次の526ページをお開きください。

内容といたしまして、1の県職員採用試験実施費は、試験案内や試験問題の作成、会場借上げなど、試験の実施等に要する事務的経費であります。

また、2の任用制度等に関する調査研究費は、人事行政に関する調査研究等に要する経費であります。

次の(事項)給与その他の勤務条件の調査研究費204万9,000円ではありますが、その内容とい

たしまして、1の給与報告及び勧告に必要な調査研究費は、民間の給与実態調査をはじめ、人事委員会が行う職員の給与等に関する報告及び勧告に要する経費であります。

また、2の給与その他の勤務条件の調査研究費は、勤務条件に関する調査や、職員に対する給与支払状況の管理等に要する事務的経費であります。

最後に、その下の(事項)審査監督費103万5,000円は、不利益処分に関する審査請求等審査に要する経費及び人事委員会が権限を有する労働基準監督関係業務に要する経費であります。

○日高委員長 説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○太田委員 この人事委員会というのは、もちろん職員採用試験とかが大きな仕事だろうと思うのですが、公務員の職員間のトラブルとかも対応されるんですよね

○日高人事委員会事務局長 委員がおっしゃるとおりで、人事委員会事務局としては、あくまでも県の職員が対象です。ほんの一部、外部のものもありますけれども、基本的には県職員が対象となります。

○太田委員 去年1年間で職員間のトラブルと言ったらいけないかもしれませんが、何かそういう問題の調整に入った事例はあるんですか。

○森山職員課長 今年度の状況ですけれども、昨年度から持ち越しておりました職員からの措置要求の判定を1件行っております。

あとは、苦情相談ということで、措置要求や不服審査までは至らないのですが、職員間のトラブル、職場での人間関係等の悩み等の苦情相談を、今年度、2月末現在で27件受理しております。それに対して私どもの相談窓口で対応

してきております。

○太田委員 相談を受けて、うまく解決してあげるといのが一番いいわけですが、うまくいっておられますか。

○森山職員課長 相談業務につきましては、相談内容をこちらで十分に把握した上で、任命権者や所属等に仲介や問題解決のアドバイスをし、解決しているところでございます。相談者の要求はおおむね解消されているとは聞いております。

○太田委員 今ちょっと措置要求とか言われましたが、それはどういう意味ですか。

○森山職員課長 こちらは、職員が給与ですとか勤務条件、そういったものに不服がある場合に、人事委員会に対して要求できるものとなっております。

○太田委員 最後に、労働基準監督に要する経費というのがありますが、これは公務員じゃなくて民間との関係とかがあるのでしょうか。労働基準というのとはどんなテーマなんでしょうか。

○森山職員課長 労働基準監督権につきましては、人事委員会が全ての所属の権限を持っているわけではございません。土木ですとか保健所とかそういったところは、労働基準監督署が権限を持っております。それ以外の所属につきましては、人事委員会が、勤務条件や勤務環境などの調査や指導を行う権限を持っております。

○日高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、今回退職されます、日高人事委員会事務局長、本当に長い間、県庁に御貢献いただきましてありがとうございます

た。局長におかれましては、お体に留意しながら、県政の発展のために外から応援していただきますことをお願いいたしまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

以上をもって、人事委員会事務局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時4分休憩

午後3時5分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。また、決算における指摘要望事項に係る状況についても併せて説明をお願いいたします。

○高山監査事務局長 監査事務局でございます。まず、令和5年度一般会計当初予算について御説明いたします。

お手元の委員会資料の3ページをお開きください。

監査事務局の当初予算額は、表の一番上にありますように1億9,008万7,000円をお願いしております。

次に、その内容について御説明いたします。

4ページをお開きください。

まず、上から4段目、(目)一般管理費の1,379万7,000円についてであります。これは、その下にあります(事項)外部監査費でありまして、説明欄にありますように、包括外部監査人による外部監査に要する経費であります。

次に、5ページの2段目、(目)委員費2,025万6,000円についてであります。

内訳につきましては、(事項)委員報酬が1,881万9,000円で、監査委員4名の給料及び報酬等で

あります。

また、その下の(事項)運営費が143万7,000円でありまして、監査委員の監査に要する経費であります。

次に、6ページの1段目、(目)事務局費1億5,603万4,000円についてであります。

内訳につきましては、まず、(事項)職員費の1億4,315万3,000円は、事務局職員の人件費であります。次の(事項)運営費は1,288万1,000円で、事務局職員の監査や事務局の運営に要する経費であります。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況につきまして、御説明いたします。

別冊の資料、決算特別委員会指摘要望事項に係る対応状況の4ページをお願いいたします

③の「引き続き、監査の指摘事項等を庁内で共有することにより再発防止に向けた意識啓発を図るとともに、適切な事務処理を行うために必要な対策が徹底されるよう取り組むこと」との御指摘をいただいております。

監査事務局といたしましては、監査の指摘事項等を庁内で共有するため、監査結果については、対象所属に加え、総務部長や会計管理者、必要に応じ関係課長へも通知し、再発防止に向け注意喚起を図っております。

また、職員ポータルサイト内の全庁掲示板への掲載や出納委員会議などの研修会において、指摘事項等の内容を紹介し、職員の意識啓発に努めているところであります。

さらに、今年度から、特に注意喚起が必要と判断される所属に対して、監査の結果通知を手交し、今後の改善措置の徹底を要請することにしていただきました。あわせて、監査指摘事項等のあつ

た所属に対しては、通知の際、改善状況の報告を求めるとともに、翌年度の監査においても、前年度の指摘事項等について、関係所属等の確認や改善状況の聴取を行っているところであります。

今後とも、庁内での情報共有や監査対象機関への指導の徹底を図るなど、再発防止につながる効果的な監査に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、議案第36号「包括外部監査契約の締結について」であります。

常任委員会資料の7ページをお開きください。

この議案は、1の提案の理由に記載しておりますとおり、令和5年度の包括外部監査契約の締結に当たりまして、地方自治法第252条の36第1項の規定によりまして議会の議決に付するものであります。

包括外部監査制度は、6に記載しておりますとおり、監査機能の充実を図り、監査機能に対する住民の信頼を高めることを目的に導入された制度で、外部の専門家による監査を実施するものであります。本県では、平成11年度から導入しており、導入当初から公認会計士と委託契約を締結しております。

契約の目的は、2にありますとおり包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告を求めるものであります。

契約金額は、3にありますように1,379万3,000円を上限とする額としております。

4の契約の相手方についてであります。地方自治法で外部監査人として契約できるものは弁護士、公認会計士等と規定されておりますが、包括外部監査は財務監査であることを踏まえ、本県ではこれまで公認会計士の方と契約を締結

してまいりました。契約は毎年度締結されますが、同一の者との連続した契約は、法律上3年が上限とされております。

現在委託している坂元公認会計士は今年度で3年目になりますので、来年度は新しい方との契約が必要であります。来年度は記載のとおり、公認会計士の中原義博氏との契約を考えております。この方は日本公認会計士協会南九州会宮崎県部会から推薦をいただいた方であります。中原義博氏につきましては、公認会計士としての豊富な業務歴に加え、県や宮崎市の包括外部監査の補助者を務められた実績がございます。

契約の期間は、5にありますとおり、令和5年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

○日高委員長 説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、今回退職されます、高山局長、後藤第二課長、本当に長い間、県庁生活お疲れさまでした。御貢献いただきありがとうございました。私は、高山局長がオールみやぎ営業課のときによく行った経験があります。今年で御退職されますけれども、また第2の人生ということで、県政に対して御提言とかいろいろしていただければと思います。本当に長い間お疲れさまでした。ありがとうございました。局長から何か一言。

○高山監査事務局長 時間をいただきまして、ありがとうございます。また、オールみやぎ営業課長時代から、大変お世話になっておりまして、本当にありがとうございます。

まず、この1年間、監査事務局の議案等に関して御審議いただき、また貴重な御意見等を賜り、厚くお礼を申し上げます。

県庁生活の最後に監査の仕事をさせていただきましたけれども、行政の仕事を定期的にチェックして間違いを正し、改善を求める監査の仕組みというのは、非常に大切なものであると改めて認識しております。

私自身はこれまでいろんな職場で、県議会の皆様との接点がございまして、いろんな叱咤激励をいただきました。時には厳しい御意見もいただきましたけれども、後で振り返ってみると、そのことにより、よりいい施策の構築や展開につながったのではないかと非常に感謝しております。

4月から私たち2人は県庁を離れる予定ですが、新たな気持ちで、一県民として宮崎県の発展のために尽くしたいと考えております。今まで本当にありがとうございました。

○日高委員長 以上をもって、監査事務局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時14分休憩

午後3時15分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○渡久山議会事務局長 議会事務局でございます。

令和5年度当初予算につきまして御説明を申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の冒頭1ページをお開きください。

左から2列目、当初予算額の欄でございますが、11億1,963万9,000円を計上しておりまして、令和4年度当初予算額、11億7,306万5,000円と比較いたしまして5,342万6,000円、率にして4.6%の減額となっております。

この減額の要因でございますが、議会棟の改修事業が終了しましたこと、タブレットの導入が終了したことなどによるものでございます。一方増加の要因としては、積算する議員の数を今年度は38名でしておりますが、来年度は定員の39名でしておりますこと、あるいは改選に伴う防災服の購入などがございます。

それでは主な内容について御説明いたします。

5ページを開きください。

上から4段目の(目)議会費でございますが、7億4,283万7,000円を計上しております。

主な事項について御説明いたしますと、中ほどの(事項)本会議運営費2,577万円でございます。これは、本会議及び議会運営委員会の開催などに要する経費でございます。

次に、その下の(事項)常任委員会運営費1,085万1,000円でございます。これは、常任委員会の開催や県内外の調査活動に要する経費となっております。

次に、その下の(事項)議会一般運営費の2億777万7,000円でございます。これは、正副議長の各種行事出席、各種協議会の負担金のほか、政務活動費交付金などに要する経費でございます。

6ページを御覧ください。

一番上の段、(事項)特別委員会運営費の797万2,000円でございます。これは、特別委員会の開催や県内外調査活動に要する経費となっております。

以上が議会費でございまして、次に下の段、2つ目の(目)事務局費でございしますが、総額で3億7,680万2,000円を計上いたしております。

主なものを御説明いたしますと、中ほどの(事項)本会議運営費402万2,000円でございます。これは、会議録調製事務に係る会計年度任用職員雇用などに要する経費でございます。

次にその下の(事項)常任委員会運営費237万6,000円でございます。これは、常任委員会の県内外調査活動の職員随行などに要する経費となっております。

7ページを御覧ください。

真ん中の(事項)議会一般運営費の1億651万4,000円でございます。これは、議員の改選、議会広報、タブレット端末等の運用、議員出退表示システムの更新などに要する経費でございます。

○日高委員長 説明が終了いたしました。

御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 そのほか何かありませんか。

○井上委員 先日の常任委員会の際に、外山委員が言われた駐車場の関係です。あれは本当にとっても大事なことなので、議会事務局に聞いておいていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

○日高委員長 総務課長に伝えてありますから、これは恐らく大丈夫だと思います。

○濱崎総務課長 議会棟の駐車場については、スペースに限りがありますけれども、できるだけ近くに、39台分駐車スペースが確保できるように、財産総合管理課とも調整をして検討していきたいと思っております。

○太田委員 私は車に乗らないから分からない

のですが、前回言われたのはどこですか。

○日高委員長 暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時21分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 以上をもって議会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時25分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、3月9日木曜日に行いたいと思います。

開会時刻は13時といたしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。

午後3時25分散会

令和5年3月9日(木曜日)

午後1時1分再開

出席委員(8人)

委員	長	日高博之
副委員	長	日高利夫
委員		星原透
委員		中野一則
委員		外山衛
委員		太田清海
委員		井上紀代子
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課	主査	牛ノ濱晋也
総務課	主事	大島采香

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時1分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、一括して採決いたし

ます。

議案第1号から第3号、第24号、第26号から第29号、第33号、第36号、第43号から第45号、第64号、第72号から第74号、第81号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外17件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取扱いについてであります。

まず、請願第9号についてであります。この請願の取扱いも含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

午後1時2分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、お諮りします。

請願第9号を継続審査とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 挙手全員。よって、請願第9号は継続審査することに決定いたしました。

次に、請願第14号についてであります。この請願の取扱いも含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

午後1時3分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、お諮りいたします。

請願第14号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○日高委員長 挙手少数。ただいま継続審査とすることが否決されましたので、これから採択または不採択のいずれかをお諮りすることになります。

ここで、太田委員、井上委員、有岡委員にお聞きしますが、これからすぐに採決してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、採決に移りたいと思いますが、態度保留の場合は退席したものとみなしますので、御了承ください。

それでは、請願第14号について採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○日高委員長 挙手少数。よって、請願第14号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時6分休憩

午後1時7分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りしま

す。

総合政策及び行財政対策に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 ないようですので、以上で委員会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時8分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 日 高 博 之